

戦国期後北条氏領国下における検地政策

文学部研究科

哲学歴史学専攻 日本史学専修

二〇二一年度

学籍番号

M20LA001

いしだ まさひろ
石田 将大

目次

序章	戦国大名後北条氏に関する研究史―検地論を中心に―	1
第一節	後北条氏検地論	1
一	後北条氏の検地史料	1
二	後北条検地に関する研究史	3
第二節	後北条氏権力論	5
第三節	後北条氏村落論	6
第四節	本稿の視点と方法	7
第一章	「役帳」と「検地書出」にみる後北条氏の検地実施方法	9
第一節	「役帳」からわかる土地把握政策と検地実施	9
一	「役帳」にある検地注記	9
二	領国支配と「役帳」にある検地の関係	11
第二節	「検地書出」からわかる検地実施方法の変容	13
一	大永六年(一五二六)の検地	13
二	天文一二年(一五四三)の検地	14
三	永禄・元亀年間(一五五八～一五七三)の検地書出について	15
四	天正年間(一五七三～一五九〇)における後北条氏滅亡までの検地書出について	15
第三節	「役帳」と「検地書出」にみる検地実態と土地把握―伊豆国をもとに―	16
一	「役帳」と「検地書出」の対応関係	16
二	「役帳」から見る伊豆国支配と検地の関係	17
三	伊豆国における検地実態と土地把握―「役帳」と「検地書出」をもとに―	20
小括		21

第二章	後北条氏領国下における当主及び支城主の「検地書出」について	23
第一節	後北条氏当主が主体の「検地書出」について	23
一	氏綱・氏康期の「検地書出」	23
二	氏政の「検地書出」	25
三	氏直の「検地書出」	26
第二節	支城主の「検地書出」について	27
四	氏房の「検地書出」	27
五	氏照の「検地書出」	27
六	氏邦の「検地書出」	29
七	氏光の「検地書出」	30
八	発給者不明の「検地書出」	30
小括		30
第三章	後北条氏における検地実施過程と年貢収取―伊豆国西浦の事例―	32
第一節	後北条氏による検地実施過程―伊豆国西浦長浜の例をもとに―	32
一	「野帳」と「検地書出」の構成について	32
二	「野帳」と「検地書出」の対応関係	33
三	「免」「引方」と「増分」	34
第二節	検地を反映した年貢収取―伊豆国西浦の場合―	37
一	「写二冊」について	37
二	検地を反映した年貢収取方法―「写二冊」収録史料をもとに―	37
小括		38
終章		41
第一節	本稿のまとめ	41
一	一章のまとめ	41
二	二章のまとめ	42

三	三章のまとめ	42
第二節	本稿の成果	42
第三節	本稿の達成	43
第四節	今後の課題と展望	44
地図		46
表		50
図		59
史料編		60
史料(1―a)	北条家下中村上町検地帳	60
史料(1―b)	「長はま野帳」とそれに関連する史料	61
史料(2)	「検地書出」とそれに関連する史料	67
史料(3)	「役帳」収録の史料	84
注		86

凡例

なお、本書で多用する史料集は以下のように略記する。

杉山博・下山治久編『戦国遺文』（後北条氏編一）補遺編 東京堂出版一九八九～二〇〇〇年からの引用史料については、次の通りに記す。

「史料タイトル（「収録文書名」戦十史料番号）」

〈例・北条家下中村上町検地帳（「種徳寺文書」戦 三八四）〉

澁澤敬三『豆州内浦漁民史料』（アチックミューゼウム彙報、一九三七～一九三九）については、『漁民史料』とする。また、史料編では、次の通りに示す。

「史料タイトル（『漁民史料』十史料番号）」

〈例・大川兵庫・隼人連署指出（『漁民史料』一七一五）〉

神奈川県大磯町曾根田家所蔵の『皇国地誌淘綾郡高麗村』については、「皇国地誌」とし、詳細は後述する。

「史料タイトル（「皇国地誌」）」

〈例・北条家検地書出写（「皇国地誌」）〉

史料編の引用史料については、本文において次のように記す。

（１）（３）と、引用する史料群の種類で、番号をつけた。それぞれの史料群名は、（１）「検地帳（野帳）」、（２）「検地書出」とそれに関連する史料、

（３）「小田原所領役帳」である。

本文には、引用史料を次の通り示す。

（１）「検地帳（野帳）」

【史料（１＋a・b）＋史料番号（漢数字）】

a：北条家下中村上町検地帳（「種徳寺文書」戦 三八四）

b：「長はま野帳」（「大川文書」戦二三六）とそれに関連する史料

〈例・【史料（１－b）－１】〉

（２）「検地書出」とそれに関連する史料

【史料（２）＋史料番号（漢数字）＋枝番号（必要があれば）】

〈例・【史料（２）－一四（－一二）】〉

（３）「小田原所領役帳」（本文は「役帳」とする。）

【史料（３）＋史料番号（漢数字）】

〈例・【史料（３）－一二】〉

【史料（３）】については、佐脇栄智校注『小田原所領役帳』（戦国遺文 後北条氏編 別巻 東京堂出版一九九八年）から引用する。

史料編における史料番号の割り当てについては、

例・史料（１－b）：【史料一】：／史料（２）：【史料一】：…と、史料群に割り当てた（アラビア数字）が進むごとに、漢数字の史料番号を再設定して割り当てる。

序章 戦国大名後北条氏に関する研究史―検地論を中心に―

戦国大名検地論は、一九七〇年代、有光友學氏が今川氏を対象とした研究からはじまる。有光氏の研究は、戦国大名が、中世に存在した重層的な土地領有関係について、検地によって一元化していたことを明らかにした⁽¹⁾。この今川検地による土地領有関係の一元化は、土豪(中間層)などの有力者が、領主と百姓の間にたつて中間搾取をおこなう「作合」を否定できたという評価につながる。

これは、安良城盛昭氏が提唱した、作合否定が太閤検地によってはじめておこなわれたという太閤検地論の理解とは、対立するものである⁽²⁾。安良城氏は、戦国大名検地を太閤検地と比較して、遅れたものと評価している。

勝俣鎮夫氏は、この有光氏の検地論をもとに、戦国大名の検地方法が太閤検地の方法に類似していると評価する。そして、太閤検地の手法を近世的と位置づけることで、戦国大名検地も太閤検地と同様、近世的であるとする。こうした、近世的か否かという権力の推移を視点として評価がおこなわれてゆく。この検地論における評価の違いによって「安良城・勝俣論争⁽³⁾」が起こった。それは、検地研究が停滞し、進展しなくなる要因となった。

しかし、一九九〇年代の検地研究では、年貢収取関係から検地方法の見直し
がなされ、「安良城・勝俣論争」でみたような、権力の推移による評価から脱却が目指された⁽⁴⁾。また、二〇〇〇年代になると、戦国大名の権力論や村落論を視野に入れた検討から検地を解明する動向がみられる⁽⁵⁾。戦国大名の領国支配から検地研究がなされてゆくなかで、個別の戦国大名が実施した検地の研究がなされるようになった⁽⁶⁾。

そのような、個別の戦国大名による検地政策を検討する際、関東の北条氏は豊富な戦国期の史料が残存しており、研究対象として妥当だと考える。しかし現状は、有光氏が先駆的に研究した今川検地論と比較すると、検地を専論とした研究が少ない。

本稿では、北条氏の史料を総体的にみることで、戦国期北条領国下における検地政策の全容を明らかにする。序章では、これまでの北条氏に関する研究史を紹介するとともに、それらの研究と検地政策とのつながりを考えてゆく。また、北条領国下の検地政策について、検地に関する研究だけではなく、権力論や村落論も視野に入れる形で検討していきたい。

第一節 後北条氏検地論

北条氏検地論の実証的な研究は、佐脇栄智氏によって行われ、定説として受け入れられている⁽⁷⁾。

本節では、これまで検地研究にて扱われてきた史料をみていくとともに、北条検地に関する研究史を紹介してゆく。

一 後北条氏の検地史料

まず先行研究では、(1)「検地帳(野帳)」・(2)「検地書出」・(3)「小田原所領役帳」の三点が主に使用されてきた。

(1)「検地帳」と「野帳」

「検地帳」や「野帳」の構成は、①上段に田畠の別と一筆ごとの反別面積を、「町反歩」における「歩」という小さい単位で記載し、②下段に名請人を記載している。

〔1-a〕「検地帳」

「検地帳」としては、天文一〇年（一五四二）作成の相模国西郡「下中村上町分」（現神奈川県小田原市小船、〔1-a〕）が残る。これは、北条氏の「検地帳」として現存する唯一の史料である。

冒頭には「辛丑／下中村検地帳」とあり、「辛丑」は、天文一〇年と比定できる。続いて、「検地帳」の上部に田畠面積、下部には名請人が記載され、最後尾に田の合計面積とそれを貫高化したもの、続いて田と同様に畠の分を処理した記載が続く。しかし、それぞれの名請人が記された田畠面積の合計と、「検地帳」の最後尾に記載されている田畠面積の合計は一致せず、その差は田畠ともに三反以上もある。

田畠合計記載の後に続いて、「此外問答之地小竹／上町」とあり、田・二筆、計「八反半廿歩」（八反二〇〇歩）が貫高化されたものを問答の地としてあげている。そして、最後尾には、この問答の地についての説明がある。その中では、「公事免」などが「分国中の法度」で決定されることを記している。そして日付は、「天文十九年／庚戌／七月十七日」となっており、そこに「虎朱印」が捺印されている。

冒頭には天文一〇年と記載されているのに対して、最後尾は天文一九年（一五五〇）となっており、九年の差がある。これは、天文一〇年に「検地帳」が作成されたが、天文一九年に小竹と上町で「問答」が発生したため、この「検地帳」が活用されたと考えられる。つまり、「此外問答之地」以下は、問答があつた天文一九年に書き足されたことに留意すべきである。

〔1-b〕「野帳」

伊豆国西浦長浜（現静岡県沼津市内浦長浜）には、天文一二年（一五四三）作成の「長はま野帳」（以下、「野帳」、〔1-b〕）という、検地帳に類似した形式を有する史料が残存している。

「野帳」は、田畠の面積を丈量することを目的として作成された。よって、「検地帳」のような「引方」や、その他検地に関係する情報を含んでいるものではない。「野帳」には、全部で四五件の記載がある（以下、項目番号については、「1」のように示す）。各項目は、上段、中段、下段の三つのパートからなる。

上段には、田、畠、免田の種別とその面積が記されている。中段には、「ふしさか」（4）「宮前」（14）などの地名や、「当ふさく」（16）「袖ふり免」（17）など、一件の記載がある。中段の文字には、「こふしさか」「宮前」など、高い位置に書かれているものと、「やふさき免」（25）「神明まつり免」（27）など低い位置に書かれているものがあるが、その理由は不明である。下段には、それぞれの田・畠・免田の名請人（責任者）と思われる人々の名前が記されている。

〔2〕「検地書出」（【地図1】）

「検地書出」は、戦国期の北条領国下である現在の南関東を中心に発給された、検地に関する一九点の史料群である。一九点の「検地書出」に記される内容としては、「検地書出」の冒頭部に検地結果の面積が揭示される。つづいて、北条氏が独自に設けた算出方法で、田畠面積を貫高換算して示される。そこから「引方」という郷村経営費を差し引いた「定納高」を揭示する。以上の情報の他に年貢の納入方法や、再検地によって新たに踏み出された「増分」などが記されている。

北条氏が独自に設けた田畠の面積から貫高に換算する方法は、次の通りである。

〈換算方法〉

①まず、田畠の合計（町・反・歩）を出す。②田一反あたりに対して三〇〇〇五〇〇文、畠一反あたりに対して一〇〇〇二〇〇文の貫高（貫・

文〕を乗じる。これにより、田畠が貫高となる。③貫高となった状態の田と畠を合計する。これを「田畠踏立辻」と呼ぶ。④「田畠踏立辻」から百姓への免除分である「引方」を除いたものが「定納高」とよばれる。この「定納高」が、年貢高ということになる。

この換算方法は、すべての「検地書出」に共通している。

「検地書出」の記載形式については、則竹雄一氏が、四つの類型を示している。則竹氏は、「検地書出」の田畠面積と引方の記載方法により分類をおこなった。それは、Ⅰ「田畠面積・引方を記載」、Ⅱ「田畠面積はあるが引方が記載されない」、Ⅲ「面積記載がなく検地高と典型的な引方を記載」、Ⅳ「面積と明確な引方記載がなく検地高と増分を記載」¹⁰⁾というものである。

「検地書出」一九点は、換算方法に関していえば統一的である。しかし、記載形式をみると、則竹氏よって四つの類型が提示されているものの、「検地書出」の発給者や書出し文言に統一性がみられず、則竹氏はこうした違いからの分析や分類をおこなっているわけではない。

「検地書出」は、郷村における検地の内容を端的にあらわした史料であるが、検地の実施方法を明確にあらわしたものではない。また、北条氏領国下の検地実施例がわかるすべての郷村に「検地書出」が残存しているわけではない。そのため、郷村における検地実態の全容を知ることができない。

(3) 「小田原所領役帳」¹¹⁾（以下、「役帳」と略す。）

北条氏の給人を軍事編成組織である「衆」ごとに分類した分限帳のような史料である。給人ごとの知行とその地名、役高などの貫高が簡条書きで明記される。「役帳」は、家臣らの知行(普請)役賦課の状況を調査し、その基本台帳として作成されたものである。また、「役帳」には直轄領について記されていないため、その内容を詳細に知ることができない。

検地に関連する記載は、給人知行名などの下部に、注記の形で記載されている。

以上の三点が、これまでの研究で扱われてきた検地に関係する史料であり、本稿でもこれを用いて検討を進めてゆく。

二 後北条検地に関する研究史

北条検地研究は、佐脇氏によって、「役帳」を用いて検地実施地の確認がなされ、また「検地帳」、「検地書出」を用いて検地の基本的性格が明らかにされた。さらに、年貢負担について、北条検地と太閤検地における豊臣秀吉の方法とを比較し、両者の検地であつかった升の違いから、年貢納法が異なることを比較している。佐脇氏の説は、次の通りである。

- (1) 当主代替わりの際に、新当主の權威を示すために検地がおこなわれる。
- (2) 税制改革による陣夫役の増徴、隠田摘発のための検地がおこなわれる。
- (3) 天正末年におこなわれた上野国における新領土獲得検地においては、上方などにおける豊臣秀吉の方法が参考にされている。

- (4) 「検地書出」、「検地帳」、「野帳」を同様の史料とみなす。北条氏は、村方(「検地書出」対象郷村の、在地有力者か)に対して「検地書出」を与え、領主(検地を実施した郷村を知行している給人か)に「検地帳」と「野帳」を与えた。

- (5) 年貢の負担については、豊臣氏より北条氏の方が軽い。

このような定説を前提に、北条検地は太閤検地より部分的に遅れていると評価されている。しかし、太閤検地との関連性もあつて、北条氏が太閤検地の方式を取り入れている側面があるとされている¹²⁾。

北条検地研究において、この五つの分析視角が基本となり、以降の研究に続く。

則竹雄一氏は、この佐脇説に再検討を加えた¹³⁾。まず、「役帳」より①検地がおこなわれた範囲(検地の実施方法について、地域性をもって実施されたものと郷村を単位としたものがあること)、②検地実施例の初見について、③「役帳」にあらわれない検地実施例の示唆、④「検見」に関する検討(同一視されてきた検見と検地の違いを明らかにする)、以上の四点について再検討をおこなった。

次に「検地書出」からは、①一反あたりの基準貫高に関する検討として、田畠の基準貫高(田一反あたりに三〇〇〜五〇〇文、畠一反あたり一〇〇〜二〇〇文)が一定しないことに注目する。それは、郷村の状況に応じて、田畠の生産量から等級設定をおこなっていたとする、②記載形式の違いとして、「検地書出」を前述の通り、四つの類型で分けたものの、③以前の定納高と今回の再検地によって踏み出された定納高の差である「増分」に関する評価、以上の三点について再検討をおこなった。

以上のように、則竹氏は、「役帳」と「検地書出」をもとに佐脇説に新たな知見を加えて、北条氏の検地政策を明らかにした。

北条氏の検地方法については、池上裕子氏の研究がある。そこで、戦国大名の検地目的は、検地によって新たに踏み出される「増分」を収取することが基本だとされている。また、(a)給人領、(b)直轄領、(c)寺社領による三つの方法があるとする。さらに、「検地帳」とそれに類似する「野帳」の分析から、戦国大名検地の方法を丈量検地と結論付けた。

池上氏は、戦国大名の検地が丈量の方法をとるという点が、太閤検地と共通しているとする。この共通点から、安良城氏の太閤検地論による戦国大名検地の評価を批判する。よって、戦国大名検地が、安良城氏のような「遅れたもの」ではないことを示した。さらには、北条検地が織田信長による検地¹⁴⁾

と共通性があることや、関東における徳川家康による太閤検地につながることを明らかにした¹⁵⁾。

このような観点から、北条氏の検地方式は江戸時代の検地方式に直接つながるものと評価する¹⁶⁾。その一方で、北条氏の研究成果を踏まえて、検地政策以外の側面については、戦国大名が兵農未分離で農民を含む村落支配を十分に浸透させることができない権力と評価した¹⁷⁾。

戦国大名検地は、安良城氏以来、太閤検地と比較して遅れたものと評価されてきた。これにより、戦国大名の検地が、近世に近いものなのか否かに重点を置く傾向がうまれた。その中で、豊富な史料がある北条氏の分析が進展した結果、安良城氏の評価に批判を加えることが自己目的となってゆく。

こうした傾向がある中で、久保健一郎氏は、戦国大名検地について、戦国時代固有の条件と規定性から論じる必要があると主張する¹⁸⁾。久保氏による東国三大名(北条氏を中心とした武田氏、今川氏を対象とした研究は、戦国大名検地を戦国時代という状況に限定して論じる必要があるとした。これは、「安良城・勝俣論争」を念頭において、戦国大名と近世大名の権力の推移から論じるという傾向を脱却してゆくものである。

以上のように、北条検地研究は、則竹氏によって、検地政策の再検討がなされた。そこで、北条氏は検地政策により、在地掌握をおこなった権力であることが明らかにされた。また、戦国大名権力には、それぞれの在地掌握政策があったことを明らかにした。

しかし、北条氏に関する全体的な検地・在地掌握政策や、当主ごとに実施されたそれぞれの実施方法分析には、池上・久保両氏も踏み込んではいない。北条氏は、最終的に関東一円に領国支配をおこなってゆく。こうした、広範囲に及ぶ領国支配を対象として、北条領国内の在地掌握政策を再検討する視点もとりにいれる必要がある。

第二節 後北条氏権力論

戦国大名による検地は、在地を掌握する制度である。本節では、領国支配、土地掌握に関する北条氏の権力論を紹介し、検地研究との接点をさぐる。

村田修三氏の研究によると、戦国大名による土地制度は、「在地不掌握」であるが、早期に膨大な支配体制をつくることが可能な権力と位置付けられた⁽¹⁹⁾。北条氏も例外ではなく、近年の研究においても、在地不掌握の権力であると評価されている⁽²⁰⁾。

そこで、北条氏の土地掌握をみるうえで、土地政策の基盤となる領国支配方法をみる必要がある。北条氏当主の領国支配に関する研究は、次の通りである。

實方壽義氏は、当主が統治する直轄領の研究をおこなっている。實方氏は、草創期に獲得した伊豆・相模の領国から、直轄領としての御領所郷村について、その設定動向と統治の形態を検討した。そこで、草創期の北条氏は、侵略者であるため、在地有力者を被官化し、百姓把握につとめたことを明らかにした。つまり、草創期の百姓把握は、被官化した在地有力者(代官任せということになる。しかし、統治強化のために、検地の実施、税制の整備、収取体系の統一をはかり、寺社領なども直轄化することに成功したとされている⁽²¹⁾。

次に、当主による支配方法については、佐脇榮智氏の研究が参考になる。佐脇氏は、北条氏が諸大名に先駆けて検地を実施し、新基準の貫高制を採用したことを明らかにした。また二代目氏綱が、「虎の印判(虎朱印)」という朱印を用いて文書を発給し、人民を直接把握して物資や人の徴発を命じたことを明らかにした⁽²²⁾。以降「虎の印判(虎朱印)」は、検地などにも適用されて、その効力を拡大してゆく⁽²³⁾。

「虎の印判(虎朱印)」は、北条氏当主をあらわすとともに、その命令を直接伝えるものである。北条氏当主の権威を示すものは「虎の印判(虎朱印)」のほかに、文書中の文言からも確認できる。北条氏の文書で当主をあらわす文言は、「大途」などと表現される。久保健一郎氏は、北条氏において公儀や権威を表現する文言について分析した。その結果、大部分は、元龜〜天正期の一五七〇年以降から登場することがわかった⁽²⁴⁾。このようにして、関東で領土を拡大してゆくにあたって、公儀を名乗るようになっていったのである。

こうして、元龜年間以降は、領国が拡大されていくが、そこに、支城主などを配置し、統治してゆく。黒田基樹氏は、北条氏の領国拡大によって誕生した支城主などの研究をおこなった。黒田氏の研究は、天正一〇年(一五八二)以降の上野・下野・下総国といった新領土支配開始について、新領土においても直轄領を置いたことを明らかにした⁽²⁵⁾。その上で、北条氏は「本国」・「支城領」・「国衆領」に分ける形で、地域分権的支配をおこなう一つの地域権力として成立していたと評価した⁽²⁶⁾。

拡大された北条領国内において、その支配の相違に視点を置く研究もみられる。市村高男氏は、永禄末期以降から天正一八年(一五九〇)の滅亡に至るまでの北条分国支配を分析した。そこで、近世との連続面・断絶面の評価に、再検討が必要だと指摘した。また、北条氏の分国支配はかなりの地域偏差があることを明らかにした⁽²⁷⁾。

支城主の支配以外に、戦国大名領国に存在する「戦国領主」の支配についても研究がなされる。「戦国領主」とは、戦国大名領国内に、一定の知行、もしくは、所領をもつ領主のことである。村井良介氏は、この戦国領主について、北条分国と毛利分国における領域支配について比較、分析をおこなった。そこで「戦国領主」のもつ所領というのは、個別の知行、所領の集合体であるとし

た。そして、その集合体に対して、「戦国領主」は、領域公権を行使することができたとした。

また、村井氏は、北条領国に存在する支城領の誕生を、こうした戦国領主の公権的な領域をもとに形成されたとした。そのなかで、「戦国領主」が支城主になる場合もあるとする。北条領国において「戦国領主」が支城主になることは、上に存在する大名権力への服属を意味した。こうした、「領」の編成が戦国大名による分国支配の特質であることを明らかにした²⁸⁾。

以上のように、北条権力論は、北条氏治下の領国という規模でみて、当主から領主までに関する分析がおこなわれてきた。

北条氏の検地は、権力側が「政策」として行使する側面をもつ。そこで、そうした権力側による一政策であるという点に留意して分析をおこなう。

北条氏を含む戦国大名は、在地不掌握の権力であるという前提がある。その中で、当主の領国支配について、直轄領の支配から研究がなされてきた。北条領国には支城主領や国衆領(他国衆、戦国領主ともよばれる)の領土が存在し、それぞれの支配が併存しておこなわれている。

近年では、領国内に存在する領主権力による支配についても、研究がなされている。そして、西国の毛利氏との比較からの検討もなされている。

よって、本稿では、北条氏権力論を前提として、当主や支城主ごとの支配と、検地政策を対応させて検討をおこなう。また、北条氏当主の権力推移などとも照らし合わせたい。そうすることで、北条領国下でおこなわれていた検地の実施方法とその特色を明らかにできると考える。

第三節 後北条氏村落論

北条氏が検地を実施していくうえで、対象となる郷村に目を向ける必要がある。北条氏の検地史料からは、郷村と権力側の動向をみてとれる。本稿第三章

では、戦国期における村の実態から検地について論じる。そこで本節では、北条氏の村落論に関する研究史を中心に紹介してゆく。

戦国大名の村落論、北条氏の村落論、このどちらにおいても基本となるのは、「移行期村落論²⁹⁾」である。「移行期村落論」は、藤木久志氏が提唱した。それは、戦国大名が存在した中世と近世の間、すなわち「中近世移行期」(二六世紀後半)を対象とし、そのなかで村落の実態を論じている。そこで、戦国大名領国における村落は、近世に直接つながると評価した。

一方で池享氏は、「移行期村落論」の問題点を指摘した。それは、地域社会を農民集団の結集する自治・自律的な村と、公儀に結集した公権力支配に収斂させた点である。池氏は、戦国期における社会構造の変化という視点を抜きに、近世につながる連続性があると単純評価する点を問題視する。

言い換えると、「村落」と「公儀」を別々に考えて、そのつながりや、社会構造の変化を意識しない。そして、その二つの集団をもって社会秩序の定義づけをおこなっているところに問題があるとするのである。

戦国期の村落論については以上の研究を前提として、北条氏の治下に存在した村落を考えてゆく。

北条氏の村落構造については、池上裕子氏による研究がある。北条氏の村落は、小村を「一分」と示し、その集合体を「郷」という。この「郷」にいる在地有力者が台頭することで、「郷」の生産、生活をめぐる慣習や秩序を動かす、地域社会の在り方が変化したとする。池上氏は、その変化が戦国期の特徴であると示した³⁰⁾。「郷」の生産、生活をめぐる慣習の一例として年貢の收取がある。この年貢については、基本的に北条氏が配置した代官によって收取される。年貢は、各村に配置される「小代官」が直接的に百姓から徴収した。この「小代官」などの在地有力者や地侍は、中近世移行期の研究において、領主と百姓の間を取り持つ役割を果たしていたため、「中間層」と称される。つ

まり、中間層は、上位権力である大名権力からの命令を請負って、年貢や諸役を村単位で納入する。この動向について、池上氏は、それを近世の村請制と類似していると評価した⁽³¹⁾。もしくは、こうした村の成立を戦国期にもとめた。

北条領国下における村落については、伊豆国内浦(西浦)という北条直轄領の漁村を対象にした實方壽義氏の研究がある。北条氏は、中間層の被官化に成功するが、隸属農民に対する支配をおこなえないと結論づけた⁽³²⁾。

盛本昌広氏も同様に、實方氏が対象とした西浦地域について研究した。盛本氏は、西浦地域の分析をもとに、年貢收取方法に注目した。その方法は、西浦という領域で年貢を徴収しているところに特徴がある。この研究から、北条氏は、西浦地域を「領域」と「村」という二つの面から掌握し、年貢を賦課していたことがわかった⁽³³⁾。

實方氏、盛本氏の両者は、戦国期の伊豆国西浦地域を対象に研究をおこなった。これらの研究は、村落に存在する中間層と、北条氏による中間層をつかった年貢收取方法についての検討をおこなったものである。この年貢收取方法の解明は、北条領国下における中間層の研究、ひいては、北条氏の治下に存在した村落が、近世の村請制と同様のものなのか否かという評価につながってゆく。

最近の北条村落における研究は、錢静怡氏によっておこなわれている。この研究においても、村請の支配が前提とされる。そのなかで中間層は、北条氏に代官として任命され、権力と結びついて自己の權益を拡大しようとした権力だと明らかにした⁽³⁴⁾。つまり、戦国期における中間層の動向は、近世の村請制のように相互扶助的な側面がないため、中間層の動向による分析からは、北条氏治下の村と近世の村について、つながりのあるものとは捉えることができない。

錢氏によるこの結論は、戦国期北条治下の村落について村請制を前提としているにも関わらず、中間層の動向一つとっても違いがあるところから、そもそも村請制を戦国期の村落に前提として当てはめてよいのだろうか。また、戦国期におこなわれたであろう村請制「的」な支配と、近世の村請制が同様のものと考えてよいのだろうか。

北条氏村落論は、藤木氏の「移行期村落論」を前提として研究されてきた。しかし、移行期村落論には、池氏の研究を代表として批判もなされている。そうした批判についても視野にいれて、検討を進めなければならない。

北条氏による検地の内容においても、移行期村落論の影響から、近世的であり、近世大名の検地に継承される。

移行期村落論は、その全てが北条氏領国下に当てはまるのか。本稿では、北条氏の検地政策をもとに、年貢收取方法と村落の年貢納法に注目し、北条領国に存在する村落についても分析してゆく。

第四節 本稿の視点と方法

北条氏の文書は、『戦国遺文』(後北条氏編)として計四九九五点が収録されている。加えて、「小田原所領役帳」という分限帳や、「鶴岡御造営日記」などの史料がある。また、北条氏に関連する史料は、各自治体史の中世史・近世史編にもあり、その数は膨大な量になるといえよう。

従来の研究では、こうした豊富な史料をもとに分析がおこなわれ、北条氏が「典型的」な戦国大名として評価されてきた。一方で、典型的ではないとの指摘もされてきた。

本稿では、豊富な史料という素材、数多くの研究史をいかすことで、戦国大名による検地政策の一例を明らかにする。また、検地政策を明らかにしていくうえで、北条氏の権力構造や、村落の支配実態にも迫ることを目的とする。そ

して、戦国大名の検地政策を戦国期の大名権力とその村落に注目して分析する。そこで、戦国大名として誕生し、近世大名として残ることなく滅亡するという特徴のある関東の北条氏に焦点をあてる。

また、北条治下の検地政策が、統一的でないことに注目し、検地の主体と、検地をうける郷村、検地をもとにした年貢収取方法を検討する。検地実施方法は、歴代当主や支城主などによる検地実施主体における方法のちがいがそれぞれを分析する。さらに、当主、支城主ごとの検地内容を検討し、北条治下の検地政策についてその全体像を明らかにし、検地をもとにした郷村把握から、年貢収取方法までの過程に注目する。

現状、北条氏一般についての研究は、前述のとおり佐脇氏の研究が基本だと考えられている。佐脇氏も、佐脇氏以降の研究者も、北条氏の権力構造や、北条治下の村落を明らかにするために検地論を取り扱っている。近年の北条検地論における専論としては、則竹氏の研究がある。しかし、北条氏の検地方法と、在地掌握について研究の進展はあったものの、それは、北条氏の領国拡大、検地実施、年貢の収取という一連の過程とのつながりを解明するものではなかった。

また、戦国大名権力は、これまでも「戦国期特有の権力」として評価するべきだといわれてきた。しかし、研究の現状を見ると、検地については太閤検地、大名権力については近世大名との比較に拠ってしまっている。

北条氏が誕生し滅亡するまでの間に、戦国大名権力としてどのような発展を遂げたのか、どこまで権力として成熟したのかに注目する必要がある。つまり、戦国大名と近世大名との権力の比較を意識的にとりあつかうのではなく、まずは北条氏当主ごとによる権力の推移や、それらにともなう郷村支配の変容をみていくべきだと考える。

このような視点から本稿では、「戦国期特有の権力」を分析して、戦国期の

権力と村落の実態・特質を明らかにする。

第一章では、「役帳」と「検地書出」との対応をみて、北条氏の検地の実施状況を分析する。「役帳」から、北条領国の土地名や給人名を確認し、検地注記から、検地の実施年代や実施地域を確認する。それをもとに、「検地書出」で実施方法を分析して、「役帳」との比較を試みる。

第二章では、「検地書出」をもとに、その発給主体に注目する。また、書出し文言や印判に注目して、発給主による検地方法の違いを分析する。

第三章では、戦国期の伊豆国西浦に焦点をあてる。ここでは、北条領国における郷村の分析と、年貢収取方法の検討をおこなう。そして、検地をもとにした年貢収取は、どのような過程で進行し、収取が実施されたのかを分析する。なお、第三章 第一節と、第二節については、『都市文化研究』第三号の研究ノート³⁵を、改題の上、改稿したものである。

終章では、本稿のまとめ、成果、達成、そして今後の課題と展望を提示する。

第二章 「役帳」と「検地書出」にみる後北条氏の検地実施方法

本章では、北条氏の史料にある「検地」の文言に注目し、それらに付随する内容を分析する。そして、北条氏の検地実施方法と、検地実施によって新たに踏み出される「増分」や郷村に決定される賦課の実態から、北条氏の検地をもとにする土地把握政策について検討する。

ここであつかう史料は、「役帳」と「検地書出」を主とする。そのなかで、「役帳」の史料性格をいかして、そこで記される地名に注目する。そして、北条氏の土地把握をみることで、検地の性格を明らかにする。また、「役帳」からわかる検地実施の年代と「検地書出」との対応をおこなって分析してゆくなかで、「検地書出」からわかる検地の実施方法についても検討する。

第一節 「役帳」からわかる土地把握政策と検地実施

「役帳」に記載される給人の知行は、一一八〇か所にも及ぶ。検地結果については、永正三年（一五〇六）から永禄元年（一五五八）までが記されている。この「役帳」にある検地に関する記述を、ここでは「検地注記」と呼ぶことにする。注記がある知行は、一四三か所であり、全体のわずか一二％（一四三／一八〇（か所））程度にすぎない（【表一】）。

一 「役帳」にある検地注記

「役帳」の検地注記については、年代、記述されている割合、その他検地が確認できる文言などの観点から考察をおこなってゆく。検地注記の年代から、検地実施時の当主は、初代の伊勢宗瑞から三代目の北条氏康であることが明らかになった。まず、「役帳」に記される検地注記で、最も古い年代とされるのが、小田原衆・南条右京亮の知行、相模国西郡宮地（現神奈川県足柄下郡湯河

原町宮上、同宮下、【史料（3）―1】で実施された、永正三年実施の検地事例である。

【史料（3）―1】小田原衆 南条右京亮の知行

一 南条右京亮	
八十疋貫九百文	西郡 宮地 丙寅検地辻
此内廿三貫三百文	有物
貳百拾貫文	中郡 堀三保
五拾三貫六百文	中郡 温水 寅歳検地辻
此内卅貫六百文	壬寅検地増分
四拾四貫六百五拾文	同 東田原
拾五貫文	同 蓑毛
以上四百五貫百五拾文	
此内	従前々一致来
三百五拾貫文	
残而	
五拾五貫百五拾文	除役
但此内卅貫六百文	温水寅検地増分 重而惣次検地
之上役可 _レ 被 _二 仰付 _一 者也	
此外	
百五拾貫文	豆州 松本郷
此内	
百貫文	寄子六人給恩二被 _レ 下
五拾貫文	知行五ヶ所夫錢役錢二為 _二 御合力 _一 南条二被 _レ 下

南条右京亮の知行には、「八十疋貫九百文／西郡／宮地 丙寅検地辻／此内廿三貫百文 有物」と記されている。これにより、西郡宮地に対して「丙寅（永正三年）に検地実施された注記がある」とわかる。南条右京亮の宮地における知行は、八一貫九〇〇文である。これは文字通り、永正三年の検地実施によって確定された貫高である。続いて「此内廿三貫三百文（三貫三〇〇文 有物）」とあって、この知行八一貫九〇〇文に対し、検地によって増加した「増分（有物）」⁽¹⁾は、二三貫三〇〇文ということになる。

検地実施で増分が踏み出されるということは、以前に検地が実施されていたことを意味する。つまり、元の貫高が五八貫六〇〇文で、検地で二三貫三〇〇文の増分が追加されたということになる。元の貫高、五八貫六〇〇文を決定した検地があったと想定すれば、「役帳」にあらわれる検地の初見は、永正三年であるものの、それ以前からの検地実施があったと想定できる。

次に、検地注記一四三例で、最も注記の割合が多い年代は、「乙卯検地（見辻）」と注記のある弘治元年（一五五五）検地（見）であり、五六か所の注記が確認される。その注記がある土地は、武蔵国河越三十三郷・入東郡・入西郡・比企郡・吉見郡といった武蔵国中部における範囲である。こうした範囲で、検地実施がわかることから、領域検地と想定できる。そして、この検地実施例では、増分が全くないゆえ、はじめて検地がなされたといえよう。そのなかで、検見とされるものは五六か所の注記のうち三六か所に存在し、約六割が検見とわかる。

検見は、面積の測量を行わず、田畠の状況を検見奉行が確認する程度の行為である。そこから、毎年の定納高を決めるのではなく、あくまで検見を実施した年の一年分（「当納高」）における納入分を決定するものである⁽²⁾。こうしたところから、弘治元年検地（見）は、土地の把握に注力をおいた検地といえる。

この検地の九年前、天文一五年（一五四六）に発生した河越夜戦で北条氏康は

勝利をおさめる。この検地対象となる地域には、敵方である上杉氏の拠点があったと想定され、新領土獲得にともなう領域検地だと看做せるのではないだろうか⁽³⁾。よって、弘治元年検地（見）においては、新領土獲得後で十分な測量ができなかったと考える。

そこで、北条氏の領国支配開始時期と、それに伴う検地実施の時期をまとめてみた（【表二】）。すると、北条氏は領国支配を開始しても、検地実施までに期間があるとわかった。弘治元年検地（見）も例外ではなく、検地実施までに九年の歳月がかかっている。また、領域検地にも種類があり、新領土獲得にともなう検地だけではなく、「惣次（そうなみ）検地」と呼ばれる領域検地もある。

「惣次検地」とは、「役帳」をみる限り、北条氏の給人がもつ知行を対象に、「郷」を単位として実施される領域検地である。また、新領土獲得検地と異なるところは再検地であって、増分を踏み出しているという点である。さらに、天文一一年から同一二年（一五四三）にかけて実施された、氏綱から氏康の代替わり検地をみると、この検地においても、「惣次検地」が実施されている。このように、代替わり検地で広範囲において再検地をおこなう際にも、「惣次検地」をおこなっていたことがわかる。

「役帳」からわかる検地をおこなう主体は、当主ばかりではなく、実施年不詳の内検地と称す「役帳」に記載される給人によって実施された検地もある。

【史料(3)―1】河越衆 山中内匠助の知行

一 山中内匠助

貳百六拾八貫四百廿三文 海老名

此内百五十貫役 出銭も同前

十余年以前内匠孫七郎知行分端之時 内検地

之れ為「高辻」間 知行役儀者前々辻を以被「仰付」

者也 但増分者惣御検地上改而可レ被「仰付」

（以下略）

「役帳」記載の給人である、河越衆、山中内匠助は、弟の孫七郎とともに、海老名に知行が与えられている。「十余年以前内匠孫七郎知行分端之時 内検地之為「高辻」間」とあり、「内検地」を実施することで、山中内匠助と孫七郎で、海老名の知行を分有したことがわかる。しかし、「知行役儀^者前々辻を以被^レ仰付^レ者也、但増分^者惣御検地上改^而可^レ被^レ仰付^レ」とあって、知行役も以前のものを採用し、増分においても北条氏の検地をもつて改めると記されている。つまり、山中兄弟の知行は、勝手に実施した検地の内容を認定せず、北条氏が改めて実施した内容を採用するというになる。

これは、北条氏から知行をうけている給人が主体となって実施した検地があったと想定される。河越衆山中兄弟の場合は、こうした検地の実施を認められなかったであろう。したがって、検地は当主だけが実施するものではなく、知行を与えられている給人層でも実施できる場合があつて、それを申告する形式もあつたのではないだろうか。

「役帳」には、明確に「検地」の文言がなくとも、検地実施がなされたであろうと想定できる記載がある。それは、「増」などの、検地による増分が出たと考えられるような文言である。すなわち、明確に検地という表現を用いなくとも、増分が出たことを示すことで、再検地の実施が想定される。

このように、「役帳」の検地注記からは、検地が実施された土地、年代と、増分記載の有無、すなわち、再検地を確認することができる。また、「役帳」からは、検地注記が無くても、検地を実施したであろう形跡を追うことができる。

二 領国支配と「役帳」にある検地の関係

北条氏は、明応七年（一四九八）に伊豆国を平定する。これを、伊豆国の領国支配開始、もしくは領国（分国）化と考える。そこで、「役帳」と北条氏による領国支配を照らし合わせて、検地内容を明らかにする。北条氏の領国支配については、年表形式でまとめ、検地実施の情報を追加した（【表三】）。

北条氏は、はじめに伊豆国を平定したのち、文龜元年（一五〇二）に小田原城を奪取する。これにて、相模国西郡の領国化に成功したと想定する。「役帳」をみる限り、北条検地の初見は、相模国西郡に実施された例といえよう。そこで、相模国西郡で実施された検地をまとめ、検討してゆく（【地図二】）。

相模国西郡では、初見の検地実施以後も、天文二年（一五五四）までの実施（「壬子検地辻」）を確認することができる。永正三年検地は、伊豆国東部に接する宮地という土地で検地が実施された。その次に確認される永正十七年（一五二〇）検地（「庚辰検地辻」）は、小田原城下で実施されていることがわかる。初代の伊勢宗瑞は、明応七年ごろまでに伊豆国を平定し、領国支配を開始し、その後文龜元年に、小田原城を奪取する。そこで、検地実施の年代と照らし合わせてみると、永正三年検地は、伊豆国平定から九年経過している。また、小田原奪取後の永正一十七年西郡領域検地においても、実施までに一九年ほどかかっている。以上より、領国支配から検地までに期間があると思われる。

ただし、永正一十七年検地は、伊勢宗瑞が前年の同一六年に死去していることから、代替わり検地の可能性も払拭できない。永正一十七年検地で増分は出ていないことから、新領土獲得と代替わりの両方の意味を持った検地であると考えられる。

北条氏は、領国支配の開始後に検地を実施する。また、相模では検地の順番も、はじめに平定した伊豆に近い西端部の郷村から開始していることがわかる。

さらに、「役帳」と「検地書出」より、西郡では天文二年までの検地を六例確認でき、支配開始時期とは関係なく断続的に検地が実施される。

以上のことから北条氏は、手始めに領国支配からさほど下らない時期に、一旦ある程度の領域検地を実施すると思われる。しかし、何らかの理由で検地ができなかった場合、どこかのタイミングでおこなうことが想定される。

長塚孝氏の研究によれば、永正四年（一五〇七）前後で、今川氏親の西遠江における直轄領支配にともない、伊勢宗瑞が「検田」を実施していたことを明らかにされた⁴。つまり宗瑞は、検地とはいえなくとも、「検田」といわれるような、田を把握する技術をもっていたことになろうか。すなわち、永正年間で土地把握の手段を身につけていたと想定する。宗瑞による詳細な検地手法は、管見の限り知ることではないが、永正年間には、何らかの手段で伊豆国を土地把握していたのではないだろうか。

以上により、伊豆国でほとんど土地把握を完了した状態で、相模国西郡検地を実施していたと想定する。また、宗瑞は検地に近い手段で土地を把握し、伊豆国・相模国西郡支配にいかすことができたと考ええる。

「役帳」からは、検地注記により検地の実施年代を知ることができる。さらに、検地注記がなくとも、「増」などの文言から再検地を想定できる記載もある。新領土獲得の土地把握は、検地よりも、「検見」の割合が多い。それは、北条氏によって確実な土地把握ができていなかったことが考えられる。また、郡規模で広範囲に実施しているため、新領土獲得後に領域的な土地把握が進められたことを示すのではないか。ただ、北条氏の検地実施は、領国支配から期間があることに留意しなければならない。

北条氏の領国支配は、伊豆国から開始される。それに対応して、宗瑞によって何らかの手段で土地把握がなされたことを想定できる。特に草創期は、元の

領主による検注をもとに申告させて、土地把握をおこなった可能性も否定できない。宗瑞がおこなった永正七年検地（「庚辰検地辻」）は、「有物」を確認できるが、「有物」の評価には十分留意する必要がある。広義の意味では、増分と解釈することができる。しかし、そうした解釈になるのであれば、宗瑞は、永正七年に再検地をおこなえたことになる。そして、宗瑞の定めた年貢を収取することが、永正七年段階で可能になったことを示す。

それは、元の貫高が領主による検注などで決定していたとしても、新たに宗瑞が検地で再度、土地把握をしていることになる。そして、宗瑞の検地方法が、申告による「指出」か、奉行を派遣して土地を測定する「丈量」か、いずれの方法をとったにせよ、新たな郷村の貫高を設定したことになる。

よって、宗瑞の段階から、郷村に対し検地で新たな貫高を決定し、年貢を納入させていたと考えられる。

第二節 「検地書出」からわかる検地実施方法の変容

「検地書出」は、北条氏の当主や支城主の発給文書によって構成される【表四】。この「検地書出」からは、郷村における個別検地の様相がわかる。ここでは、「検地書出」をもとに、引方の具体的内容や田畠の検地方法に注目して四段階で、各検地を比較検討していく。

一 大永六年（一五二六）の検地

相模国西郡飯積（泉郷福田寺分（現神奈川県小田原市飯泉、【史料（2）―1】）で実施された検地である。この当時の北条氏当主は、二代目氏綱であり、氏綱期の「検地書出」はこの一例のみである。

検地のおこなわれた田畠をみていくと、「両毛分」とあつて、「本島」、「松地」と名付けられた畠の検地ということがわかる。この検地では、田についてはおこなわれなかったようだ。また、畠に対してかけられた一反ことの基準貫高は、本島が二〇〇文、松地が一〇〇文である。基本的に、畠にかけられる基準貫高は、一反ごと秋の収穫分（「秋成」）に一〇〇文、夏の収穫分に六五文（「夏成」）、計一六五文、もしくは、夏秋両方の収穫分に二〇〇文という数値をかけることが多い。

しかし、飯泉郷福田寺分の例は、「本島」と「松地」という二つの畠が存在し、それぞれに対してかける基準貫高が異なる。これは、本島と松地の畠における等級差を示しているのか、それとも氏綱期特有の検地手法なのか。いずれにせよ、氏綱期の検地実施方法に特徴がみられる。

次に、検地の結果、年貢の納入高を決定する際に、郷村において免除される分である「引方」についてみてゆく。「引方」は「公事免」・「諸色」・「不作」の項目がある。「公事免」は、大普請や陣夫にかかる費用のことで、郷村高の約一割の額である^⑤。そうした費用を北条氏が郷村に対して残すことで、北条

氏が陣夫を徴発した際に、免除した費用を給分として陣夫に支払うシステムである。「諸色」は、その他の免除額で、「井料」などを示す。また、この検地における引方には「不作」がある。

「検地書出」には、「踏立辻」や「増分」といった、丈量を指すような文言をみることができる。「踏立辻」は、検地をおこなう際に「踏立」る、すなわち土地を歩いて丈量したことを意味する。「辻」は、北条氏が貫高や田畠面積などの合計を示す際によく使用する文言で、合計や総計のような意味合いを持つ。つまり「踏立辻」は、土地を丈量した合計のことである。

「増分」は、再検地をしなければならぬ。再検地をするということは、もともと検地してある、もしくは何らかの形で土地の内容を把握している状態から、再検地をして以前よりも多い「増分」を出すということになる。それは、丈量をおこなって以前よりも広い土地把握をしてゆく。

他方で、「増分」を踏み出すときに、再度「指出」によって、以前より大きい土地を百姓や中間層などから申告させたと考えることもできる。しかし、土地が大きければ大きいほど、年貢は多く納入しないといけなくなるので、申告制で無理やりに以前よりも大きな土地を申告（「指出」）させたとは考えにくい。よって、「増分」を踏み出すには、丈量によっておこなわれていたと考える。

では、飯泉郷福田寺分における検地実施方法は、どのようなものが想定されるか。飯泉郷福田寺分検地では、丈量検地を推定する文言がみられない。よってこの検地は、土地を申告させる「指出」検地である可能性が高い。つまり、福田寺という領主が所有している土地で、寺領による申告をもとにした検地であろう。

二 天文十二年(一五四三)の検地

天文一〇年(一五四一)の氏綱死去にともなう、氏康による代替わり検地である。この代替わり検地は、天文一一年から一二年にかけて実施され、「役帳」から五人か所で検地されたことがわかり、そのうちの九か所は領域検地を示す、「惣次検地」の文言が確認できる。この検地にもなう「検地書出」としては、伊豆国西浦長浜(現静岡県沼津市内浦長浜)と、相模国中郡坂間郷高麗寺分(現神奈川県平塚市根坂間)^⑥の二例を確認することができる。

(1) 伊豆国西浦長浜での検地

【史料(2)―1】北条家検地書出(「大川文書」戦 二三五・原本・『写

二冊』をもとに再翻刻

(端裏書)

「癸(伊豆国田方郡)

卯長濱検地書出」

癸

長濱検地書出之事

卯

一壹町六反大九十歩

田本増辻

此分錢

八貫百廿六文

反別五百文宛

一壹町四反大九十歩

畠辻

此分錢

貳貫九百八十七文

反別貳百文宛兩毛^{共二}

已上拾壹貫百十三文

此(内)

壹貫六百文

三嶋やふさしん錢

壹貫六百文

成當大夫錢

壹貫五百文

田畠増之内指置神田

六百文

井領諸色二引、

住本寺免此内百文

岡田二免、

安養寺領免

定使給

五百文

三百文

已上六貫百文

殘而

五貫十三文

定納

此外

五貫文

道正綱代如前と一、

已上

大草但馬

(花押)

笠原玄蕃助

(花押)

癸

笠原代

加藤彌次郎

(花押)

天文十二年九月十五日

卯

清水代

鈴木善左衛門尉(花押)

関善左衛門代(花押)

長濱御代官
御百姓中

まず、田畠について確認すると、田については、「一壹町六反大九十歩／田本増辻」、畠については、「一壹町四反大九十歩／畠辻」と記載されている。こ
こでの、「辻」は、田畠の合計を示す文言である。そこで、田畠それぞれの記
載文言に注目すると、田は「田本増辻」、畠は「畠辻」と記載がある。この違
いは、田の場合、「本増」と表記があるので、今回の検地にて前回の検地より
田が広く丈量されたことを示すと考ええる。

ついで、「引方」を確認すると、「三嶋やふさミ錢」・「成當大夫錢」・「田畠増
之内指置神田／井領諸色ニ引」・「住本寺免此内百文／岡田ニ免」・「安養寺領
免」・「定使給」と六項目あって、大永六年検地における引方内容、「公事免」・
「諸色」・「不作」の三項目より増加していることがわかる。

(2) 相模国中郡坂間郷高麗寺分での検地(史料(2)―三)

田畠面積については、畠の記載が無く、田とその貫高化したもののみである。
次に、「引方」をみると、「井料免」のみであることがわかる。

以上の氏綱期に検地実施された飯泉郷の例と、氏康期による長浜、高麗寺分
の三例は、「引方」項目がそれぞれの郷村で一致しない。これは、郷村ごとに
免除する内容が異なることを意味する。また、田畠の集計方法も共通せず、丈
量検地が想定されるのは長浜の例のみである。

三 永祿・元龜年間(一五五八～一五七三)の検地書出について

永祿・元龜年間の「検地書出」(史料(2)―四～八)は、全て武蔵国での
検地である。また、領国拡大にともなう、「役帳」に記載のない地名が登場
する。この「検地書出」によって北条氏当主だけでなく、支城主による「検地
書出」も見られ、支城主も検地を実施していたことがわかる。その形式をみる
と、支城主によって異なる方法で検地がおこなわれていた可能性がある。

四 天正年間(一五七三～一五九〇)における後北条氏滅亡までの検地書出につ いて

永祿・元龜年間における「検地書出」(史料(2)―九～一九)からは、さ
らに領国が拡大し、北条氏による検地実施は上野国や下総国にまで及んでいる。
こうした検地からは、支城主の実施方法について知ることができる。その方法
は、北条氏当主が定めた「国法」によって決められており、それに準じていた
ことがわかる。⁸⁾

北条氏邦実施の上野国北谷之郷現群馬県藤岡市三波川)における「検地書出」
(史料(2)―一四―一)では、「一、大途御検地之儀者、夫錢以下さへ、被^レ
為^三引^一候へハ、十貫文之郷百貫文成候共、御許無^レ之御國法ニ候、近邊之郷中
候ニ候間、可^レ承候事」とある。これをみるに、「大途(当主)」による検地の際、
「十貫文之郷百貫文成候共」、つまり、元来一〇貫文の価値だった郷が、検地
によって一〇〇貫文に跳ね上がったとしても、「夫錢以下」で示した引方は、
「御國法」によって定められているため、年貢納入の負担が以前より重くなっ
たとしても、引方内容を変更することはないとする。「夫錢」というのは、陣
夫にかかる錢である。つまり、この「検地書出」にある引方項目の一つであり、
「以下」というのは、それに続く項目のことを指しているのではないか。よっ
て、当主の検地実施方法に準ずる「国法」というのは、引方決定法も含めた検
地方法とわかる。

「引方」は、天正二年(一五七四)検地以降に「公事免」・「神田」・「代官
給」・「名主免」・「定使給」・「井料免」の六項目で固定化されることが多くなる。
これは、天正二年の「検地書出」より、その題が「分国定法郷中之指引」とあ
って「国法」から引方が決定されたことがわかる。つまり、引方項目の内容が
国法として正式に決定されるのは、この天正二年検地ということになる。⁸⁾

ここで、本節をまとめておく。当主の「検地書出」は、どの段階でも存在する。第一段階の大永六年検地と、第二段階の天文一二年検地については、当主の命を受けた奉行人による発給である。これらは、郷村に掲示された「引方」項目が一致せず、検地方法が統一でなかったことが想定される。

第三段階の永禄・元亀年間の検地になると、当主だけでなく支城主からも検地書出が発給される。第四段階の天正期における検地では、上野国や下総国において検地書出をみることができ、これにより、広範囲で検地が実施されていたことを想定できる。また、「国法」によって引方項目を統一したとみられる。支城主の検地書出も、「国法」によって当主の方法に準じることが定められている。

以上のように、「検地書出」からの検討をおこなった。それによると、検地方法は、はじめ実施主体によって異なっていたが、年代を経るごとに実施方法の統一を目指してゆくということがわかった。

第三節 「役帳」と「検地書出」にみる検地実態と土地把握―伊豆国をもとに―

北条氏は、検地によって土地を把握し、そこに「役」を賦課してゆく。その過程は「役帳」からみることができ、また「検地書出」からは、検地によって確定された田畠面積に対して「引方」という免除をおこない、その免除分は郷村の経営費として残す。こうした、検地に係するさまざまな情報を知ることができる。

この節では、「役帳」と「検地書出」の対応関係から、検地の実態を明らかにする。次に、草創期に領国とした伊豆国の事例から、検地などをもとにした土地掌握の実態をみる。

一 「役帳」と「検地書出」の対応関係

「役帳」が成立する永禄二年（一五五九）以前におこなわれた検地で、現在「検地書出」が伝わっているのは、相模国飯泉郷福田寺分、伊豆国西浦長浜、相模国中郡坂間郷高麗寺分の三例のみである。このうち「役帳」にみられる地名と、「検地書出」の地名が一致するのは、飯泉郷と高麗寺分の二例である。

「役帳」は、一つ書で給人名が記載される。続いて、給人が知行している土地名とその貫高（知行高）を記載するという形式である。そこで、飯泉郷と高麗寺の「検地書出」によって決定された「定納高」と、「役帳」に記されている「知行高」との対応をみてゆこう。

飯泉郷で検地の結果導き出された定納高は、検地書出より「拾壹貫七百七十三文（一一貫七七三文）」であることがわかる。対して、役帳にある知行高（【史料（3）―三―一】）は、「百八拾貫三百九拾一文（一八〇貫三九一文）」であり、全く一致しない。

同様に、高麗寺分を確認してゆく。高麗寺分の検地書出における定納高は、「六拾七貫七百七拾七文（六七貫七七七文）」である。対して役帳の知行高（【史料（3）―三―二】）は、「六拾七貫七百七十七文（六七貫七七七文）」となつて一致する。したがって、高麗寺分は「役帳」と「検地書出」の貫高が一致する。なぜ、「役帳」の知行高と「検地書出」の定納高との関係で一致や不一致がうまれるのか。その理由は、これら三例の「検地書出」が、飯泉郷福田寺「分」・西浦長浜「分」・坂間郷高麗寺「分」と小村^③、もしくは給人の知行単位での検地である。一方、「役帳」では、北条治下における土地を「郷」や「分」と北条氏の都合で把握しており、その把握方法は統一的でない。

「検地書出」における飯泉郷福田寺分や長浜は、「役帳」では「郷」や領域による把握であるのに対して、高麗寺は「分」まで把握している。また、飯泉郷福田寺分の検地は、畠の掌握をおこなっているのに対して、「役帳」には田

の面積を貫高化したものが、記載されている¹⁰⁾。

以上の理由から、「検地書出」の全てが、必ずしも「役帳」に対応していないことがわかる。

次に、「役帳」知行高と「検地書出」定納高が一致する高麗寺分について、検地と土地把握という面からみてゆく。高麗寺分は、役帳と検地書出の郷村高が一致するにもかかわらず、「役帳」に検地注記がない。その理由について考えてみる。

「検地書出」をみると、「但シ諸役等者可_レ為_レ如_二前々_一者也」とあって、検地を実施して土地を把握するだけでなく、役に関するとり決めまでおこなわれている。つまり、検地を実施し、役をかけることで、土地を整理している。検地を実施することで、郷村高を把握し、年貢を納めるための定納高まで決定する。その際に、引方などの免除を決めるとともに、「諸役」などの取り決めもおこなわれていたことが想定できる。

高麗寺分の場合、役帳には「定納高＝知行高」で示されている。これは、検地の実施結果を「検地書出」にまとめ、「検地書出」に示した定納高を、「役帳」に記しているのではないだろうか。よって、「役帳」には、検地を実施して、「検地書出」などで田畠の情報が整理されたような、整序済みの土地名とその貫高が記載されていると考える。そのため、検地をおこなってそのまま放置したのではなく、そこに引方などを決定して整序したことを示すため、「検地注記」を記す必要がなかったのではないか。

検地は給人の知行、もしくは小村単位で実行されていた。また、検地で土地を把握した後は、「役」をかけ土地を整序する。これにより、「役帳」には整序後の結果を記述するので、わざわざ検地に関する注記をしない。つまり、「役帳」からは、検地注記がない場合でも、検地における土地把握実態や支配の浸透度を知ることができる。

二 「役帳」から見る伊豆国支配と検地の関係

「役帳」には、北条氏の給人とその知行が記されている。また、その知行に関する貫高についても明記される。この貫高の記載は、およそ三通りの形式がある¹¹⁾。それを(ア)、(イ)、(ウ)という形式に分類し、それぞれ次のように説明する。

【史料(3)―四】御馬廻衆 庄式部少輔の知行〔形式(ア)〕

一 庄式部少輔

廿貫文	東郡 吉田嶋
九貫文	東郡 小野之内
四貫五百文	同所田地
以上卅三貫五百文	

(ア)は、「同所田地」のように「田」について明記したうえで、その貫高を示す形式である。この庄式部少輔の場合、「九貫文／東郡／小野之内」は、小野という知行が九貫文の価値であるということになる。「四貫五百文／同所田地」は、前述の小野という土地から、四貫五〇〇文分の田を把握したということであろう。

この小野の田、四貫五〇〇文は、天文一八年十一月九日付の北条氏康による二通の文書¹²⁾により詳細を知ることができる。これによれば、四貫五百文の田地は、庄式部少輔の娘に与えられた土地であることがわかる。

この際、小野の九貫文は、おそらく田畠を含めた庄の知行である。そして、四貫五百文の田は、庄が娘に一分分として与えた知行を認定したものである¹³⁾ので、別で記載したことが考えられる。

【史料(3)―五】松山衆 神尾善四郎の知行 ……形式(イ)】

一八拾貫文 田奈郷 東郡
神尾善四郎
役致来

(イ)は、貫高が記載される横に「役致来」などとある形式である。この「役致来」は、「役」を以前のように定めるということである。つまり、田奈郷・八〇貫文に対応する「役」をかけているということになる。

【史料(3)―六】御家中衆 横須賀安芸守の知行…形式(ウ)】

一五拾貫文 三浦 横須賀
横須賀安芸守

諸役一切御免、棟別反錢懸錢共、此外五十貫也

御太方様へ永代売得、但着到ハ百貫文役如「前々」被「仰定」

(ウ)は、「反錢(田)・懸錢(畠)・棟別錢(屋敷)」をかける形式である⁽¹³⁾。田や、畠、屋敷といったそれぞれに対して、税が賦課されている。この横須賀安芸守の場合、「諸役一切御免」とあって、この反錢以下三つの税賦課を免除とし、これらを横須賀の収入として許したということである⁽¹⁴⁾。「此外五十貫也 御太方様へ永代売得」とあるのは、横須賀の知行には以前、さらに五〇貫文の知行が存在したが、何らかの事情により、北条氏康の妹「御太方様(高原院殿カ)」に売却したことを示す。続く「但着到ハ百貫文役如「前々」被「仰定」」は、「着到」などの軍役において、以前の知行一〇〇貫文のうち、五〇貫文を売却しても、一〇〇貫文の軍役が賦課されたということになる。この横須賀の知行は、(イ)と比較して、単に「役」と表現するだけでなく、税の賦課が細かく設定されていることが特徴的である。

「役帳」をみるに、北条氏の土地把握方法には、それぞれに応じた方法があつて、統一でないことがわかる。それが、この「役帳」における貫高記載形式の違いにつながっている。そこで、これらの統一性のない土地把握方法は、北条氏の土地把握の度合いを考へるうえで参考にしていきたい(【表五】)。

まず、(ア)の事例をみていくと、知行を賦課されている人物は、御馬廻衆の庄式部少輔である。庄を含む「御馬廻衆」に関しては、役を賦課されない。ただし、「御馬廻衆」の項目にある奥書(【史料(3)―七】)には「右之人数者、自「前々」一切役不致之間、向後も可_レ為_二其分_一、但、御目之前大普請、又御庭普請、大持等、人数入候時、可_レ被_二召仕_一者勿論候、其時者、以_二彼帳_一懸_二高辻_一可_二申付_一者也、仍如_レ件」とあって、大普請などで大人数が必要ときに使役される。つまり、基本的に「役」を賦課されることはないが、大普請などで真つ先に使役される。よって、「御馬廻衆」は北条氏当主の直臣として把握されており、土地というよりは「人」に役が賦課され、その人物がもつ知行にも対応しているのではないか。

(イ)や(ウ)は、田畠面積に対応して「役」を定め、税を賦課している。(イ)をみると、以前から賦課されている役を認め、それを、これからも北条氏が賦課をしてゆくであろう。この際、以前の役については、誰が賦課していたのかは不明である。ただし、「役帳」成立時点では、北条氏が役を賦課している可能性が高い。

次に、(ウ)は、反錢・懸錢・棟別錢と整理された税の賦課について、免除してその分を給分とする代わりに、知行の二倍にあたる軍役を賦課されている。この(ウ)は、(ア)や(イ)と比較して、税の賦課に関する記述も明確で、さらに軍役まで賦課されていることが特徴的である。これは、土地把握の強度が、(ア)や(イ)よりも強いことを示してはいないだろうか。

まとめると、(ア)は、「役」が人物に賦課されている事例であり、土地について賦課されているかどうかは明確にあらわれない。(イ)や(ウ)には、土地に対して役が付加されていることがわかる。これらの事例より、北条氏の土地把握方法については、一定でないことがわかるが、支配の強度については明確にはわからない。しかし、この土地把握方法の違いは、支配の強度に段階がある

ことを示す一助となると考える。その証拠に、(イ)や(ウ)では、土地に役がかけられているという点で共通しているにも関わらず、記載方式が全く異なるのである。

「役帳」では、永祿二年時点での北条氏領国の地名や貫高が記載される。中でも初代の伊勢宗瑞によつて初期の頃に支配が開始された伊豆国は土地の把握がそのほかの領国よりも進んでいる^(イ)はずである。そこで、「役帳」に記載のある伊豆国の郷村を確認し、役に関する記述の割合を見て、北条氏による伊豆国掌握の進捗を分析する。

まず、「役帳」にある伊豆国の地名について分析する。「役帳」にある伊豆国の郷村数は一二六か所あり、地名を地図と照らし合わせた(【地図三】)。その結果「役帳」では、伊豆国の地名が全体的に把握されていることがわかった。また伊豆国の土地において、「役」に関する記述があったのは、給人に知行されている貫高(一九九か所)に対して、一一二か所であった。

次に、「役」に関する記述のない七七か所について検討する。この「役」は、北条氏の給人自体に賦課されている。それをもとに分析してゆく。前述の通り、「御馬廻衆」は、北条氏当主の直臣として把握され、人物に役がかけられていたことがわかる。「御馬廻衆」うち伊豆国に知行のある給人は二三名で、その知行地は二七か所ある。このように、人物自体に役が賦課されている場合、役が賦課される人物の持つ知行は、北条氏による土地把握の浸透度が高いと考える。

次に北条氏の直轄領をもとに考えてゆく。北条氏が直轄地として把握し、給人に「給田」という形で土地を与えている知行は一五か所ある。また、北条氏直轄領から出される「御蔵出」という給与が二〇名に与えられている。この二〇名も北条氏の直臣と考える。

この二〇名は、伊豆国に合わせて二四か所の知行が与えられている。ここか

ら、御馬廻衆で「御蔵出」を付与されている給人の知行が一〇か所、「給田」を付与されている給人の知行が六か所ある。この計一六か所の知行は、御馬廻衆の知行二四か所に含まれる。そこで、御馬廻衆以外で直轄領から給与を与えられている知行を導き出すと、八か所になった。

つまり、伊豆国内には、御馬廻衆の知行が二七か所、「給田」が一五か所、御馬廻衆以外で、伊豆国内に「御蔵出」・「給田」を付与されている給人の知行が八か所あることになる。これらを合計すると五〇か所になる。これらを「役」記載のない、北条氏の支配がよく浸透している知行と考える。それを役に関する記述がある知行と合計すると一六二か所となった。

よって、北条氏の支配が強く浸透していると考えられる土地は、「役帳」にみられる伊豆国の知行一九九か所に対して、一六二か所となり、その割合は約八割(一六二／一九九(か所))となった。つまり、伊豆国におけるほとんどの土地において、支配の浸透度が高かったということではないか。よって、伊豆国を例に、検地注記のないところからの土地把握実態を導き出すことができた。伊豆国での検地は「増」などの文言がよく確認でき、基本的には再検地である。「役帳」が成立する以前に、検地済みのため「新領土」として把握される場合がなかったからと考える。

伊豆国は、北条氏の領国支配において草創期に獲得した分国である。それを裏付けるように、「役帳」から土地把握においても支配が浸透しているとわかった。また、これまで検地は永正三年以前に実施されていたかどうか曖昧であった。それについて、「役帳」における伊豆国の分析から、永正三年以前においても、検地、またはそれに類似した土地把握が実施されていた可能性を高めることができた。

三 伊豆国における検地実態と土地把握―「役帳」と「検地書出」をもとに

伊豆国において、土地把握が浸透していると考えられる知行は約八割である。では、残り二割はどのように説明できるだろうか。この二割の知行は、三七か所存在する。この内訳のうち、「職人衆」、「他国衆」、「社領」、「寺領」のもつ知行が多くを占める(【表六】)。

寺領は、伊豆国だけでなく、全てに「役」がかけられていない。また伊豆国において、社領と他国衆知行に対して、ほとんどの土地で「役」などが無い。社領について、三嶋領(三嶋大社)の「長薄之内窪田給」は、「給」とあるので、北条氏より給分として与えられたものと考ええる。それ以外に「役」記述もなく、給分と思われる知行も存在しない。また、【地図三―一】を参照すると、三嶋大社付近(現三島市域)に「役」のない知行が集中している。

つまり、寺社領に対して、「役帳」に土地とその貫高、地名を把握するが、「役」をかけるほどの掌握はできなかったと考ええる。

これについて、「検地書出」からの検討をおこなう。永祿二年(一五五九)までの検地で、寺社領に係する「検地書出」は長浜と高麗寺の二例である。

(1) 伊豆国長浜の「検地書出」

「検地書出」引方項目を見ると、「三嶋やふさミ銭」・「成当大夫銭」をみることが出来る。これらは、三嶋大社への流鏑馬銭と三嶋社の大夫に関するものである。その他の「検地書出」と比較すると、本来、ここにくるべき引方項目は「公事免」であるとわかる。この公事免に該当する部分が、三嶋社に係する免除項目となっている。この理由について考えてみる。

この「三嶋やふさミ銭」や「成当大夫銭」は、三嶋社における流鏑馬行事のための費用と考える。つまり、長浜は三嶋社に関する費用を銭納していること

になる。長浜の場合、三嶋社の費用を出すことで、北条氏の年貢と公事のうち、公事が免除されると考える。

(2) 相模国中郡坂間郷高麗寺分の「検地書出」

高麗寺は、「役帳」で社領に分類される。そこで、高麗寺の「検地書出」から社領についての検討をおこなう。まず、引方項目についてみると、公事免がないとわかる。それは、公事で徴発される人夫などに対して、北条氏が高麗寺分に、給分を残す必要がないことをあらわし、高麗寺分に公事を賦課していなかったといえよう。

さらに、「但シ諸役等者可_レ為_レ如_二前々_一者也」との文言が確認でき、「役」については、先例のようにするとある。役に関していえば、従来決定された北条氏の役を支払うという意味であろう。それは、検地を行ったにもかかわらず、従来と同じ役を賦課し、そのなかに公事は含まれていないことを示す。

以上の「検地書出」二例から、北条氏は寺社領に対して、恣意的な支配を實行することができなかったと考える。さらに、検地を行っても公事を徴発することはできなかった。また、寺社が郷村に対して行う公事の徴発を認めており、それを引方としていた。

つまり、寺社領に検地を実施しても、郷村高の把握程度にとどまる。そして、それ以上の支配はおこなえなかった可能性がある。ただし、役を賦課できなくとも、「役帳」には、郷村の貫高を記録し、土地の把握をおこなっていた。検地が寺社による申告であったとしても、定納高を設定し年貢の徴収はおこなえたが、支配の強度に差あったのであろう。よって、「役帳」に記載される貫高分は、基本的に徴収できたと考えられる。

小括

本章では「役帳」と「検地書出」との対応をみて、北条氏の検地実施を明らかにしてきた。

第一節では、「役帳」からわかる土地把握政策と検地実施について検討した。まず、「役帳」からの検討をおこなった。「役帳」にある検地注記からは、検地がおこなわれた年代を知ることができ、増分などをあらわす文言から再検地の実施が想定される。「役帳」で検地注記が一番多いのは、新領土獲得にともなう弘治元年（一五五五）検地（見）である。

したがって、北条氏の検地と領国支配は、対応がみられる。そこで、検地と領国支配の対応関係をみていった。検地は、領国支配開始後に実施される。しかし、支配開始直後ではなく、検地を実施するまでに期間があることがわかった。

次に、北条氏が草創期に獲得した伊豆国支配と検地の関係をみた。初代伊勢宗瑞は、検地及び土地把握の技術を持っている。よって、伊豆国支配当初からの検地実施が想定され、永正三年（一五〇六）以前に、伊豆国で検地実施がなされていた蓋然性が高まった。また、「役帳」から、伊豆国の次に相模国西郡検地をおこなっていることがわかる。検地方法は、「役帳」からわかることで次のように説明される。

その方法としては、領域で実施される検地と、個別的に実施される検地がある。また、再検地が実施される場合は、当主の権威を示す代替わり検地などである。

第二節では、「検地書出」から、当主や支城主の実施方法について分析した。「検地書出」からわかる検地方法は次のとおりである。「検地書出」からは、郷村によって、丈量検地と指出検地が実施されるそれぞれの場合がある。また、

糾明検地によって再検地が実施される。さらに、当主だけでなく、当主の方法に準じた支城主による検地がおこなわれている。

「検地書出」をみると、検地の際に決定される郷村に対する免除があることがわかる。それは、「引方」とよばれ、その項目が異なるとわかった。つまり、郷村の状況によって支配の強度が異なり、それにもなう引方の内容にも差があると考える。この「引方」の決定方法や内容は、時代を経ることで北条氏の「国法」によって統一化が目指される。

第三節では、「役帳」と「検地書出」にみる検地実態と土地把握を、北条氏が草創期に獲得し、一番支配の強度が高いであろう、伊豆国を中心に分析した。前提として、検地を実施すると田畠を把握し、その田畠を含む土地に対し、「役」という税のようなものを賦課する。この「役」については、土地だけでなく、直臣などの人物自体に賦課する例もある。そして、郷村に対し、検地の内容を揭示する。

そこで、検地で把握した田畠を貫高化し、その貫高から「引方」とよばれる免除をおこなって郷村経営費として残す。この検地で把握した田畠貫高から、引方を差し引いた分が年貢となる。こうした検地過程による、郷村の情報は主に「検地書出」に揭示される。一方、「役帳」には検地実施によって決定された郷村の年貢納入高が記されている。

この「役帳」に記される、年貢納入高に関する記載形式は異なっている。この記載形式から、検地によって把握された土地には、支配の強度に段階がみられることがわかる。

そこで、北条氏の郷村に対する支配の強度を確認するために、伊豆国を対象に分析した。伊豆国の土地については「役帳」から知ることができ、土地名を確認して「役」の賦課実態を検討した。その結果、伊豆国における土地の八割から「役」に関係する内容や、直轄領から出される給分について確認すること

ができた。

しかし、寺社領などは、検地を実施し年貢の徴収がおこなえても、「役」が賦課できていないことがわかった。つまり、ほぼ直轄化に成功している分国であつても、そのなかに支配の弱い土地が存在するということになる。また、それら支配の弱い土地は、寺社領や他国衆知行地などで構成されていることがわかった。

北条氏は検地などを実施して土地把握、ひいては支配を強めていく。明応四年（二四九八）以降に領国化した伊豆国でさえ、永祿二年（二五五九）時点になつても完全な支配を実行することができなかったといえる。つまり、寺社などの勢力を残したまま、相模国などの新領土を獲得してゆくことになる。「役帳」製作段階の永祿年間では、寺社領を十分に直轄化できているとはいえない¹⁶。

それは、北条氏領国内の郷村において、支配の強度に差があることになる。「検地書出」をみると「引方」項目に統一性がない。これは、郷村の状況によつて、引方を決定していたと考えられ、「役帳」にみられる支配の強度における段階などは、「検地書出」の「引方」にも影響していたのではないか。

そして、「検地書出」や「役帳」の分析から、支配の強度が弱い土地に対しては、指出などの申告にもとづく土地把握であつたことが想定される。「役帳」は、明確に検地を実施したことが確認できる記述は少ない。その中でも眞高記載形式や、「役」に関する記述から、検地実態と土地掌握の浸透度を明らかにできた。

本章の結論として、「役帳」より、郷村の支配の強度が異なることを明らかにした。北条氏領国は、郷村の状況によつて支配の方法が異なり、検地の方法も郷村の支配状況に左右されるものだといえる。

第二章 後北条氏領国下における当主及び支城主の「検地書出」について

北条氏の検地は、伊勢宗瑞期からの実施が想定され、伊豆国をはじめとして領国支配にともなう進められてきた。また、「検地書出」をみると、検地をおこなう主体は、当主をはじめとして支城主によっても実施されていたことがわかる。「検地書出」は、則竹雄一氏によって、再検討と詳細な分析がおこなわれる。則竹氏は、「検地書出」の一九例の史料群について、記載形式が統一でない点に注目した⁽¹⁾。

「検地書出」は、記載形式が統一ではないものの、郷村に存在する領主(中間層)や百姓中に対して、検地結果を明示することで共通している。しかし、則竹氏の再検討では、その内容や目的を説明することができなかった。

本章では、則竹氏と同様、「検地書出」の記載形式が統一でない点に注目する。さらに、記載形式だけでなく、「検地書出」の書出し文言をもとに検討し、発給者や内容を分類して、検地方法を検討する(【表七】)。

「検地書出」の発給主体が明らかである人物は八名からなり、二代目氏綱から五代目氏直までの北条氏当主四名と、支城主四名である。また、「検地書出」の書出し文言は、七種類に分類できる。なお、本章において、「検地書出」の発給者とその方法から分析を進めてゆくにあたって、第一節を北条氏当主の「検地書出」、第二節を支城主の「検地書出」を用いて検討をおこなった。そこで、発給主体それぞれの検地方法を分析するという視点から、八つの項を作成し、第一節から第二節の検討において、通し番号を割り当てた。

第一節 後北条氏当主が主体の「検地書出」について

北条氏当主が主体の「検地書出」は、書出し文言が三種類ある。氏綱と氏康、氏直の「検地書出」は、(i)「検地書出」である。氏政は、(i)の書出し文言に加え、(ii)「分国之定法郷中之指引」、(iii)「検地(見御書出)」があり、合計三種類ある。

一 氏綱・氏康期の「検地書出」

氏綱期の「検地書出」は、相模国飯泉郷福田寺分(現神奈川県小田原市飯泉)の一点、氏康期の「検地書出」は、伊豆国西浦長浜(現静岡県沼津市内浦長浜)と相模国中郡坂間郷高麗寺分(現神奈川県平塚市根坂間)の二点がある。

氏綱・氏康期の「検地書出」は、奉行人による連署形式で発給されている。奉行人には、北条氏が派遣した奉行人だけでなく、在地有力者が奉行人として含まれている。宛先は、「百姓中」や「代官」、「別当」と、統一性がない。

(1) 奉行人と「印判」の検討

氏康期の印判をみると、長浜の「検地書出」には「花押」、高麗寺分には「印判」が捺印されている。

【史料(2)―12】北条家検地書出(「大川文書」戦 二三五・原本・『写二冊』をもとに再翻刻)

(端裏書)

(伊豆国田方郡)

「卯癸長濱検地書出」

卯 癸長濱検地書出之事

(中略)

大草但馬 (花押)

笠原玄蕃助 (花押)

笠原代
加藤彌次郎 (花押)

癸
天文十二年九月十五日
卯

清水代
鈴木善左衛門尉 (花押)

関善左衛門代 (花押)

長浜御代官
御百姓中

【史料(2)―三】北条家検地書出写(「皇国地誌」)

坂間郷内高来寺分検地書出

(中略)

天文十二
卯十月十八日

但シ諸役等者可_レ為_レ如_レ前々_二者也

中村小四郎 在判

関 新三郎 同

関戸 宗悦 同

岡田 宗遁 在判

松田六郎左衛門尉 在判

高来寺別当坊

この花押や印判の捺印者をみてゆく。まず、長浜の検地書出についてみる。筆頭にある大草但馬は、「西浦地方年貢本増出方覚書」(以下「覚書」、【史料(1―b)―二】)にも登場する。この「覚書」は、長浜を含む西浦地域の定納

高をまとめた文書であり、「検地書出」に記された定納高とこの「覚書」に記されたものが一致する。したがって、「検地書出」と「覚書」は同時期に記された文書であることが想定される。大草は、どちらの文書にも名前が登場するため、長浜を含む西浦地域において検地と年貢の収取を担当した人物であるといえる。この大草については、「役帳」にも大草氏が散見され、北条氏側が派遣した奉行人であろうか。

筆頭から左二人目に名を連ねる、笠原玄蕃助は、関係史料がなく不明である。ただし、伊豆郡代に笠原氏が置かれていたため、その関係者と思われる。続けて連署する、加藤弥次郎(笠原代)、鈴木善左衛門尉(清水代)は、それぞれ伊豆郡代笠原綱信と、伊豆奥郡代清水綱吉の代官であると考えられる。この、笠原玄蕃助・加藤弥次郎・鈴木善左衛門尉の三名は、伊豆国に在住する人物であると想定される。

末尾にある関善左衛門代については、天文十一年の武蔵国寶生寺宛検地奉行寄進状(以下「寄進状」、【史料(2)―二〇―一】)に名がみえる。この「寄進状」には、高麗寺分の「検地書出」における奉行人関新三郎の名も見ることでできる。「寄進状」と「検地書出」より、関善左衛門代と関新三郎は、検地奉行として派遣される、検地対象地域に関係のない検地技術をもつ担当者であるといえる⁽²⁾。

次に高麗寺分の検地書出における奉行人についてみてゆく。筆頭の中村小四郎、末尾の松田六郎左衛門尉は、二名とも高麗寺を含む大磯地域(相模国中郡、現神奈川県中郡大磯町)に関係のある在地の人物である⁽³⁾。

筆頭から左二人目に名を連ねる、関新三郎については、前述の「寄進状」より、検地技術担当者とは定する。続いて連署される、関戸宗悦は不明である。続けて四人目に連署される岡田宗遁は、氏綱期に発給される飯泉郷福田寺分の「検地書出」にも登場し、「上使判/岡田判」と捺印されている。この二名の

うちの「岡田」であり、岡田は在地とは関係のない、北条氏の派遣する検地担当者的な人物であると想定される。

長浜と高麗寺分の検地書出は、五名奉行人による連署で発給されている。そのうち長浜の五名について、北条氏の派遣した奉行人は、大草・関の二名、在地にいる奉行人は笠原・加藤・鈴木の三名である。次に、高麗寺分の五名は、北条氏の派遣した奉行人が関・岡田の二名、在地の奉行人が中村・松田の二名、不明の人物が一名という構成である。

以上の通り、検地奉行は検地対象地に関係を持つ人物と、対象地に関係しない検地技術担当者な人物で構成される。

(2) 宛名と奉行人による年貢収取の検討

「検地書出」それぞれの宛名をみると、飯泉郷福田寺分の宛名は「百姓中」となっている。ここでは、奉行人によって検地が実施され、その結果が百姓に直接発給・掲示されたのであろう。そのほかの宛名は、長浜において「御代官／百姓中」、高麗寺では「高麗寺別当坊」となっている。そこで、宛名より、検地とその後におこなわれる年貢収取の分析を試みる。

北条氏の年貢収取システムについては、【図一】のようにあらわすことができる。基本的には、大名が検地書出を「百姓中」に発給し、「百姓中」側が、「郷請(村請)」で請け負って年貢を定納する。飯泉郷福田寺分の宛名は、「百姓中」となっており、「百姓中」が年貢を請負って、定納していたと想定できる。一方、長浜の宛名は、「御代官／百姓中」とあり、宛名に百姓中を加えて代官にも発給されていることがわかる。

では、なぜ百姓中の他に代官を付け加える必要があるのか。次のように考える。まず、百姓中は、年貢を未進する可能性があり、未進すると代官から年貢を借りるという状態になる。百姓が代官から年貢を借りる場合、百姓は代官に

利子をつけて返さなければならない。このようなシステムを前提に、代官が百姓の代わりに年貢を皆済する。

こうした年貢の未進を想定して、北条氏は長浜に対し、代官と百姓中宛の「検地書出」を発給したのであろう。長浜には伊東や山角といった代官が存在し⁽⁴⁾、彼らは代官として年貢収取システムのなかに組み込まれる。もし、郷請で年貢未進だった場合、代官が肩代わりするシステムが機能し、その責務を果たさなければならなかった⁽⁵⁾。

高麗寺分の場合は、寺社領で宛名が「別当」となっている。別当は、おそらく高麗寺領において代官的な役割をしていたと想定する。つまり、高麗寺の場合は、代官請のようなシステムで検地実施から年貢収取までをおこなっていたのではない。この場合、「検地書出」は、大名から代官宛に発給され、代官が百姓から年貢を徴収する。百姓は、代官に年貢を納入し、代官から大名に定納をおこなう。このようにして、「検地書出」が誰に発給されるかで、年貢収取の方法が異なると想定される。

氏綱・氏康の検地は、検地奉行人による連署形式で、在地の奉行人が介入している。また、氏康の「検地書出」は、代官や別当に宛てられている。

二 氏政の「検地書出」

氏政発給の「検地書出」は、【史料(2)―五―一二】の五点である。その全てに「虎朱印」が捺印され、奉行人の数は、氏綱・氏康と比較して少ない。氏政の「検地書出」からは、「踏立辻」・「増分」の文言が確認され、丈量検地のような検地方法が想定される。引方内容においても、氏綱・氏康期の検地にはない「代官給」や「名主免」が追加されている。まずは、氏政の「検地書出」における書出し文言をみてゆこう。

(i) 「検地書出」

この書出し文言があるものは、武蔵国三保谷郷(現埼玉県比企郡川島町三保谷宿、【史料(2)―12】)の「検地書出」のみである。

これは、板部岡融成(江雪齋)による奉書の形式で、賄賂によって検地を逃れたことによる再検地である。

(ii) 「分国之法郷中之指引」

この書出し文言は、氏政の「検地書出」でしかみられない。相模国野葉郷(現神奈川県横浜市港南区野庭町、【史料(2)―19】)・同国前岡郷(現神奈川県横浜市戸塚区舞岡町、【史料(2)―10】)で発給された「検地書出」である。

前岡・野葉郷の検地は書出し文言によると、引方項目を国法によって定めたことがわかる⁽⁶⁾。「踏立辻」とあつて、さらに増分も踏み出されていることから、丈量検地による増分がだされたと考えられる。「此増分御寺へ新寄進之由被仰断候、可存其旨」／一、陣夫壹疋ハ前と井出兵部所へ出、此度増分ニ壹疋可出之、とあり、増分を寄進する代わりか、増分のみだけ、陣夫を増徴していることがわかる。丈量検地により増分を陣夫に置き換えていることから、陣夫増徴のための検地と想定される。

(iii) 「検地(見)御書出」

この書出し文言は、武蔵国原宿(現埼玉県上尾市原市、【史料五】)・同国府川郷(現埼玉県川越市府川、【史料(2)―16】)の二点にみられ、どちらとも武蔵国旧太田氏(岩付)領の郷村で発給されたものである。武蔵国原宿のものは、代替わり検地の意味合いがある。一方、武蔵国府川郷のものは、板部岡の奉書で隠田摘発による再検地である。

天正年間の氏政の検地は、再検地のみが確認ができ、隠田摘発や陣夫増徴などが目的で、代替わり検地や氏康などが行っていた惣次検地とは様相を異にし、発給する分国や郷村で書出し文言も異なっている。

三 氏直の「検地書出」

氏直発給の「検地書出」は、下総国金野井本郷(現埼玉県春日部市西金野井・千葉県野田市東金野井、【史料(2)―15】)と、武蔵国江戸永福寺分(現東京都杉並区永福、【史料(2)―19】)の二点である。虎朱印の捺印、引方項目、検地方法は氏政検地とほぼ同様のものである。

金野井本郷は新開田畠のため、おこなわれた再検地である。永福寺分は、「役帳」に地名と貫高の記載が確認でき、その貫高は嶋津孫四郎の知行で二貫文とある。それに対し、検地書出の定納高は、二五貫八五七文と定められており、「役帳」の知行高より四貫八五七文の差がある。また、「踏立辻」の記載があつて丈量検地が想定できるが、増分に関する記載がない。

よつて、四貫八五七文の差は、指出検地から丈量検地にはじめて移行したために増分を示さないのか、それとも単に増分を記載していないだけなのかはわかりかねる。いずれにせよ、「役帳」と「検地書出」から、四貫八五七文の差をみることで、定納高が永禄二年(一五五九)から、天正一六年(一五八八)までの間に増加していることは確認できる。

永福寺分の「検地書出」は不明であるが、基本的に再検地が行われたと考えられる。また、氏政や氏直の検地は、虎朱印の捺印、引方項目、検地方法が共通しており、ほとんど違いがないといえよう。

氏綱・氏康期「検地書出」において、印判と奉行人、宛名からの分析をおこなった。氏綱・氏綱期は、検地奉行人の連署による発給であり、この奉行人については、北条氏が派遣した奉行人と、在地にいる有力者が奉行人として構成され、検地を実施している。また、宛名が「検地書出」によって統一性がないことに注目した。宛名の違いは、北条氏による年貢収取方法が関係し、検地の実施方法及び年貢の収取方法に影響することがわかった。

次に、氏政と氏直が発給する「検地書出」の検討をおこなった。氏政や氏直は、印判が「虎朱印」で捺印がされることや、引方項目などに共通性がある。また、「踏立辻」の文言が確認でき、丈量検地がおこなっていたと想定できる。検地を実施する奉行人についても、氏綱・氏康期より少ない人数で構成される。よって、氏政や氏直の検地は、氏綱・氏康期の検地と比較すると、検地方法が統一されていたといえる。さらに、奉行人の数が少ないことから、検地をより少ない人数で効率的に実施しようとしたのではないか。「検地書出」の発給についても、奉行人に任せるのではなく、「虎朱印」で発給し、当主の権威を示したと考えられる。

第二節 支城主の「検地書出」について

支城主の「検地書出」は、四代目氏政の息子である北条(太田)氏房と、氏政の兄弟にあたる北条(大石)氏照、北条(藤田)氏邦、北条氏光によって発給されている。

四 氏房の「検地書出」

氏房発給による「検地書出」は、武蔵国府川郷(【史料(2)―16―1】)に発給された一点である。書出し文言は、(iii)「検地(見)御書出」から始まり、氏政が旧太田領で発給した「検地書出」と共通している。府川郷では、氏政が天正五年(一五七七)に検地しており、氏政から氏房への支配交代による再検地である。

この検地については、「検地書出」と同日にあたる天正十五年(一五八七)一〇月一二日付発給の氏房朱印状(【史料(2)―16―1】)が確認される。そこでは、「御陰居様如御證文」とあつて、氏房の朱印が、氏政の朱印と同様の効力を有することが明記される。したがって、氏房はこの府川郷にて、氏政に準ずる支配を目指していたことがわかる。

五 氏照の「検地書出」

氏照発給の「検地書出」(類型iv)は、武蔵国宮寺郷志村分(現埼玉県入間市宮寺・同県所沢市三ヶ島、【史料(2)―14】)と同国久下郷(現埼玉県熊谷市久下、【史料(2)―17―1】)の二点である。

志村分は滝山領での発給で、書出し文言は「年貢之辻」である。久下郷は栗橋領での発給で、書出し文言は「書出」である。印判も、志村分は「如意成就」の朱印を使用し、久下郷では、「印文未詳朱印(氏照)」を使用し、異なっている。

検地実施の年代をみると、志村分は、永禄一〇年(一五六七)で、久下郷は天正一五年(一五八七)と二〇年の差がある。この二点については、発給主が氏照で同じであるが、発給された支城領と書出し文言、印判が異なり、年代にも差がある。

則竹氏はこの二点を異なる形式の「検地書出」として分類している。まず、志村分は、「面積記載がなく検地高と典型的な引方を記載」とし、久下郷は、「面積と明確な引方記載がなく検地高と増分を記載」と区別した⁷⁾。

【史料(2)―17―1】北條氏照朱印状(「八王子市郷土資料館所蔵廣瀬文書」戦三二〇八)

書出
(武蔵国埼玉郡)
久下之郷

一、九拾三貫五百廿文

此内、

四十八貫文	給田
拾五貫式百文 ^{御加増}	金子左京亮増給
壹貫貳百五十文	定使給
貳貫七十文	百姓居屋敷

以上六十六貫五百廿文

残而、

貳拾七貫文

當納

(中略)

天正十五年丁亥印文未詳朱印

十一月三日

金子左京亮殿

久下郷の検地書出である、天正一五年一月三日付の北条氏照朱印状をみる。文頭に「書出」とあって、一つ書で、「九拾三貫五百廿文(九三貫五二〇文)」とあって、そのまま「此内／四十八貫文／給田」と続き、「此内」の合計は「以上六十六貫五百廿文(六六貫五二〇文)」となっている。次に「残而／式拾七貫文／當納」と記載されている。この「式拾七貫文(二七貫文)は、一つ書の九三貫五二〇文から、「此内」の合計六六貫五二〇文を引いた貫高である。整理すると、一つ書の九三貫五二〇文は、田畠面積の記載はないが、田畠面積を貫高化したものだと考えられる。次に「此内」以下に続く記述が、久下郷の引方項目及び、引方の貫高だと考える。

なぜなら、「當納」二七貫文は、一つ書の貫高から「此内」で示した合計貫高を引いているからである。さらに、「此内」の内容には「定使給」が含まれている。これは、その他の「検地書出」においても、引方としてあらわれる項目である。また、引方は郷村の状況や役割で項目が変わる。そのため、「定使給」以外の引方項目は、久下郷の状況に対応して設定されたものだと考える。

もう一点の氏照による発給である宮寺郷志村分の「検地書出」と比較すると、この二点は、いずれもはじめに田畠分銭高の記載がある。その次に引方、さらに「御蔵」へ年貢を納めるように指示がある。つまり、この二点は同じ類型と考えることができ、氏照の検地は文書形式が違えども、検地の実施と年貢收取

は同じ方法をとっていたと考えられる。よって、則竹氏による「検地書出」の類型とは異なり、以上の氏照発給による二点の「検地書出」は、同類だと位置付けられる。

氏照の検地と年貢收取方法については、天正一五年一月三日付の北条氏照朱印状^⑧からわかる。文頭に「代官之掟」とあり、「国法」で代官の規則が決定されている。また、「以御検知被踏立」とあり、「踏立」の文言から丈量検地が想定される。しかし、「検地書出」二点からは「踏立辻」が確認できず、実際に実施されていたかは不明である。

当主の検地では「踏立辻」が確認でき、丈量の可能性を認めることができる。それは、「国法」として定められていたのであろう。ただ、「国法」と決められていても、支城領にてそれが適用されていたかどうかは定かではない。「代官之掟」に関する氏照朱印状は、検地政策や年貢收取の方法にも関係し、天正一五年一月二日の朱印状(史料②—一七—三)ともあわせて、【図一】のような年貢收取システムが想定される。氏照の「検地書出」は二例とも「代官」に向けて宛てられており、基本的に代官請による検地実施、年貢納入システムであったことがわかる。

久下郷に関していえば、金子左京亮という代官に「検地書出」が与えられている。引方項目にも「金子左京亮増給」とあって、この検地書出では、この項目が「代官給」を指すのではないか。久下郷での引方に「代官給」が認められていたとすれば、(ii)「分国之定法郷中之指引」にて定められた引方六項目のうち「代官給」に相当することになり、氏政や氏直の検地方法に引方内容が共通していることになる。よって、氏照検地においても、当主の検地方法に準じていた可能性が高い。

六 氏邦の「検地書出」

氏邦発給の「検地書出」(類型Ⅴ)は三点あり、そのすべてが鉢形領に発給されている。それぞれ、武蔵国白岩惣次郎分(現埼玉県大里郡寄居町小園、【史料(2)―16】)、上野国北谷之郷(現群馬県藤岡市三波川、【史料(2)―14―1】)、武蔵国荒川郷(現埼玉県深谷市荒川、【史料(2)―18】)に発給されたものである。

書出し文言は、白岩惣次郎分が「御検地一枚書」、北谷之郷と荒川郷が「辻事」となっている。白岩惣次郎分は、永禄二年(一五六八)に発給されたもので、鉢形領では初見の「検地書出」である。『戦国遺文』での題は、「北条氏邦検地書出写」となっている。しかし、氏邦の朱印などは見当たらず、氏邦自身が発給したかどうかは定かではない。氏綱や氏康の検地書出にあるような、奉行人による印判が捺印されており、奉行人連署による発給といってもよいのではないか。北谷之郷と荒川郷の検地書出は、天正年間の発給で氏邦の朱印によって発給されている。

まず、白岩惣次郎分についてみてゆくと、田畠面積の記載のみで、引方項目が記載されていない。よって、田畠面積のみの把握であることがわかる。後に実施された、天正一四年(一五八六)の北谷之郷検地と比較すると、明確な引方項目が設定されており、田畠面積のみの把握にとどまっている。

つまり、永禄年間に実施した白岩惣次郎分検地と、天正年間に実施した北谷之郷検地では、実施方法が異なることが想定される。永禄年間の検地では、田畠面積の把握はおこなえても、引方の設定までは踏み込むことができなかったのではないか。

また、白岩惣次郎分検地は、天正年間に実施された北谷之郷、荒川郷検地と異なり、朱印でなく奉行人印判による発給である。当主の検地書出をみても、氏綱・氏康は奉行人による連署形式での発給である。一方、氏政や氏直は虎朱

印を用いて検地書出を発給していた。

この当主の検地実施方法を鑑みると、氏邦も氏綱・氏康期の検地と同様、永禄年間の検地は奉行人頼りで、天正年間になると朱印を用いて氏政・氏直のような、より強権的な検地をなしたのではないかと考える。したがって、永禄二年(一五六八)時点では、白岩惣次郎分に対しての支配を強めることができなかったのではないか。

北谷之郷の「検地書出」は、「一、此度御検地大途次(Ⅱ並)之事」とあって、北条氏当主を示す「大途」という文言から、当主に準じた検地方法であったことがわかる。引方項目をみると、「公事免」・「神田」・「定使給」の三項目で、当主である氏政発給の(Ⅲ)「分国之定法郷中之指引」検地書出との一致がみられる。また、天正一五年八月二五日付^⑨の北条氏邦朱印状は、「検地書出」引方ではふくまれなかった「名主免」が「無^⑩相違」出置候^⑪とあって、認められたことになる。それは、「検地書出」発給時に認められなかった「名主免」が後に認められたことを示す。

この「名主免」は当主である氏直や小机城主氏光の検地書出で引方項目に確認できる^⑩。だとすれば、「名主免」を認めたことで、「国法」で決定した引方六項目に近づくことになり、より当主の検地に準じたという蓋然性が高まる。持田四郎左衛門尉に宛てられた「荒川郷の「検地書出」をみると、壹貫五百四十一文(一貫五四一文)／持田四郎左衛門尉／御扶持被下」の文言があることから、氏照発給の久下郷検地書出のような「代官給」と考えられ、検地内容は、検地高と増分の記載のみにとどまっている。

以上の分析から、氏邦検地は、三点それぞれ、形式が異なり統一性がないことがわかった。ただし、北谷之郷の例は、引方に「名主免」があり、同様に荒川郷の例においても「代官給」のようなものがある。ここでの「代官給」は、小代官の給分であり、小代官というのは、在地の名主が北条氏に被官化したも

のである⁽ⁱ⁾。そうなれば、小代官の給分である「代官給」と、名主の給分として引方に設定された「名主免」は、類似性をもった引方内容といえる。以上より、引方項目に類似性がみられることから、天正年間に氏邦によって発給された「検地書出」は、引方内容の統合を試みたのではないだろうか。

七 氏光の「検地書出」

氏光発給の「検地書出」は二点⁽ⁱ⁾⁽ⁱⁱ⁾とも小机領の発給であり、書出し文言も^(vi)「検地指出」で共通している。書出し文言には、「指出」とあることと、「踏立辻」の文言がないため、丈量をおこなったとは考えにくい。氏光検地の全体像は把握できないが、この二点からは指出検地が実施されていたと想定される。

武蔵国恩田之郷(現神奈川県横浜市青葉区恩田町、【史料(2)―13】)で発給された「検地書出」は、久下之郷における氏直検地と引方項目が完全に一致する。このことから氏光による引方の決定方法は、当主の方法に準じていたと考えられる。

八 発給者不明の「検地書出」

書出し文言は、^(vii)「検地之辻」からはじまる。この「検地書出」(【史料(2)―17】)については、「印文未詳(円印)」が捺印されているが、人物を比定することができないため、発給者不明とせざるをえない。また、府川郷の「検地書出」と宛先が同じ代官であり、関係があると思われる。

支城主の「検地書出」をみると、永禄年間と天正年間の発給のもので違いがみられる。永禄年間の「検地書出」は、支城主独自の検地方法をとっている。また、氏綱や氏康でみられたような、奉行人による印判で発給されている「検地書出」も確認できる。

天正年間になると、当主の方法に準じる検地方法が顕著にあらわれる。また、当主の方法に準じることを明記していなくとも、引方内容に共通性があり、支城主の検地方法などを統一化する動きがあったとみられる。

小括

本章では、「検地書出」を用いて、その発給者に注目した。さらに、発給者によって、書出し文言や印判の違いがあることがわかり、その違いから「検地書出」の検討をおこなった。

第一節では、当主の「検地書出」をもとに分析をおこなった。氏綱・氏康の検地方法と氏政・氏直の検地方法に違いがあることがわかった。

氏綱や氏康の時代は、在地の中間層と北条氏が派遣した奉行による検地がおこなわれていた。また、「検地書出」の発給も、奉行人の両名によっておこなわれている。これに対して、氏政や氏直の検地は、再検地であることが多く、奉行人も氏康らに比べ少ない。「検地書出」の発給は「虎朱印」によっておこなわれる。さらに、氏綱や氏康の検地は、丈量検地である例があまり確認できない。一方で氏政・氏直検地は、「踏立辻」の文言が確認でき、丈量検地をおこなっていた可能性が高い。

第二節では、支城主の「検地書出」を分析した。支城主の検地は、基本的に増分が確認でき、再検地であることが多い。しかし、「踏立辻」の文言が確認できず、丈量検地をおこなっていたか定かではない。

また、氏照の朱印状には、「代官の掟」が示され、国法により決められたシステムで代官も検地や年貢収取に関わっていたことがわかる。支城主は、地方分権的な統治をおこなっていたため、支城主による統治に差が出る。統治方法によっては、支城主の権力が及ばず、郷村の力が依然として強いケースもあったと想定する。そこで、支城領では特に、郷村の有力者を代官として雇うこと

で、その力を頼って検地などの政策を請け負わせた例が多いと考える。そのためか、支城主の「検地書出」は、代官宛に発給されることが多い。

「検地書出」は、一九点全てにおいて、書出し文言と記載形式が一致するわけではない。この書出し文言や記載形式の違いというのは、当主や支城主によるそれぞれの検地方法をあらわすものではないか。また、「検地書出」の引方をみると、郷村ごとに引方の内容が異なることがわかる。この引方項目というのは、郷村の状況によって項目内容が異なる。引方項目における内容の違いは、郷村の状況による支配方法をあらわしていると考ええる。

ただし、北条氏は、「国法」などによって、検地実施方法の統一化を目指す。支城主もこうした「国法」を適用していく。支城主の永禄期と天正期の「検地書出」を比較すると、天正期の「検地書出」は、当主発給のものに引方項目を中心として類似してゆき、当主の検地に準ずる旨を記す文言も登場する。

北条氏領国下の検地方法は、はじめ郷村の状況に則した検地方法をとる。その時点では、丈量が指しかわからない。ただ、領国支配における初期段階では、郷村からの申告である指出的方法をとっていたことが想定される。そこから、支配を強めることのできた直轄領を中心に丈量検地を実施していくなかで、検地の方法を「国法」として規則化していったと考える。

そして、領国拡大をしていく中で支城主を配置していく。支城主は、地方分権的な統治をおこなない、そうした統治の違いは、検地政策にもあらわれると考える。また、領国拡大とともに誕生した支城領に対して、「国法」を適用してゆき、検地政策の統一化をはかる。

以上のように、北条領国下の検地方法は説明できると考える。

第三章 後北条氏における検地実施過程と年貢収取―伊豆国西浦の事例―

本章では、北条氏の検地帳により、その実施過程を検討し、「検地書出」との対応をみる。さらに、検地に関連する史料から、年貢収取の実態を明らかにする。

「検地書出」は、検地をふまえて年貢の決定額を示したものである。そのため、そこから検地の実態をうかがうことはできない。一方で、「検地帳」は、田畠一筆ごとの記載があつて、その田畠について名請人を記載している。また、郷村の田畠面積を知ることができる。さらに、郷村の田畠情報の記録までもみることができる。よつて、検地の実態を知るために「検地帳」をおもに分析してゆき、「検地書出」とのつながりなどをみる。

北条氏の検地の実態を示す検地帳については、相模国西郡「下中村上町分」〔現神奈川県小田原市小船、【史料(1―a)】が残る。また、伊豆国西浦長浜〔現静岡県沼津市内浦長浜〕には、天文一二・五四三年九月に実施された際の「検地書出」とともに、これに先行して作成された「長はま野帳」(以下、「野帳」、【史料(1―b)】)という、検地帳に類似した形式を有する史料が残る。

北条検地の検地帳は先の通り一点のみで、これに対応する「検地書出」が欠落しており、検地帳に類似する「野帳」と「検地書出」がともに残る長浜の事例は、北条検地を考察する上で最も重要だと考える。

「野帳」と「検地書出」は、池上裕子氏を中心とした二〇〇五年の調査で、「写二冊」と題された冊子に収録されていることがわかっている^①。「写二冊」は、長浜の検地史料を含む文書を写しとった史料である。このうち、第一冊は戦国期、第二冊は太閤検地以降の支配史料が収録されている。これは、長浜の土地情報がわかり、検地史料との関係がみいだせる。

そこで、この「写二冊」を使用して、検地実態だけではなく、検地後の年貢収取方法まで長浜の例から明らかにする。

第一節 後北条氏による検地実施過程―伊豆国西浦長浜の例をもとに―

伊豆国西浦長浜に残存する「野帳」と「検地書出」の関連性を検討し、検地の実施過程を明らかにする。

一 「野帳」と「検地書出」の構成について

検地実施過程を検討していくうえで、まず「野帳」と「検地書出」について史料の性格を分析する。

(1) 「野帳」

「野帳」は、天文二年(一五四三)九月七日の日付をもつが、これは長浜の「検地書出」の日付の八日前にあたる。「野帳」には、田、畠、免田の種別とその面積、それぞれの田・畠・免田の名請人(賦課の納入責任者)と思われる人々の名前が記されている。また、長浜の村内にある地名や、「当ふさく」・「袖ふり免」などの検地をおこなう際に必要な情報が記載されている。

ここでは、「野帳」に記されている名請人を中心に触れておこう。名請人にある安養寺と住本寺は、現在も長浜にある寺院である。また大河四郎さへもん、大河四郎兵へなどは、別の史料^②から長浜の同時代の住人であることが確認される。「2」で、「二郎」と「惣さへもん」、「40」で、「てうしやうはう」と「四郎兵へ」の二つが書かれている。この「野帳」に先だつて作成されていた史料には、それぞれ「二郎」「四郎兵へ」であったのが、この天文二年には「惣さへもん」「てうしやうはう」が名請人として認められた、と推定できるだろう。

なお、下段の名前のうち、[5]・[7]・[16]・[29]の「大河四郎さへもん

ん」、「40」の「てうしやうはう 四郎兵へ」（「四郎兵へ」は「大河四郎兵へ」のことか）など、大川氏関係のものが、一文字分、高く書かれている^③。以上にみてきたように、「野帳」は、一般的な検地帳の要件を備えているといえるだろう。

（2）天文一二年伊豆国長浜「検地書出」

「検地書出」は各郷村の定納高を示すものである。すなわち、郷村別の田畠面積に、反別あたりの基準貫高（田五〇〇文・畠二〇〇文、※長浜の場合をにかけて算出された額が、田畠分錢高（田畠踏立辻）となる。そしてこの分錢高（田畠踏立辻）から百姓免除分（引方）を差し引くことで、郷村の年貢高（定納高）が決まる。記載形式がすべて一致しているわけではないが、現存する「検地書出」一九通すべてが右の計算式で統一されている。田品（上田・中田・下田など）による基準のちがいは設けられていない。

なお、それに足される形で、検地によって算出された「増分」や、それぞれの郷村に関する状況などを示した史料も存在する。長浜の「検地書出」における田の面積合計は、一町六反大九〇歩であり、これは、「田本増辻」であるとしている。すなわち、この天文一二年の検地以前の何らかの由緒や取り決めによつて長浜の田数が決められていたが、この検地によつて「増分」が得られたことが示唆される。田については「反別五百文宛」となっており、計算の結果、「分錢」は八貫二六文になったとする。畠は一町四反大九〇歩であるが、「畠辻」とあるだけなので、畠については「増分」はなかったようである。畠は「反別式百文宛」で、これは「両毛」（秋成・夏成）とも同じとする。その「分錢」は二貫九八七文である。

以上の田の分錢と畠の分錢の合計が一貫一三三文である。

ここから、「三嶋やふさミ錢」、六項目の「百姓免除分（引方）」があがっており、その合計額は、六貫一〇〇文である。分錢合計一貫一三三文から、この

「免除分」六貫文を引くと五貫一三三文になる。これが「定納」とされる。

なお、その次に「此外／五貫文 道正綱代如前々」と記されている。これは、黒田基樹氏によると、大川家の分家北方大川家の先祖が網を盗んだので、その代償として、天文一二年以前から北条氏に五貫文の納入を義務付けられていたという^④。そのための「特別課税」と考えられるので、別扱いがなされている。

二 「野帳」と「検地書出」の対応関係

次に、「野帳」で算出された田畠の面積と、「検地書出」がどのように対応しているのか分析してゆく。

「野帳」の記載について、田と畠にわけて【表八】および【表九】を作成した。

（1）田数と面積

まず、田数であるが、「野帳」には三件の田地の記載があり、それぞれの面積を「歩」を単位に右端に示した。合計は五九一〇歩となり、これは一町六反一五〇歩となる。ところが、「野帳」の最後尾に横書きで記載された田面積の合計は一町六反九〇歩で、六〇歩少なくなっている。

横書き田数一町六反九〇歩に、反別五〇〇文を掛けると八貫二五文となる。これは、「検地書出」冒頭に記述された田の「分錢」八貫二六文と一文しかちがわない。よつて、田の「分錢」を算出するための田の面積としては、横書き田数が用いられたことがわかる。二二項目の田地の面積の総合計との六〇歩のずれについては不明とせざるをえない。

ところで、「野帳」の横書き田数一町六反九〇歩に対し、「検地書出」では田数「一町六反大九十歩」となっており、これは一町六反三三〇歩^⑤、という数字になる。しかし、これに反別五〇〇文をかけると八貫四八八文となり、その直後の分錢額八貫二六文と矛盾する。また、「検地書出」では、田と畠の分

銭額は一一貫一一三文であるので、これから畠の分銭額二貫九八七文を引くと八貫一二六文となり、田の分銭額として記述されている数字と一致する。このことから、「検地書出」原本の田数「二町六反大九十歩」の「大」は誤記と考えてよいだろう。田の面積の総合計は、「野帳」最後尾の横書きで記載された一町六反九〇歩であったと判断してまちがいないだろう。このように、「検地書出」には、大二四〇歩分という計算とは相違がある⁶⁾。

(2) 畠数と面積

次に【表九】は、畠数とその内訳である。「野帳」の畠面積の総合計は五三七〇歩で、一町四反三三〇歩となる。これは「野帳」最後尾の横書きの畠面積と一致する。畠の分銭は「反別二百文宛」であり、これを一町四反三三〇歩にかけると二九八三文となる。これは「検地書出」に記述された畠の「分銭」二九八七文と四文しかちがわないことから誤差の範囲とみてよいだろう⁷⁾。

(3) 「野帳」と「検地書出」の関係

「野帳」と「検地書出」で田畠の面積は基本的に一致し、「野帳」をもとに「検地書出」が作成されたことはまちがいない。「野帳」は、現地に立つて、田畠一筆ごとの面積を把握して、その結果を記したものと想定される。単に丈量するだけでなく、名請人がどの人物であるか、さらに免田などの田の性格も確認しながら作成された。そして、「野帳」に記入された田や畠の面積をほぼそのまま総合計した最後尾の横書きの数字をもとに、田五〇〇文宛、畠二〇〇文宛という換算で、田・畠ごとの分銭高を算出したことが確かめられる。

則竹雄一氏は、「野帳」がそのまま検地書出に反映されるものではないと考えている。「検地書出」記載の分銭高が年貢定納に関する正式な決定であるのに対して、「野帳」記載のものは参考程度にすぎないと判断している⁸⁾。

しかし、これは「検地書出」の誤記によるもので、則竹氏がいうように「田畠面積における田畠数分が相違している」と考える必要はないのである。そし

て、このことは単に数字の差異にとどまらない。「野帳」と「検地書出」の関係をどのように考えるのか、ひいては長浜における検地の具体的な方法をどのように復元するかで、検地の理解が深まると考える。

三 「免」引方と増分

(1) 「免」引方

「検地書出」では、田と畠の分銭の合計が一一貫一一三文であるとしたのち、「三嶋やふさミ銭」一貫六〇〇文以下、六項目の引方を示して、その合計が六貫一〇〇文であるとする。一一貫一一三文から六貫一〇〇文を引いた五貫一三文が、長浜の「定納」額と決められている。

では、合計六貫一〇〇文になる六項目の引方はどのようにして算出されたのであろうか。「野帳」には、「22」の「やふさミ免」のような「免」を載せる項目と、「21」のように種別が「免田」とされ、名請人が「安養寺」とされるような項目がある。【表一〇】は、「野帳」の「免」と、「検地書出」の「引方」が対応しているように見えるものを抜粋し、比較してまとめた「やふさミ」、「安養寺」の「免田」、「定使」の三項目である。

「野帳」【22】の「やふさミ免」は「検地書出」の「三嶋やふさミ銭」に対応するであろう。「野帳」によると「やふさミ免」は「二反半」(九〇〇歩)で、反あたり五〇〇文をかけると分銭は一二五〇文となる。ところが、「検地書出」において、「三嶋やふさミ銭」の免除額は「二貫六百元」、すなわち一六〇〇文で、三五〇文の差がある。同様に、「野帳」の【21】と【32】の「安養寺」の「免田」は「二反半」(九〇〇歩)と「大卅フ」(二七〇歩)の計一一七〇歩で、この分銭は一六二五文である。しかし、「検地書出」の「安養寺領免」は五〇〇文にすぎない。さらに「野帳」【25】の「定使」とあるものが「検地書出」で免に挙げられているが、その面積は「二反廿フ」(三八〇歩)で、分

銭は五二八文となるが、「検地書出」の「定使給」は三〇〇文となっている。

このように、「野帳」の「免」とされている田数から導き出される分銭額と、それに対応すると考えられる「検地書出」の「引方」の額は全く一致しない。池上氏や則竹氏も「野帳」と「検地書出」の引方項目を比較しているが、「野帳」と「検地書出」の「引方」の分銭高は一致しないという理解にとどまっている。

そもそも、「野帳」で「免」「免田」とされている田も、他の田と合算されて総田数が割り出され、それに所定額が掛けられて分銭が算出されている。このことは、検地以前の「免」は、いったん完全に否定されたとみるべきであろう。

② 「本年貢」と検地の成果である「増分」

西浦地方年貢本増出方覚書写（「覚書」、【史料1—1—b】—1—2）は、長浜をふくむ西浦地域六ヶ村の検地によって決定した年貢の納入額を示す史料である。「本増出方」とあり、いずれの郷村でも、「本年貢」に対してかなりの「増分」が踏み出されている。ここで「本増長浜分」とされている五貫一三文は、「検地書出」で確定された「定納」と同額である。その点から見て、この史料は天文一二年をさほど下らない時期のものと考えられる⁹⁾。

「覚書」では、長浜の「本年貢」は二貫七〇〇文だとされている。【史料1—7】の末には、「西浦地方本年貢」という表現もあり、「本年貢」とは、この検地が実施される以前において、北条氏が掌握し、郷村側も基本的に承認していた年貢額であると考えて大過あるまい。具体的には不明ながら、何らかの方法によって年貢公事などの総額を算出し、さまざまな「免」などを引いた額が「本年貢」となっていたのだろう。

この「本年貢」二貫七〇〇文と、「定納」五貫一三文との差額である二貫二一三文が、天文一二年検地による「増分」ということになり、これが北条氏に

とって、天文一二年検地の成果であるといえよう。

では、どのようにしてこの「増分」は得られ、今回の検地過程で、どのようにして算出されたものなのであるうか。

③ 「増分」の由来

「野帳」と「検地書出」から明らかなように、まず、長浜の田・畠それぞれの面積を合算し、それに所定の額（反別で田は五〇〇文、畠は二〇〇文）をかけ、分銭額を決定している。そこから六項目の「引方」の額を引くことで「定納」額が決められている。こうした過程からいえば、①田・畠の丈量の際に、従来の面積より大きな面積を析出した、②反別に掛ける額がこれまでより高額であった、③「免」つまり「引方」の算出方法が従来のものより少なかった。以上のような理由によって「増分」が得られた可能性があるだろう。

まず③の「免」について考えてみよう。

「野帳」に「免」としてあらわれる田・畠は、住本寺の「免田」七二〇歩（26）・「42」、安養寺の「免田」一一七〇歩（21）・「32」、「定使」三八〇歩（25）、「袖ふり免」一五〇歩（14）、「神明まつり免」四八〇歩（24）、「山ふし免」二四〇歩（30）、「宮はき免」九〇歩（31）、「宮之前とう丈免」九〇〇歩（36）、「宮免」（畠三〇歩（17）。これらの合計は田五〇三〇歩、畠二〇歩となる。それぞれに所定の反別額をかけて、分銭化すると田六九八六文、畠一七文となり、合計七貫三文となる。

一方、「検地書出」の「引方」では、六項目があげられ、合計六貫一〇〇文が免じられている。上記の七貫三文との差は一貫文以内であり、本来の「免」がかなり認められたようにも見えるが、必ずしもそのようには言えない。なぜなら、従来、年貢公事などの総額を算出し、そこからさまざまな「免」などを引いた額が「本年貢」となっていたのだからである。すなわち、「野帳」からみて、【表一〇】に示したような免とは別に、「検地書出」からみることの

できる「定使給」のような郷村全体として認められていた「免(引)」が別にあったと考えられるからである。

そもそも天文二二年(一五四三)の検地は、既に何度か実施されてきた検地(検注)の延長線上にある。「検地書出」の文言によって田の「増分」が確認されるのと同様、「免」においても、天文二二年以前の検地(検注)において何らかの形で定められていたと推定される。

こうした郷村全体の「免」の項目については、「検地書出」の「引方」項目がヒントとなるだろう。「引方」項目のなかには、「野帳」には全く触れられていない「成当大夫銭」、「井領(井料)・諸色」、「岡田」などがあげられている。「井料」は、用水路の整備など、用水確保のための経費であろう。「岡田」は、天文二三年(一五四四)北条家長浜棟別銭取帳写¹⁹⁾にて、棟別銭が免除となっている「岡田小二郎」のことである。こうした項目のうちのいくつかは、従来から「免」として認められていたものであろう。

詳細については不明であるが、こうした郷村全体として認められていた「免」も合算すれば、従来の長浜の「免」の総額は七貫三文をうまわるものであったと想定される。それが六貫一〇〇文に減じられることによって「増分」が算出されたことは間違いないだろう。

もちろん、「三嶋やふさぎ銭」や神田の「指置」がなされ、また寺領の「免」や「定使」の給分が認められるなど、従来の「免」の項目の一部が認められていることも確かである。ただし、従来は田・畠ごとに認められていた「免」がすべて解消され、郷村全体として「引方」が設定されたことが重要である。

これは、北条氏が長浜を支配することで、この郷村が支配単位の一つとして指定されたことを示すように思われる。「引方」の各項目は一〇〇文単位となっており、機械的に設定されたと考えられる点からも、個別の「免」を解消

し、郷村との間で新たに「引方」を設定してゆこうとする北条氏の意志を見ることもできるだろう。

「野帳」と類似の史料と位置付けられてきた「下中村上町検地帳」について、池上裕子氏は、「検地書出」の「引方」は国法によって規定されているものとしている。その根拠は、「検地帳」に「以此帳」、公事免其外諸色之引方、分国中如「法度之」、百姓中へ可有「御渡」者也」という文言があるからである²⁰⁾。長浜の「野帳」の引方項目も北条氏の裁量によって決められたものであろう。

以上の解釈に一定の意味があるとすれば、「増分」算出の可能性のうち③については、「免」の減額によって、一貫文以上の「増分」が得られたことになる。

次に、可能性の①・②についてはどうか。

「検地書出」の冒頭には「老町六反大九十歩 田本増辻」という文言がある。畠の方には「老町四反大九十歩 畠辻」とあり、「増」の表記がみえない。これは、今回の検地による分銭の増分が田からのみ出現したということを示しているだろう²¹⁾。長浜の天文二二年検地については、田についてのみこれまでより大きな面積を析出し、それにより高額な反別額をかけることによって、北条氏は「増分」を得たと考えておきたい。

池上裕子氏は、北条氏検地は丈量検地であり、面積の踏出が基本課題だったとしている²²⁾。長浜における「野帳」から「検地書出」への流れ、それによる「増分」の析出は、そうした池上氏の検地理解と整合的である。田の増分が得られたことは、池上氏の丈量検地であったとの妥当性を示す。そして、「野帳」は事実上の「検地帳」として位置づけることも誤りでないことになる。

「寛書」によれば、長浜における今回の検地による「増分」は二貫三三文であった。このうち③の「免」の減額による分が一貫文以上とすれば、①の

「面積の踏出」によって得られた「増分」は、②反別割合の高率化をふくめてもせいぜい一貫文程度ということになる。

以上、天文一二年検地以前におこなわれた検地（検注）にて算出された「本年貢」の実態がほとんどわからないなかで推定を重ねざるをえなかったが、ある程度、蓋然性の高い考察はなしたものと考えている。

「検地書出」において、「引方」設定は、北条氏が独自に設定した方法で、機械的に算出している。検地によって出た「増分」は、郷村側にとってはなるべく北条氏側に徴収されたくないものであっただろう。また、本来郷村にあった「免」・「免田」は「野帳」に示されているとする。

それは、「野帳」にある「免」や「免田」の記述から考える。その理由として、「野帳」の横書き合計面積と名請人が請け負う田畠の面積がほぼ一致するため、「野帳」で「免」等に認定した田畠を省除して計算しているとは考えにくいからである。つまり、検地の対象に「免」・「免田」が含まれていたことを意味する。

さらに、「野帳」と「検地書出」に示された長浜の田畠合計面積が一致することは、「野帳」で示される「免」・「免田」が、北条氏によって検地の結果による「増分」の一部として構成されたことを示すと考えられる。こうした点からは、北条氏が郷村単位での支配を強めようとしていることがわかる。

しかし、最終的に「引方」となって現れる数値は、「野帳」にある「免」の合計額と一貫文ほどの差がある。「検地書出」の引方項目にあるような、郷村全体の「免」と思われるものの総額は「野帳」に記されていないのかわかりかねる。よって、本来算出しようとしていた「引方」のすべてを知ることができない。ただし、一貫文という数値は、郷村と北条氏の話し合いの結果、決定されたものと考ええる。

つまり、「野帳」をもとに「検地書出」が作成されるにあたって、「免」から

「引方」になるが、その段階で話し合いにより、一貫文低く「引方」が設定されたということになる。このようにして、北条権力は、郷村とのやりとりの中で、郷村を単位として領域を掌握することを目的としていたのだろう。

第二節 検地を反映した年貢収取―伊豆国西浦の場合―

前節では、伊豆国長浜を例に、検地実施過程の分析をおこなった。ここでは、検地をもとにした年貢収取についての検討をおこなう。そこで、長浜に残存する「写二冊」という史料をもとにする。

西浦地域は漁村という特徴はあるものの、戦国期には北条氏の直轄領として掌握される。さらに、豊富な戦国期の史料が残存することから、長浜を対象として、北条氏による検地政策と年貢収取の一面を明らかにする。

一 「写二冊」について

「写二冊」からは、長浜における戦国期の土地情報がわかり、検地史料との関係がみいだせる。「写二冊」には一冊目に八点の文書、二冊目に七点の文書が写し取られ、内訳は【表二一】のとおりである。「写二冊」については、表紙や史料の文字をみれば、近世に写された史料であることがわかる。また、この写は、できるだけ原本の形式を再現しようとしている。

収録史料には、「検地書出」や「野帳」がふくまれている。これらの文字を検討した結果、「写二冊」には誤写もあり、その記載を全面的に信用することはできないが、比較的正確に写されたものとわかった。

ここに収録された史料をもとに、北条氏の年貢収取を検討してゆく。

二 検地を反映した年貢収取方法―「写二冊」収録史料をもとに―

第一冊、六点目に収録される年月日未詳「西浦地方年貢本増出方覚書」

（【史料（一―b）―二】、【表二二】）は、北条氏の奉行人大草但馬(守)によって

作成され、長浜を含む西浦六か村(三津・長浜・重須・木負・久連・平沢)の郷村高が記載される。この郷村高については、長浜の場合「検地書出」にて示されている。西浦のその他の郷村における貫高は、木負の郷村高を知ることができ、(永禄九年カ)八月七日付と(永禄二年カ)四月一日付の北条氏康朱印状(史料(1―b)―四)に示されている。これらの郷村高と「覚書」に示された郷村高は一致する。また、郷村高を揭示する方法は、「検地書出」だけではないことがわかる。

「覚書」は、西浦で実施された検地の増分や、定納高とは別で、郷村が負担する年貢以外の賦課が記載されている。しかし、各郷村計(A)と史料上記載(B)の合計高が七貫五〇〇文(表二二)項目「本増」、差(A―B)異なる。これにより、実際に納める定納高一七三貫八八二文が検地により踏み出された定納高一八一貫三八二文より低い七貫五〇〇文の差があることがわかる。

この差七貫五〇〇文について、どのように考えるか。まず、その内訳は、本年貢から一四〇文、増分から七貫三六〇文引かれていることがわかり、ほとんどが「増分」である。決定された定納高は、一七三貫八八二文なので、検地から定納高決定までに七貫五〇〇文分を免除することになったと考える。長浜の検地書出から、一旦、郷村の定納高は検地書出で決定されている。しかし、この「覚書」から、西浦という領域で集約したうえでもう一度定納高を決定しないといけないことになる。

第二冊、四点目に収録される(天正一八年頃カ)十一月二〇日「大川兵庫・隼人連署指出」(史料(1―b)―三)、以下「連署指出」とする。は、「覚書」と対応がみられる。西浦の合計貫高は一五六貫八八二文とわかる。「覚書」の合計は一七三貫八八二文で一七貫文の差がある。これは、「連署指出」に「此外 御代官分」とあり、「覚書」に記載の「道正綱度銭」や「塩竈銭」とは別

で計算していると考ええる。したがって、道正綱度銭五貫文と、塩竈銭計一二貫文の計一七貫文をひいて、一五六貫八八二文となる。

ここで、「覚書」では、三津に「御公方へ定納・七貫八三八文」がある。これは、北条氏へ納める貫高であるが、「連署指出」にあらわれないのは、北条氏滅亡後の史料だからであろう。西浦六か村の合計郷村高が「覚書」と「連署指出」で一致することからも、戦国期の検地による結果をそのまま反映したものと考える。

この二点より、田畠から導き出した年貢とは別の負担が各々の郷村にあったことが分かる。ただし、これらの別の負担は定納高として貫高検算するとき、基本的には田畠を貫高検算したときにその貫高に含まれる¹⁴。そして、その負担は、「検地書出」に記載されている。長浜の検討により、個別の郷村をそれぞれ検地して、郷村が負担する年貢とそれ以外の賦課を決定したことがわかった。

これらを西浦という領域で集約して、郷村ごとに一度決定した定納高を、もう一度整序しなおし、免除などをおこなうことで、再度定納高を決定しなおしたのであろう(図二)。「写二冊」収録史料の二点から、北条氏の年貢收取方法について検討した。これにより、「検地書出」で一旦定納高を出し、そこで、小村単位での定納高を算出し領域で集約、そして、領域での定納高を算出して年貢收取することがわかった。

その際に、「検地書出」では定められなかった引方項目が、領域で集約するときに定められることもあった。

小括

長浜を含む西浦六か村は、検地の結果を反映した「野帳」から、検地の情報と免除項目を記し、百姓にその内容を開示した「検地書出」、さらに領域でま

とめて、正式な賦課内容を示す「覚書」と、検地から年貢收取までの史料が「写二冊」の中に一通りそろっている。

ここで、第一節で明らかにしてきたことをもとに、天文一二年（一五四三）におこなわれた長浜の検地過程を復元してみたい。天文一二年の検地では、郷村に存在する田畠や、田畠名請人、田畠の情報を集約したものが「野帳」である。

「野帳」には、田畠を丈量して、従来把握されていた以上の面積が踏み出されていると推定されるが、それについては「野帳」からはみてとれない。「検地書出」によれば、田のみで増量を得たようである。

この「野帳」に記された田・畠それぞれの面積がほぼそのまま合計されて、「野帳」の最後にまとめて記されている。この数字が横書きにされていることは、本文の田畠書き上げとは別のタイミングで計算によって得られた数字であることを示しているのかもしれない。

次に、「検地書出」にうつる。この「野帳」で得られた数字に、田畠の反別ごとに基準貫高をかけてその田畠分の「分銭」を算出している。その際、田畠の等級、不作かどうかは考慮されず、「免」の対象地であったことも全く配慮されていない。この点は重要で、これまで在地慣行や領主との取り決めで認められてきた「免」がここでいったんすべて否定されたのである。

その上で、六項目の「引方」を設定し、分銭額から減額し、「定納」額を決定している。この「引方」の内容をみると、「野帳」にも「免」として確認できるものもある。詳細については不明であるが、従来からの「免」の多くは、検地後の「引方」にも踏襲されているのだらう。しかし、いったんリセットされ、新たに北条氏によって「引方」として設定されたという制度上の規定が重要なのである。

則竹雄一氏は、次のように検地実施過程を示している。①在地の有力者（案

内者）によって、検地する郷村を案内してもらう。②北条氏からの検地奉行を郷村へ派遣。③検地奉行による「検見」。④検見によって「増分」の打ち出し。⑤百姓による年貢の請負。⑥検地書出の作成と発給である。

これを、伊豆国長浜の例に当てはめると、次のようになると考える。

①の「在地の有力者」は、長浜では大川氏に相当するだらう。②は「検地書出」に署名している大草但馬以下の検地奉行の事である。③と④で検地帳（長浜では「野帳」）が作成される。一連の作業が終わると、⑤百姓によって一筆（検地結果に同意するサインのようなもの）が書かれ、その後に「検地書出」が郷村に手交されたとしている。

以上の則竹氏の説明でおおむね了解されるが、「免」「引方」のあり方については留意したい。「野帳」を作成する際に面積だけでなく、郷村側が要求する「免」の記入がおこなわれていた。それはそのままの数字で「引方」に反映されるわけではないが、従来からの「免」が検地後の「引方」に一度継承されていた点は重要であらう。検地が北条氏側の一方的な政策遂行ではなく、郷村側との駆け引きのもとで実施されるものであることを忘れてはならない。

第二節では、「写二冊」収録史料をもとに検討をおこなった。「写二冊」収録史料は、戦国期や太閤検地時の史料を近世に写した史料である。この史料の文字を検討した結果、誤写もあり、全面的に信用することはできないが、比較的正確だとわかった⁽¹⁵⁾。

そこで、この「写二冊」にある史料を活用して北条氏の年貢收取方法について分析した。そのうち、第一節でも取り上げた「覚書」は、長浜を含む西浦六か村の郷村貫高や増分などの情報を知ることができる。また、北条氏滅亡後間もないころに作成されたであらう「連署指出」により、北条氏滅亡後すぐの郷村情報まで知ることができ、「覚書」と「連署指出」の比較検討をおこなった。

この比較から、同じ郷村に対して、北条氏領国下時と豊臣政権時では掌握の方法に違いがみられることがわかった。それは、年貢貢高合計の表記方法や、「公方へ定納」という文言が「連署指出」にはみられないことからわかる。

西浦木負における朱印状からは、木負の田畠年貢、塩釜銭の数値が、「覚書」と一致が見られ、「検地書出」以外から郷村高を知ることができるということになる。つまり、大名が百姓中からおこなう年貢収取や、郷村高を掲示する方法は、「検地書出」を発給するという手段だけではない。そして、「覚書」からは、郷村を領域で集約して、領域での定納高を確定し、年貢を納入したことがわかる。これにより、伊豆国西浦は、海村という特質があるものの、直轄領における北条氏の検地から年貢収取までの過程を明らかにできた。

本章では、あくまで北条氏領国下の郷村における一例ではあるが、北条氏の直轄領である伊豆国長浜を例に、北条検地の実施過程の解明を試みた。その結果、北条氏直轄領における検地施行から年貢収取までの過程を可能な限り復元することができた。

検地をする際に「野帳」を作成し、それをもとに田畠面積の確定や年貢の免除項目を作成する。そして、「検地書出」をもって正式な決定とし、代官や百姓中に示して年貢を収取したと想定される。そして、「覚書」をみると、西浦の小村を集約し、領域での定納高を決定した。小村を集約する際は、「検地書出」やそれに準ずる郷村高を記した朱印状などをもとにしたのだろう。

つまり、北条氏の年貢収取法は、伊豆国西浦地域の場合、西浦―村という二重構成で賦課したということになる。また、西浦という海村特有の道正綱度銭や塩釜銭が田畠年貢と別で村別に賦課される。そうした年貢定納高と、年貢以外の賦課が決定されると、増分を算出する。最後に領域での定納高を決定するときには、増分から免除をおこなうこともある。この検討は、「役帳」にあらわれない、直轄領の構造、様相を明らかにできたと考える。しかし、本来の郷

―各村という支配からの検討はできていない。今後、そのほかの郷村についても分析していく必要があるといえる。

北条氏の検地方法については、池上裕子氏が丈量検地を強調するのに対して、則竹雄一氏は、指出検地の可能性も否定できないとしている。黒田基樹氏も、長浜の史料のうち「覚書」から指出検地の可能性を示唆している¹⁶。本章の分析からは、天文二二年の長浜の検地に限って言えば、丈量検地の可能性がかなり高まったといえよう。

終章

第一節 本稿のまとめ

一 一章のまとめ

第一章では、「役帳」と「検地書出」から、北条氏の検地方法について検討した。

第一節では、「役帳」にある検地注記に注目して分析した。「役帳」は永禄二年作成の史料である。そのため、三代目である氏康期の領国のことまでかわからない。「役帳」に明確な検地注記が記されていたのは一四三か所である。ただ、検地注記はなくとも「増」と増分が想定される文言もあるため、これらも、検地を示すと考えられる。これらにより、北条氏による領国支配の経過と検地の年代を照らし合わせると、理由は確定できなかったが、領国支配開始の時期と検地実施の時期に一定の期間があることがわかった。

第二節では、「検地書出」より、検地が実施された年代に注目して、その実施方法の段階による差をみた。氏綱・氏康期の「検地書出」では、郷村ごとに引方の項目が一致しない。つまり、郷村によって免除する内容が異なることを示す。こうした検地を実施する際に、郷村の状況を反映した方法が採用されたと想定できる。しかし、天正年間の「検地書出」になると引方内容は、ほぼ「公事免」・「神田」・「代官給」・「名主免」・「定使給」・「井料免」の六項目で固定化される。また、支城主の「検地書出」には、当主の検地方法に準ずるという文言もみうけられ、検地の方法や免除内容の統一が目指されたと考えられる。

第三節では、伊豆国を中心として、「役帳」と「検地書出」から土地把握としての検地政策を検討した。まず、「役帳」と「検地書出」両方に地名と郷村

高に記載があつて、郷村高が両方で一致する高麗寺分についての検討をおこなった。

高麗寺分は天文一二年に検地がおこなわれているにも関わらず、「役帳」には検地注記がなかった。そこで、「検地書出」をみると、役の処置に関する記載があつた。それにより、検地実施後に役をかけ、年貢定納高が決定され、検地の必要がなくなった土地であることがわかった。

では、「役帳」にみえる検地実施についての検地注記の有無は何をもとにしているのか。それは、北条氏による土地把握の差ではないか、と考えられる。

「役帳」には貫高の記載形式が三種類ある。田のみの把握である場合、役をかけている場合、そして反銭や棟別銭といった税が賦課されている場合である。この記載形式の違いは、土地把握における浸透度の参考になると考える。土地に対して役をかけるには、検地を実施して土地把握をおこなった後に北条氏によって役に関する取り決めがおこなわれると想定される。

これを前提に検地注記のないところから検地の実態分析をおこなった。そこで、北条氏が草創期に支配を開始した伊豆国に注目した。

まず、「役帳」にある伊豆国の地名と役がかけられている知行を分析した。さらに、北条氏直臣で伊豆国の土地から知行や給分をもらっている給人を検討した。すると、北条氏は永禄二年の時点で伊豆国において、役をかけ、直轄領と認定して、給人に知行をあたえていた土地が八割程度あることがわかった。残り二割については、寺社領や他国衆の知行地で、これらは直轄化が困難だったと考えられる。

二 二 一章のまとめ

第二章では、「検地書出」の「発給者」、「書出し文言」、「発給者の印判」をもとに検討をおこなった。

第一節では、「検地書出」の発給者に注目すると、二代目氏綱・三代目氏康期は、検地奉行人の発給であった。「書出し文言」は、「検地書出」で始まり、印判については、検地奉行人のものだとなった。氏綱・氏康期の検地は、検地奉行人に検地の実施、「検地書出」の発給を任せていたことが想定される。

四代目氏政・五代目氏直の時代は、当主自身による発給である。書出し文言は、「検地書出」に加え、氏政の発給は他に「分国之定法郷中之指引」、「検地(見)御書出」と三種類ある。検地に携わる奉行人も、氏綱・氏康期は五人ほどいたのに対し、板部岡融成の一人であることが多い。朱印は当主が発給したことを示す「虎朱印」が捺印される。つまり、氏綱・氏康期と氏政・氏直の「検地書出」の違いから発給方法や実施方法に変化があったと考えられる。第二節では、北条氏領国下における支城主の「検地書出」について検討した。「検地書出」において、その発給が確認されるのは、氏房、氏照、氏邦、氏光の四人である。

書出し文言については、統一的でなく、支城主ごとにばらばらである。さらに、「検地書出」ごとに異なる書出し文言にしていることが多い。印判は、基本的に支城主の朱印が捺印されたが、当主の虎朱印と同様の効力があると記載される史料もあり、支城主の「検地書出」および検地実施は当主のものと同様もしくはそれに準じた方法をとろうとしていた。

三 二 一章のまとめ

第三章では、伊豆国西浦長浜に残されている「写二冊」という、史料をもとに検討をおこなった。

第一節では天文一二年検地をもとに、「野帳」と「検地書出」から検地実施過程を明らかにした。「野帳」と「検地書出」の田畠面積は一致する。「野帳」は、以前把握されていたであろう「免」などを把握するとともに、田畠の把握、面積の集計をおこなった文書であることがわかった。それをもとに「検地書出」は郷村の免除分である「引方」を決定し、郷村が年貢として納める「定納」額の決定をおこなった。そこで、従来の「免」を否定し、あらたに「引方」として再設定した。

第二節では、西浦六か村の郷村高情報の記事がある「西浦地方年貢本増出方覚書」と「大川兵庫・隼人連署指出」の検討をおこなった。その結果、「検地書出」などで決定した長浜などを単位とした小村の郷村高は一旦領域で集約される。そして、その領域で集約した郷村高をもとに、改めて引方と領域の定納高を決定していたことがわかった。さらに、各小村に年貢高とは別の賦課があることが判明した。それらは、海村という特徴のある西浦においては、「塩竈銭」などの賦課であった。つまり、北条領国下における各郷村の特徴に応じた賦課が、年貢とは別にあったことが想定される。

第二節 本稿の成果

第一章より、北条氏の検地は、初代伊勢宗瑞から始まり、五代氏直まで実施されていることがわかった。

検地は、新領土化に伴う領域検地から実施された。しかし、支配開始と同時におこなわれるのではなく、数年経た後に実施されることが多い。検地には、

領域的なものと個別的なものがある。また、一回だけではなく、代替わり検地や、糾明検地などで、同じ場所に再検地を実施することがある、こうした検地をもとに、郷村を把握していき、田畠に対して「役」を賦課してゆく。

第二章では「検地書出」をもとに、北条氏領国下における検地の実施方法を明らかにした。

検地は、当主と支城主によっておこなわれ、指出と丈量による方法がとられた。検地によって把握した郷村に対しては、「引方」という免除項目を定め、郷村の経営費として残した。「引方」は、各郷村の状況に配慮して決定するため、郷村によって内容が異なる。検地政策には、当主と支城主の統治方法による違いが反映される。ただ検地の実施は、各支城領や郷村で異なるため、おおよそ【図一】（五八頁を参照）のように説明できる。天正年間になると「国法」で、引方決定方法の統一を目指し、支城主も当主の検地方法に準ずるようになる。

「国法」による検地方法の統一は、当主の検地実施方法を支城領に浸透させる目的がある。そうすることで、北条氏の影響力が弱い郷村にも、直轄領のような支配を目指したと想定する。

第三章では、戦国期における伊豆国西浦をもとに、検地から年貢収取までの流れを明らかにした。ここでは、郷村の状況に合わせた支配方法や検地政策、年貢収取をおこなっていたことがわかった。

西浦は「海村」であるとともに北条氏の直轄領である。直轄領は「検地書出」が「百姓中」に発給されていることが多く、「郷請」も想定できる。しかし、支城領などは、「検地書出」が「代官」にしか発給されていない場合もあり、代官が検地から年貢収取までを請け負っていると見る蓋然性が高い。郷村の支配単位は、郷村の状況や特質に影響される。年貢収取にもそれが反映される。

北条氏の検地実施は、領国化から数年経ていることが多い。氏政の頃には関

東に最大版図を築くことになるが、それらの領土を直轄化することは難しかったと考えられる。そうした領土の支配を支城主などに任せ、先例の支配方法に準じた形式をとることもある。また、従属性の低い他国衆を領国内に残しており、それが北条氏領国の特徴であるといえよう。

第三節 本稿の達成

本稿では、北条氏の検地政策を戦国期という社会状況のなかで論じることを試みた。

戦国大名検地は、近世との権力の推移から論じる傾向にあった。そうした権力の推移からのみ論じることをやめ、本稿では、戦国大名、北条氏としての検地政策を具体的に明らかにすることを目指した。北条検地については、佐脇栄智氏の定説に対して、則竹雄一氏が再検討をおこなった。そこで、戦国大名には各大名のそれぞれの在地掌握があつて、支配領域の地域性や歴史性に規定されて在地掌握を進めたとした。

在地掌握政策の偏差は、各戦国大名間だけでなく、一つの権力として成立している北条氏の領国内でも、支配方法は完全に統一できず、各郷村の状況に応じて、地域性や歴史性に規定された支配が残った。それを裏付けるかのように、北条氏が初期に支配を開始した伊豆国の例をみると、寺社勢力や他国衆の知行に対して、役を賦課できず、直轄化もできていない。つまり、伊豆一国規模でみても完全な統一はできていない。

また、北条検地とそれによる郷村支配は、池上氏などによって直接近世につながるものとの評価がある。北条検地は、村請という形で丈量検地や土地と人の把握をおこない、年貢収取をおこなっていた。しかし、これは直轄地に限ったことであつて、領国全体にその支配方法が浸透していたとは考えにくい。

以上、北条氏の支配方法は多様であり、戦国期特有の社会状況の中で、その支配が展開していることを明らかにした。

北条氏は、独自の支配単位や支配方法を設けた。それは統一的でなく、代官の設置に影響され、検地政策や年貢収取にも反映されている。そして、五代にわたり領国支配をおこなう中で、戦国大名として独自の成長を遂げ、滅亡したといえる。北条領国下の郷村は、その全てで統一性を持っていたわけではない。ほとんど直轄化に成功した地域でも、寺社領をはじめ中世的な領主支配が根強く残っていた領地があった。

北条氏は、さまざまな先行的支配が残る地域に対し、それぞれ検地を実施したり、収支の実態を把握したりすることで支配を進めていた。しかし、各郷村で支配の浸透度に違いがあったり、検地の時期に前後があったりするのであり、まだら模様の支配が進展していたと考えられる。とはいえ、国法を盾にして、北条氏なりの統一化の方向性は示していた。北条氏は、地域の直轄化と並行して、新領土を獲得していき、新領土においてもできるだけ政策の統一や直轄化を目指していく。しかし、現実的にはすべての領土に対し、強権的な支配を実行することはできなかった。

第四節 今後の課題と展望

本稿では、戦国期北条氏領国による検地政策の検討を試みた。

北条氏の検地と土地掌握の分析については、主に「役帳」を用いた。「役帳」には北条領国の地名だけでなく、「役」や給分など複雑多岐にわたる情報が収録されている。その解明を進めることは、検地だけでなく、北条氏権力、ひいては戦国大名領国の構造が解明されることにもつながる。また、「役帳」や、「役帳」にあらわれない直轄領に関する史料などを詳細に検討していく必要がある。

「役帳」や「検地書出」以外にも、北条氏領国における郷村高を知ることができる文書はある。そして、北条領国内における土地把握には検地以外の手法をとっている可能性も想定される。今後の展開として、そうした検地以外の手法をとる在地掌握政策にも目を向け、直轄領や支城主領、他国衆領の分析をおこなうことが課題となる。そうすることで、はじめて北条領国の構造が全体的に理解できると考えられる。

「検地書出」には、検地方法などを決定する「国法」という文言を確認できた。この「国法」については久保健一郎氏の研究がある¹⁾。久保氏は、「国法」とそれに類似する「御国」などの文言を集積して検討を行った。そこで、「国法」と示された記載の半数を「人返」に関わる事例、その他は、郷村における年貢・公事賦課の設定に関わるもの、と結論付けた。さらに、「国法」の文言を使用する発給者は、当主ではなく大名の一族であることが多い点にも注目した。「国法」は、その使用の局面や対象が限定的でない特徴がある。久保氏によると、その用途は、大名の最も基本的・根幹的な経済基盤を確保するための強制力・権原として用いることであつたとするのである。

今回は、「検地書出」に見える事例のみの分析になったが、北条氏がどういう場面で「国法」を使用するのか、他種の史料とも照らし合わせて、検討しなければならぬ。そうすることで、「国法」の効力や使用する場面を明らかにする必要がある。

検地と年貢収取の検討は、伊豆国西浦長浜の例を中心に行った。ただし長浜は、直轄領である上に、実際に分析したのも海村という特殊な事例である。今後は、直轄領以外の農業村落も検討することで、北条氏領国下における郷村の特質や状況を明らかにする必要がある。

さらに、北条氏による支配政策について、検地を実施してその結果にもとづく年貢収取までに至る関係を伊豆国長浜の例だけでなく、その他の郷村におけ

る事例についても検討する必要がある。北条氏の領国支配は一国内でさえ、当主の支配方法と同じようなものに支城主の支配方法を統一できないまま、新領土獲得を実施していくことがわかった。そうしたなかで、北条氏は滅亡段階までに関東一円において莫大な地域権力を築く。つまり、完全な統一のできていない状態で新領土が増加していったことが想定される。

そこに支城主などが配置され、支城領には掌握することが難しい土地が含まれ、地方分権的な政策を実施せざるをえなかったと考えられる。それが、検地政策にも現れている。

こうした限界は、検地だけでなく、その他の領国支配に関する政策にも現れていることが想定される。そして、北条氏治下における郷村に対する支配の事例をそれぞれ検討することは、北条氏領国の権力構造をさらに解明することにつながり、その全体像の把握につなげることが可能だと考える。また、北条氏に終始するのではなく、他の戦国大名、あるいは広く戦国時代を考えていきたい。

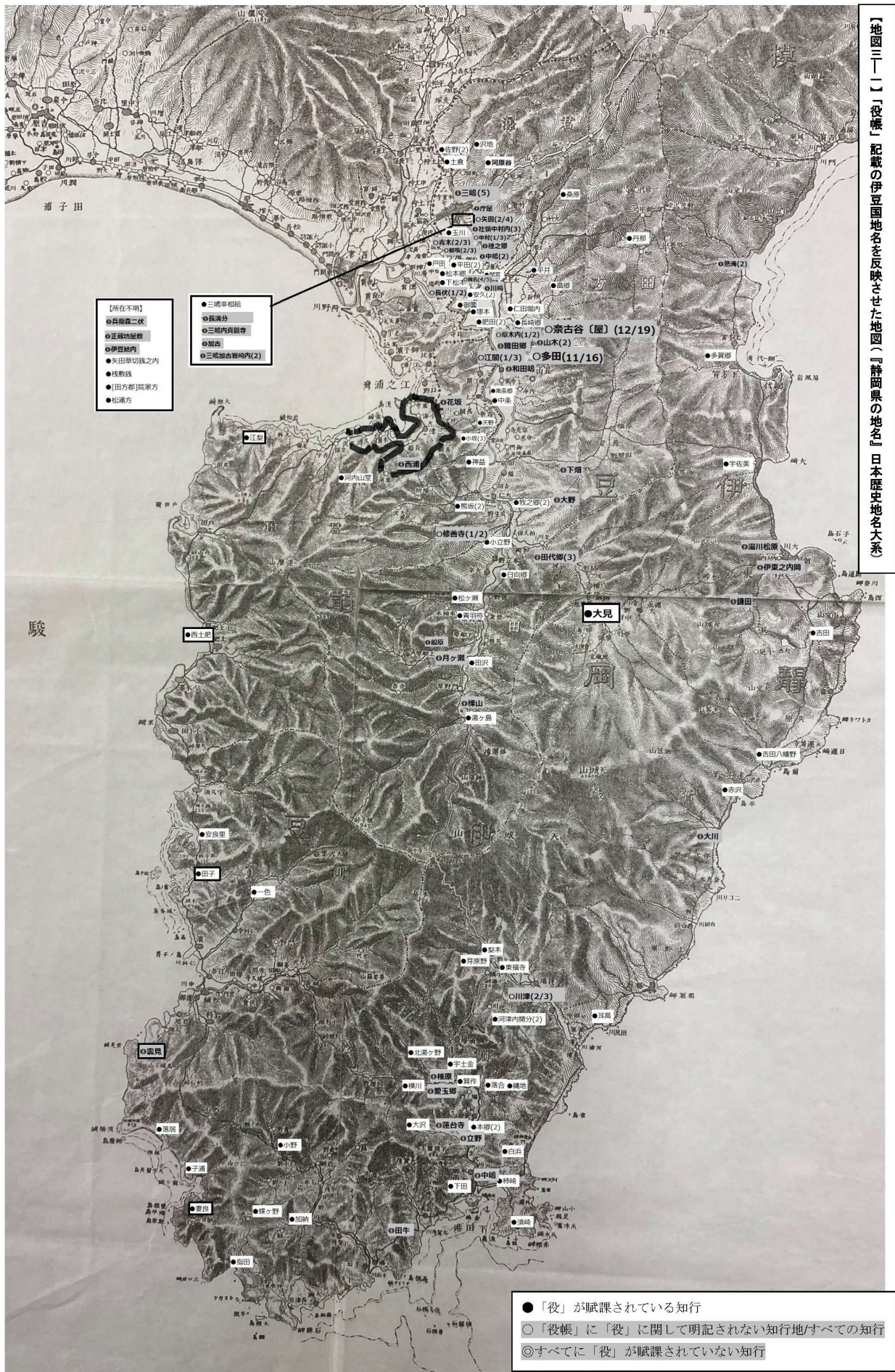
本稿では、北条氏の検地政策を中心に検討を行った。この検討は、戦国期社会研究、中近世移行期研究の推進にとって、①検地の実施方法とその実態を分析することで、北条氏の例から、戦国大名の土地把握方法について解明することができ、②北条氏の領国支配の方法や村落の状況を分析することで、戦国期特有の支配方法、村落の特質が明らかになった。戦国大名の特質を明らかにする固有のアプローチを獲得するとともに、近世との権力の推移だけで戦国大名を評価するこれまでの研究より進展したのではないかと考える。

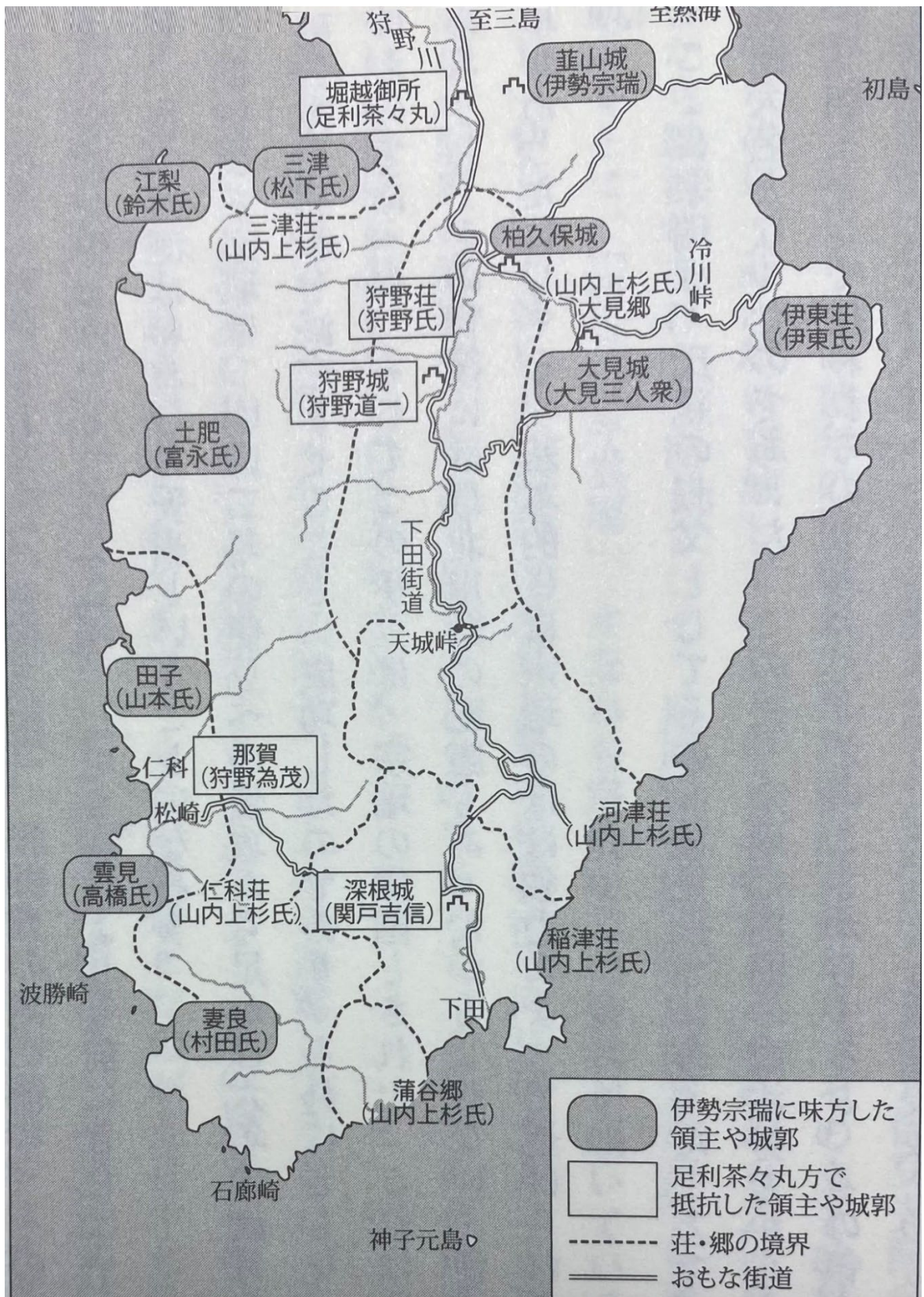
地図

【地図二】検地書出分布図（小田原城総合管理事務所編・小和田哲男監修『戦国大名北条氏の歴史―小田原開府五百年のあゆみ―』、吉川弘文館、二〇一九年をもとに作成。 ※丸数字で記載の検地書出番号については、【表四】に対応する。）



小田原北条氏五代領国範囲 最大領土は天正 10 年夏頃





表

【表一】「役帳」記載の郷村に対する検地注記の割合

	元号	西暦	検地注記のある郷村数	検地注記の割合	検地文言	郷村全体数に対する検地注記の割合	当主	備考
1	永正3年	1506	1	0.7%	丙寅検地	0.1%	伊勢宗瑞	
2	永正17年	1520	10	7.0%	庚辰検地	0.8%	北条氏綱	代替わり検地
3	天文元年	1532	4	2.8%	辰年増分	0.3%		惣次検地
4	天文5年	1536	2	1.4%	丙申検地	0.2%	北条氏康	
5	天文11	1542	13	9.1%	壬申検地	1.1%		惣次検地
6	天文12	1543	45	31.5%	癸卯検地	3.8%		惣次検地
7	天文19年	1550	1	0.7%	戌年増分	0.1%		代替わり検地
8	天文21年	1552	2	1.4%	壬子検地	0.2%		
9	天文23年	1554	4	2.8%	甲寅検地	0.3%		
10	弘治元年	1555	56	39.2%	乙卯検地	4.7%		新領土獲得に伴う検地(見)
11	弘治2年	1556	1	0.7%	丙辰検地	0.1%		
12	弘治3年	1557	1	0.7%	丁巳検地	0.1%		
13	永禄元年	1558	1	0.7%	午検地増	0.1%		
14	年未詳	—	2	1.4%	内検地	0.2%	—	
			143	100.0%		1180	12.1%	
※一つの郷村につき複数人の給人が所領しているため、郷村数は給人数に準じたものになる。(例:給人A:A郷半分所領、給人B:A郷半分所領⇒この場合郷村数を2か所とカウント) ・『役帳』の郷村数は全体で1180か所 ・則竹研究では『役帳』に検地注記のある郷村は141か所としているが、今回、再計算したところ、143か所となった。 ・惣次検地は領域検地のこと								

【表二】後北条氏による領国支配と検地実施に関する表

西暦	領国支配開始時期	期間	西暦	検地実施地域	検地種別
1498	伊豆国平定	8	1506	相模国西部宮地検地	再検地か
1501	小田原城奪取(相模国西部の領国化)	19	1520	相模国西部・鎌倉寺社領検地	代替わり・領域検地
1524	江戸城攻略	12	1536	武蔵国江戸芝崎一跡丸子分・一木貝塚検地	局地的検地
1546	河越夜戦に勝利(河越城周辺・松山地域の支配開始)	9	1555	武蔵国中部(河越三十三郷・入東郡・入西郡・比企郡・吉見郡)検地	新領土に伴う領域検地

【表三】後北条氏の領国支配と検地実施に関する年表

隠居主	元号	年	西暦	検地とそれに関する出来事	検地種別	備考		
伊勢宗瑞	明応	7年	1498	伊豆国平定		年次比定には諸説あり		
	文亀	元年	1501	小田原城奪取(相模国西郡の領国化)		年次比定には諸説あり		
	永正	3年	1506	相模国西郡宮地検地	再検地か	「役帳」		
		13年	1513	相模国三崎の三浦氏を滅亡させ相模国を平定				
		16年	1519	宗瑞死去				
	氏綱	17年	1520	相模国西郡・鎌倉寺社領検地	代替わり・領域検地	「役帳」		
		大永	4年	1524	江戸城攻略			
			6年	1526	相模国西郡飯泉郷福田寺分検地	個別検地	「検地書出①」	
		氏綱	元年	1532	相模国三浦郡浦郷・西郡沖之郷・中郡落畑・東郡本郷木曾分	再検地	「役帳」	
			5年	1536	武蔵国江戸芝崎一跡丸子分・一木貝塚検地	局地的検地	「役帳」	
			10年	1541	氏綱死去			
		氏康	天文	11年	1542	相模国中郡、武蔵国久良岐郡・小机検地	代替わり検地	「役帳」
				12年	1543	相模国中郡(高麗寺分含)、武蔵国久良岐郡・小机・小山田庄、伊豆国(長浜等)検地	代替わり検地、②は再検地	「役帳」 「検地書出②・③」
				15年	1546	河越夜戦に勝利(河越城周辺・松山地域の支配開始)		弘治元年検地と関係あり
				19年	1550	相模国東郡鶴間検地	再検地	「役帳」
	弘治		21年	1552	相模国西郡今井郷検地	個別検地	「役帳」	
			23年	1554	相模国東郡吉岡、武蔵国江戸廻深大寺屋敷分・新倉与七郎分・多東郡吉岡検地	局地的検地	「役帳」	
			永禄	元年	1555	武蔵国中部(河越三十三郷・入東郡・入西郡・比企郡・吉見郡)検地	新領土に伴う領域検地	「役帳」
				2年	1556	伊豆国月ヶ瀬検地	個別検地	「役帳」
	3年	1557		相模国西郡吉田島検地	個別検地	「役帳」		
	氏康	永禄	元年	1558	武蔵国河越仙波内日影分検地	個別再検地		
			2年	1559	「小田原所領役帳」完成、氏政に家督交代			
		元亀	10年	1568	上総三船合戦(岩付領支配開始)/武蔵国宮寺郷志村分・原宿検地	④個別再検地、⑤代替わり検地(太田氏⇒北条氏)	「検地書出④・⑤」	
			11年	1569	武蔵国白岩惣次郎分検地	個別検地	「検地書出⑥」	
		氏政	元亀	2年	1571	氏康死去		
				3年	1572	武蔵国河越本郷・烏山雲松院分検地	個別検地	「検地書出⑦・⑧」
			天正	2年	1574	相模国野葉郷・前岡郷検地	東慶寺領検地	「検地書出⑨・⑩」
				5年	1577	武蔵国府川郷検地	個別検地	「検地書出⑪」
				6年	1578	武蔵国三保谷郷検地	個別検地	「検地書出⑫」
				8年	1580	氏直に家督交代		
	氏直			13年	1585	武蔵国恩田之郷検地	個別再検地	「検地書出⑬」
				14年	1586	上野国北谷郷検地、下総国金野井本郷検地	⑭新領土に伴う領域検地、⑮個別検地	「検地書出⑭・⑮」
		15年	1587	武蔵国府川郷・久下郷検地	⑯代替わり再検地(氏政⇒氏房)、⑰個別再検地	「検地書出⑯・⑰」		
		16年	1588	武蔵国荒川郷・江戸廻永福寺分検地	個別検地	「検地書出⑱・⑲」		
	※年次比定は、黒田基樹氏、検地に関するものは、則竹雄一氏を参考にした。(論文、著書名略)							

※年次比定は、黒田基樹氏、検地に関するものは、則竹雄一氏を参考にした。(論文、著書名略)

【表四】後北条氏「検地書田」一覽

史料 No.	類 型	年	場 所	基準算高 (一反あたり) 単位:文										踏立辻 (郷村高) 単位:貫、 文	引方内容とその内訳 単位:貫、文								増分 単位:貫、文	荒地 単位:町、反、歩			開地 単位:町、反、歩	戦国遺文 出典No.
				田	畠				引方計	公事免	神田	代官給	名主免		定使給	井料免	その他	田	畠	田	畠							
					両毛	秋 成	夏 成	両毛共																				
①		大永 6	相模 飯積福田寺		200(100)	両毛分	15,036	3,260	1,500						1,760					78								
②	I	天文 12	伊豆 長浜	500	200		11,113	6,100		1,500			300		4,300	2,313				235								
③			相模 坂間郷高麗寺	500			56,777	1,000												皇国地誌								
④	III		宮寺郷志村				52,816	28,932	6,000	1,432			500		21,000	11,884				1039								
⑤	I	永祿 10	原宿	300	165	100 65	23,324	2,800		300	500	500	500	1,000						1064								
⑥	II		白岩	500	200	夏秋共	10,150											1,310		1083								
⑦	III		河越本郷				53,274	8,500			1,500	1,500	1,000	1,000	5,000			不明		1607								
⑧	II	元亀 3	鳥山神太寺	500	165	100 65	2,158													1621								
⑨	III		野葉郷				106,367	21,000	11,000	2,500	3,500		2,000	2,000		63,617				1720								
⑩		2	相模 前岡郷				216,753	40,500	22,000	5,000	7,000		2,500	4,000		107,253				1721								
⑪		5	府川郷	500	165	100 65	112,706	20,000	11,000	2,000	3,000		2,000	2,000		41,353				1915								
⑫		6	武蔵 三保谷郷				204,514	44,510	20,500		5,000		2,000	3,000	14,010		17,000	10,7,000		1979								
⑬		13	恩田之郷	500	165	100 65	232,055	30,100	12,100	3,000	5,000	5,000	2,000	3,000						2865								
⑭		天正 14	上野 北谷之郷				103,176	12,100	8,000	300			1,000	1,000	2,800	11,500				3011								
⑮	I		金野井本郷	300	165		106,280	24,600	10,600	2,000	3,000	1,000	2,000	2,000	4,000		45		3,3,240	3029								
⑯	IV		府川郷													5,550				3188								
⑰		15	久下之郷				93,520	66,520					1,250			5,912				3208								
⑱			武蔵 荒川之郷				20,209									3,668				3359								
⑲	I	16	江戸永福寺	500	165	100 65	30,730	4,873	3,073		800		500	500						3367								

則竹雄一『戦国大名領国の権力構造』(吉川弘文館、2005年)p52～54、67を引用、または改変、参考にして作成
 類型: I 「田畠面積・引方を記載」、II 「田畠面積は記載、引方記載なし」、III 「面積記載なし、検地高と引方を記載」、IV 「面積・引方記載なし、検地高・増分を記載」

段階	形式		例
1	(ア)	田地を貫高化したもの	【史料(3)－四】
2	(イ)	田地の貫高をもとに、役高として算出したもの	【史料(3)－五】
3	(ウ)	田畠を貫高化し、その合計に「反銭・懸銭・棟別銭」を付け加えた貫高	【史料(3)－六】

【表五】後北条氏の土地把握参考表―「役帳」をもとに―

No.	軍事編成	給人(人)	御蔵出(人)	知行地(箇所)	給分地(箇所)	役・給分無(箇所)
1	御馬廻衆	23	7	27	1	－
2	河越衆	1	1	1	1	0
3	伊豆衆	4	1	4	2	2
4	諸足軽衆	1	0	1	0	1
5	職人衆	14	8	16	9	1
6	他国衆	1	0	5	1	4
7	社領	3	0	8	1	7
8	寺領	11	0	17	0	17
9	北条氏堯衆	1	1	1	0	0
10	小机衆	3	1	3	0	2
11	京下りの人々	2	1	4	0	3
	計	64	20	87	15	37

【表六】「役帳」伊豆国における「役」に関する記載のない知行とその給人

【表七】 発給者と書田の文面をみるにみる「検地書田」の種類

史料 No.	発給主体	新類型	年	領	国	場所	踏立辻	宛名	『役帳』 記載	発給者	印判の種類	奉行人等の記載	戦国遺文 出典No.
1 ①	北条氏綱	i 検地書出	大永 6	1526	給人	相模 飯積福田寺	×	百姓中	△	奉行	検地奉行判	検地奉行1名・地奉行カ1名	78
2 ②	北条氏康		天文 12	1543	直轄	伊豆 長兵	増分	代官+百姓中	×	地奉行	検地奉行花押	検地奉行2名・地奉行2名・不明1名	235
3 ③				1543	社領	相模 坂間郷高麗寺	×	高来寺別当坊	○	奉行	検地奉行判	検地奉行3名・地奉行1名	皇国地誌
4 ⑫	北条氏政		天文 6	1578	直轄	武蔵 三保谷郷	○	代官+百姓中	×	北条氏政	虎朱印	(奉書)1名	1979
5 ⑮	北条氏直		天文 14	1586	直轄	下総 金野井本郷	○	代官+百姓中	×	北条氏直	虎朱印	—	3029
6 ⑰			天文 16	1588	(江戸)	武蔵 江戸永福寺	○	百姓中	○		虎朱印	検地奉行3名	3367
7 ⑨			天文 2	1574	寺領	相模 野葉郷	○	百姓中	○		虎朱印	(奉書)奉行4名	1720
8 ⑩	北条氏政	ii 分国之法 郷中之指引	天文 2	1574	寺領	相模 前岡郷	○	百姓中	○	北条氏政	虎朱印	(奉書)奉行4名	1721
9 ⑤	北条氏政	iii 御書出	永禄 10	1567	直轄	武蔵 原宿	○	代官+百姓中	×	北条氏政	虎朱印/「調」朱印	—	1064
10 ⑪			天文 5	1577	直轄	武蔵 府川郷	増分	代官	×	北条氏政	虎朱印	(奉書)1名	1915
11 ⑯	北条(太田)氏房		天文 15	1587	岩付	武蔵 府川郷	増分	代官	×	北条氏房	「心簡要」朱印	—	3188
12 ④	北条(大石)氏照	iv 年貢之辻	永禄 10	1567	滝山	武蔵 宮寺郷志村	増分	代官	×	北条氏照	「如意成就」朱印	—	1039
13 ⑰		iv 書出	天文 15	1587	栗橋	武蔵 久下之郷	増分	代官	△	北条氏照	印文未詳朱印	—	3208
14 ⑥	北条(藤田)氏邦	v 一収書	永禄 11	1568	鉢形	武蔵 白岩	×	代官+百姓中	×	北条氏邦	奉行判/「調」朱印	奉行2名・不明1名	1083
15 ⑭		v 高辻事	天文 14	1586	鉢形	上野 北谷之郷	増分	代官+百姓中	×	北条氏邦	「翁邦抱福」朱印	—	3011
16 ⑮		v 辻事	天文 16	1588	鉢形	武蔵 荒川之郷	×	代官	×	北条氏邦	「翁邦抱福」朱印	—	3359
17 ⑧	北条氏光	vi 指出	元亀 3	1572	雲松院	武蔵 鳥山神太寺	×	代官+百姓中	△	北条氏光	「桐圭」朱印	検地奉行1名・地奉行1名・不明1名	1621
18 ⑬			天文 13	1585	小机	武蔵 恩田之郷	×	百姓中	○	北条氏光	「桐圭」朱印	検地奉行2名	2865
19 ⑦	北条家	vii 検地之辻	元亀 3	1572	—	武蔵 河越本郷	×	代官	?	—	印文未詳(円印)	不明2名	1607

項目：「踏立辻」は丈量を行ったものと想定する。丈量を行ったかは断定できないが、再検地を行ったことを示す。

【表八】「野帳」記載の田数とその内訳

項目 番号	名請人	注記			面積 (歩)
		上段	中段	下段	
[11]	大河四郎さへもん		宮前		120
[12]	安養寺	大組見口			50
[14]	安養寺		袖ふり免		150
[21]	安養寺	免田			900
[22]	大河四郎兵へ	上ノ田		やふさミ免	900
[23]	てうしやうはう				70
[24]	五郎さへもん			神明まつり免	480
[25]	二郎さへもん			定使	380
[26]	住本寺	免田			120
[27]	助二郎				120
[28]	五郎さへもん				70
[29]	六郎四郎				20
[30]	ひこ六		山ふし免		240
[31]	六郎四郎		宮はき免		90
[32]	安やう寺	免田			270
[33]	さこの五郎				80
[35]	てうしやうはう				180
[36]	大河四郎さへもん	宮ノ前とう丈免			900
[38]	新二郎				10
[39]	弥太郎				60
[41]	六郎四郎				100
[42]	住本寺	免田			600

合計		単位	合計
A	野帳(田)積算合計数	(歩)	5910
		(町, 反, 歩)	1, 6, 150
B	(横文字)野帳最後尾記載(田)数		1, 6, 90
	A - B	(歩)	-60
C	Bの貫高(B×反別500文)	(文)	8125
D	検地書出記載の貫高		8126
	C - D		-1

【表九】「野帳」記載の畠数とその内訳

項目 番号	名請人	注記			面積 (歩)
		上段	中段	下段	
[1]	与四郎九郎へもん		こふしさか		120
[2]	惣さへもん			二郎	240
[3]	藤内二郎				180
[4]	六郎四郎				120
[5]	大河四郎さへもん				540
[6]	兵へ四郎				40
[7]	大河四郎さへもん				180
[8]	大河四郎さへもん				360
[9]	四郎兵へ				80
[10]	藤さへもん				180
[13]	安養寺		當ふさく		360
[15]	衛門五郎		宮ノ上		360
[16]	大河四郎さへもん				210
[17]	大河四郎さへもん		宮免		30
[18]	五郎さへもん				360
[19]	大河四郎さへもん				840
[20]	まこさへもん				120
[34]	住本寺				120
[37]	まん五郎				90
[40]	てうしやうはう			四郎兵へ	360
[43]	又六				240
[44]	又六				180
[45]	ひこ二郎				60
合計				単位	合計
A	野帳(畠)積算合計数	(歩)			5370
		(町, 反, 歩)			1, 4, 330
B	(横文字)野帳最後尾記載(畠)数				1, 4, 330
	A－B	(歩)			0
C	Bの貫高(B×反別200文)	(文)			2983
D	検地書出記載の貫高				2987
	C－D				-4

【表一〇】免除分における野帳と検地書出の対応

項目 番号	名請人	「野帳」			「検地書出」		差 文
		免の種類	面積 歩	分錢換算 文	「引方」	分錢 文	
[22]	大河四郎さへもん	やふさミ免	900	1250	三嶋やふさミ錢	1600	+350
[21]	安養寺	免田	900	1625	安養寺領免	500	-1125
[32]			270				
[25]	二郎へもん	定使	380	528	定使給	300	-228
		合計	2450	3403	合計	2400	-1003

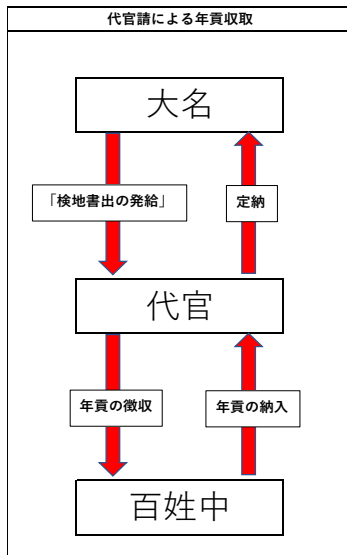
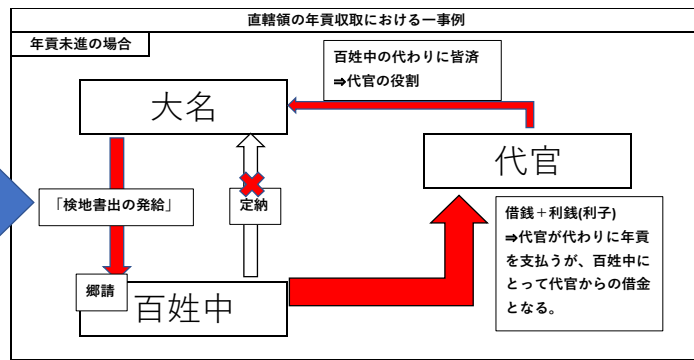
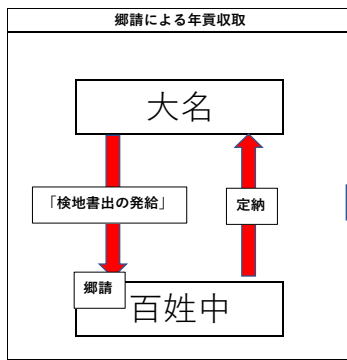
	『一冊目』（後北条氏支配関係史料）	漁民史料No.	『二冊目』（太閤検地以降支配関係史料）	漁民史料No.
[1]	天文12年9月15日「北条家奉行人連署検地書出」	3	天正18年4月16日「杉新平・大北源三郎連署状写」	23
[2]	(天文14年)6月25日「北条家印判状」	6	(天正18年)5月2日「浅野長吉証文」	2272
[3]	(天文12年)9月8日「長浜検地野帳」	2	(慶長元年)1月23日「彦坂元正書状」	1804
[4]	(天文13年)9月15日「北条家棟別取帳写」	5	(天正18年)11月20日「大川兵庫・隼人連署指出」	1715
[5]	年月日未詳「西浦棟別錢等書立写」	不明	(寛文頃ヵ戌年)2月16日「沖繩御差留御配符」	1836
[6]	年月日未詳「西浦地方年貢本増出方覚書」	2277	(年未詳)12月12日「網子籠舎御赦免御申渡書」	不明
[7]	(天文20年)6月10日「北条家印判状」	9	最後尾文言	962
[8]	(天正15年)12月13日「安藤良整判物」	20		

※『一冊目』の表紙に「写二冊」と記載があって、『二冊目』の表紙には何の記載もない。

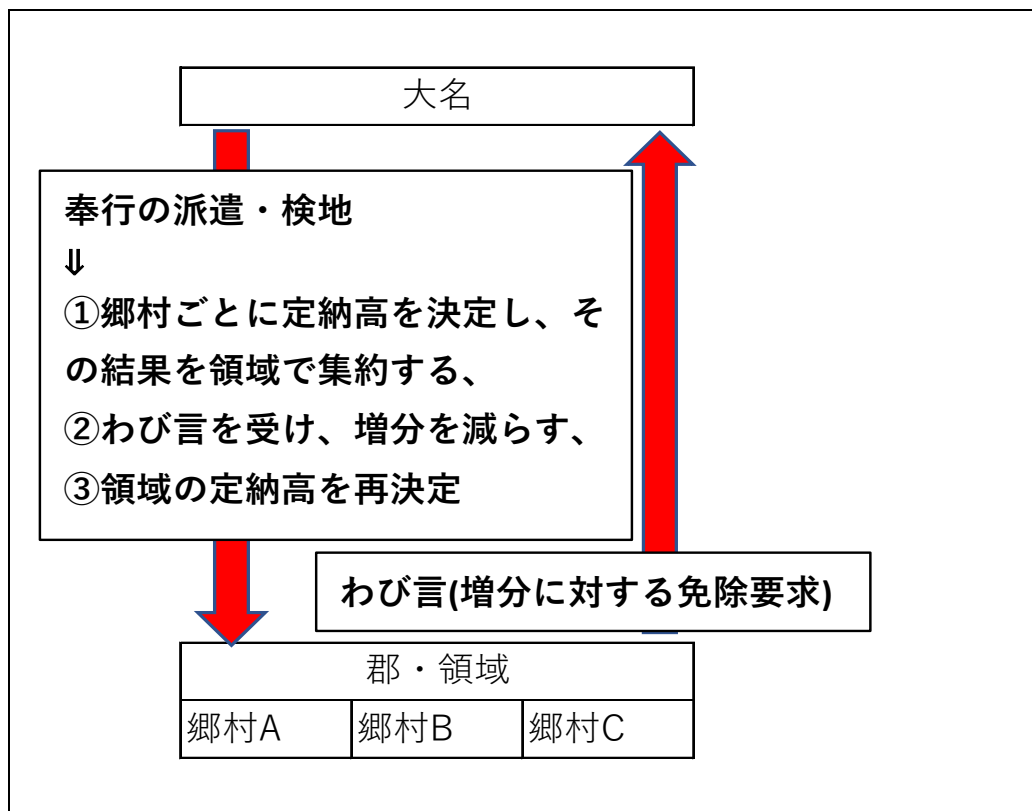
【表一二】「写二冊」内訳表（※『漁民史料』とは、澁澤敬三編著『豆州内浦漁民史料』（アチックミューゼウム彙報、一九三七〜一九三九年にかけて刊行）のことである。）

	西浦地域 小村名	本年貢	増分	本増 (定納高)	郷村ごとの 賦課項目	年貢に 含む	年貢に 含まず	引方	
								大代官給	小代官給
(1)	三津	7,000	14,838	21,838	御公方へ定納	7,838		10,000	4,000
(2)	長浜	2,700	2,313	5,013	道正網度銭		5,000	(検地書出には記載)	
(3)	重須	28,860	18,140	47,000	塩竈銭	3,000			
(4)	木負	31,535	18,672	50,207		3,000			
(5)	久連	16,065	19,321	35,386		3,000			
(6)	平沢	7,100	14,838	21,938		3,000			
A	各郷村計	93,260	88,122	181,382		19,838	5,000		
B	史料上記載	93,100	80,782	173,882		—	5,000		
	差(A-B)	160	7,340	7,500					

【表二】「西浦地方年貢本増出方書出写」をもとにした表



【図一】後北条氏領国における年貢収取システム



【図二】後北条領国における検地と年貢収取システム

史料編

史料(1— a)北条家下中村上町検地帳(「種徳寺文書」)戦 三八四

(表紙題箋)
「本光寺」

(本表紙中央)(相模国西郡)
「下中村上町分検地帳」
(天文十年)
○表紙ノ右端綴目部
分ニ朱印一箇アリ

辛丑

下中村上町分検地帳

田 一反大卅歩 三郎左衛門

田 二反百十歩 同人

田 小四十歩 二郎三郎

畠 大六十歩 同人

(中略)

畠 一反大六十歩 同人

以上拾四町壹反卅歩 田分

此分錢

七拾貫五百四十二文

以上貳拾七町五反五十歩 畠

此分錢

四拾五貫四百文

此内拾七貫八百八十五文夏成

合百拾五貫九百四十二文

此外問答之地小竹上町

田 四反百歩 舟津

田 四反百歩

以上八反半廿歩

源太郎

此分錢

四貫貳百七十八文

惣都合百貳拾貫二百廿文

右 小竹・上町(相模国西郡)問答之地八反半廿歩、庚戌之年上町へ被「落居」

候、以此帳、公斗免其外諸色之引前、(事)分国中如「法度」引之、百姓中へ可レ有御渡「者也、仍如レ件、

天文十九

庚戌 七月 十七日
(虎朱印)

(相模国西郡)
本光寺

「紙敷十丁墨付」

史料(1—b)「長はま野帳」とそれに関連する史料

【史料一】長はまの野帳(「大川文書」戦三六・『漁民史料』二冊)をもとに再編刻

癸卯 九月七日

長はまの野帳

[1]	畠小	こふしさか	与四郎九郎へもん
[2]	同大	二郎 惣さへもん	
[3]	同半	藤内二郎	
[4]	同小	六郎四郎	
[5]	同一反半	大河四郎さへもん	
[6]	同四十フ	兵へ四郎	
[7]	同半	大河四郎さへもん	
[8]	同一反	同人	
[9]	同八十フ	四郎兵へ	
[10]	同半	藤さへもん	
[11]	田小	宮前	大河四郎さへもん
[12]	大組見口 田五十フ	安養寺	
[13]	畠一反	當ふさく	同人
[14]	田小卅フ	袖ふり免	同断
[15]	畠一反	宮ノ上	衛門五郎
[16]	同半卅フ		大河四郎さへもん
[17]	同卅フ	宮免	同断

[18]	同一反	五郎さへもん	
[19]	同二反小	大河四郎さへもん	
[20]	同小	まこさへもん	
[21]	免田二反半	安養寺	
[22]	上ノ田 二反半	やふさみ免	大河四郎兵へ
[23]	田七十フ		てうしやうはう
[24]	田一反小	神明まつり免	五郎さへもん
[25]	同一反廿フ	定使 二郎さへもん	
[26]	免田小	住本寺	
[27]	田小	助二郎	
[28]	同七十フ	五郎さへもん	
[29]	同廿フ	六郎四郎	
[30]	同大	山ふし免	ひこ六
[31]	同九十フ	宮はき免	六郎四郎
[32]	免田大卅フ	安やう寺	
[33]	田八十フ	さこの五郎	
[34]	畠小	住本寺	
[35]	田半	てうしやうはう	

[36] 同二反半 宮ノ前とう丈免 大河四郎さへもん

[37] 畠九十フ まん五郎

[38] 田十フ 新二郎

[39] 田六十フ 弥太郎

[40] 畠一反 てうしやうほう

[41] 田 六郎四郎 四郎兵

[42] 免田一反 住本寺

[43] 畠大 又六

[44] 同半 同人

[45] 同六十フ ひ二郎

田畠 畠長反十ハ
畠畠 畠長反十ハ

【史料二】西浦地方年貢本増出方覚書写（『大川家文書2323—2277』『中世近世移行期における土著と村落に関する研究』史料編 池上裕子等、二〇〇五所収）

〔端裏書〕 西浦御検地之 本増移也」
検地奉行

西浦地方御年貢本増出方

但七貫文本年貢也 但此内引方 十貫文両大代官給

一、廿一貫八百卅八文 本増三津分 四貫文両小代官給

七貫八百卅八文御公方へ定納

但二貫七百文本年貢也

一、五貫十三文 本増長浜分

但此外五貫文道正網度錢

但廿八貫八百六十文本年貢也

一、四拾七貫文 本増重須分

但此内三貫文しかま

一具御年貢也

但卅一貫五百卅五文ハ本年貢也

一、五拾貫二百七文 本増木負

但此内三貫文ハしかま

一具御年貢也

但十六貫六十五文本年貢也

一、卅五貫三百八拾六文 本増久連

但此内三貫文しかま

一具御年貢也

但七貫百文ハ本年貢也

一、廿一貫九百卅八文 本増平沢

但此内三貫文しかま

一具御年貢也

惣都合百七拾三貫八百八十二文

但是ハ御検地之時大草但馬守殿本帳移也、守吉(花押)

但九拾三貫百文

西浦地方本年貢也

但八拾〔貫〕七百八拾二文 増分

惣都合如レ此也、

(年未詳だが、天文二二年九月以降)

【史料三】「大川兵庫・隼人連署指出」(『漁民史料』一七二五)

前々西浦七ヶ村より御納所大方覚申候分

百五拾六貫八百八拾貳文 地方御年貢

此外

拾六貫七百七拾五文

大棟別

八貫三百四拾三文

正木棟別

八貫貳百貳拾六文

反錢

○七拾貳貫文

番肴錢

○五貫文

塩消役

○五拾壹貫文

船方番船

此外

但員數村と年
寄可存続

懸錢

城米錢

同断

せつき錢

同断

屋ふさめ錢

同断

目錢

○反錢

此外

○百拾壹まい

しほたい 但
かい調申候

○五拾五

しほふり

○三十

よこわのひ物

○四ッ

あんかう

○貳百はい

しほいか

○拾はい

此外

御代官分

拾壹貫文

四貫文

○卅貳貫文

○三貫五百六十五文

○五貫文

○拾貳貫文

たこ

田嶋御年貢之分

同 小代官分

夫錢

節希錢

道正網度錢

しほかま御年貢

御公方しほハ村と
但方可ニ申上候

此外

立物仕道具百姓したて申候分書立

御目ニかけ申候事

四拾五貫文

九拾貫文

三拾貫文

三拾貫文

七貫五百文

四貫五百文

貳貫貳百五十文

七貫五百文

壹貫五百文

以上貳百拾八貫貳百五十文大方百姓したて申候分

一立物年貢の事ハ何ほと御座候ても皆と三ヶ一ツ、

被召上候事、委細ニ申上及不レ申候、以上、

右西浦七ヶ村前と御納所之辻、明鏡ニ申上候、以上

十一月廿日

兵庫(花押)
隼人(花押)

あんは木

うけ木貳百貳拾五丁

但壹狀ニ拾五丁ツ、

はりなわ七拾五ほう

但壹狀ニ五ほうツ、

いかり拾五から

但壹狀ニ一すツ、

【史料四―】北条氏康朱印状（「大川文書」、戦 九七五）

（永祿九年）

丙寅 閏八月七日
（武榮）朱印

幸田與三 奉

西浦木負百姓退転之由、御侘言就「申上」、御赦免條と、

一、貳拾三貫六百五十七文 田年貢、以「精錢」可「納」、精錢無

レ調付者、以「米」可「納」、百文二可
レ為一斗四升之目之積

一、貳拾六貫五百七十文 畠年貢、以「雜穀」雖「可」被「召置」候上、

塩竈稼致「之由」申上付而、以「御

憐愍」、塩年貢二被「相定」事、

此塩五百卅一俵四升 一俵別五十文充、但壹斗入、

一、三貫文 塩竈錢

此塩六十俵 同

以上

一、子丑兩年御年貢米未進五貫余、塩を以給方へ可「相渡」、但

前「之算用米を以可」出御積也、然者米之禰段と塩之禰段相

違之所、奉行衆相談、塩之過上を出、可「致」皆済「事、

一、梶原番錢立物を以渡候處、禰段非分申懸由、御侘言、無「

余儀」思召候、向後者、公方へ被「召上」、如「禰段」可「相渡」、其上

非分就申懸ハ、立物を相押、以「目安」可「申上」事、

一、棟別退転之由申上候、分國中乱後雖「退転候」、本途二被「仰

付」候、雖「然、此度任「御侘言」、見取二可「被」仰付「事、

以上

右、條々御赦免之上、御年貢并諸役錢、御定如「御日限」無「

と沙汰」、可「致」皆済、猶「致」無沙汰「付者、百姓・小代官共二

可「被」処「罪科」旨、被「仰出」候、仍如「件、

○本文書、紙継目裏三印文「嚴」ノ朱印ヲ捺ス。

木負
小代官
百姓中

【史料四―二】北条氏康朱印状（「大川文書」、戦 一〇七二）

西浦之内

木負村御年貢納様事、

一、貳拾三貫六百五十七文

田之年貢以_二米穀_一可_レ納_レ之、員數ハ
可_レ随_二其年之納法_一、

一、貳拾六貫五百七十文

畠年貢以_二雜穀_一雖_下可_レ被_二召置_一候上、御
佗事申上間、辰・巳・午三ヶ年
以_レ塩納可_レ申事、

此塩貳百六拾五俵一斗四升 一俵別百文充、但貳斗入、

一、三貫文

塩竈錢

此塩卅俵 同積

以上

右、百姓退転之由、御言申上間、以_二御憐愍_一、三ヶ年之間塩
年貢_二被_二相定_一畢、田畠荒地令_二開發_一、郷中恙様_二仕立可_レ申者
也、仍如_レ件、

（永祿十年）

戊辰 卯

（武榮）朱印
月十八日

伊東代

小屋

山角代

山田

木負村百姓中

史料(2)「検地書出」とそれに関連する史料

【史料一】相模国飯積福田寺分検地書出写(「古文書二」戦七八)

(外題カ)

「飯積之内福田寺之検地書出

戊九月廿一日」

(相模国西郡)

飯積之内福田寺分

此分錢十二貫卅六文

両毛分

六町六十分

本島

此外

此分錢三貫文
三町

松地^ニ引^レ之、

以上十五貫卅六文

此内

一貫五百文

百姓公事免

一貫文

諸色引

七百六十文

不作

以上三貫二百六十文

殘而

拾壹貫七百七十三文當定納

大永六^丙戌九月廿一日

上使判

岡田判

飯積之内

福田寺分百姓中

【史料二】北条家検地書出(「大川文書」戦二三五・原本・「写二冊」をもとに再翻刻)

(端裏書)

「癸^(伊豆国田方郡)
卯長濱検地書出」

癸

長濱検地書出之事

卯

一壹町六反大九十歩

田本増辻

此分錢

八貫百廿六文 反別五百文宛

一壹町四反大九十歩

畠辻

此分錢

貳貫九百八十七文

反別貳百文宛両毛共二

已上拾壹貫百十三文

此(内)

壹貫六百文

三嶋やふさミ錢

壹貫六百文

成當大夫錢

壹貫五百文

田畠増之内指置神田

井領諸色二引、

六百文

住本寺免此内百文

岡田二免、

五百文

安養寺領免

三百文

定使給

已上六貫百文

殘而

五貫十三文 定納

此外

五貫文 道正網代如二前と一、

已上

大草但馬 (花押)

笠原玄蕃助 (花押)

癸

天文十二年九月十五日

笠原代 加藤彌次郎 (花押)

卯

清水代 鈴木善左衛門尉 (花押)

関善左衛門代 (花押)

御代官

長浜 御百姓中

【史料三】北条家検地書出写(「皇国地誌」)

坂間郷内高来寺分検地書出

拾壹町三段半廿歩 田数辻

此分錢

五拾六貫七百七十文 反別五百文宛

此内

老貫文 井料免

残而

五十五貫七百七十七文 納

拾貳貫 山下二伏田畠辻高根分共二

合六拾七貫七百七拾七文 定納

天文十二 癸卯十月十八日

但シ諸役等者可レ為レ如二前々一者也

中村小四郎 在判

関 新三郎 同

関戸 宗悦 同

岡田 宗遁 在判

松田六郎左衛門尉 在判

高来寺別当坊

【史料四】北条氏照朱印状（「北野天神社文書」戰 一〇三九）

（折紙）

（武藏国入間郡）
宮寺郷卯歳 御檢知之上、改而被_レ定_二、置御年貢之辻、
五拾貳貫八百十六文 本増之高辻、

此内

貳貫文 宿屋敷
一貫四百卅二文 社領
五百文 定使給
六貫文 夫錢、一疋一人之分_三引、
貳貫文 同郡代夫
此外 四貫文 □
五貫文 百姓堪忍分、
拾貳貫文 □辻、
以上 廿八貫九百卅二文

残而

廿三貫八百八十四文 （武藏国多摩郡）
此内 滝山御蔵江 可_レ納申辻、

拾二貫文 本年貢
拾壹貫八百八十四文 卯増
以上

合貳拾三貫八百八十四文

（永祿十年）
卯 （如意成就）朱印）
九月十七日

志村分
代官

【史料五】北条家朱印状（「平林寺文書」戰 一〇六四）

（懸紙上書）

「原宿」 代官
「百姓中」
（武藏国足立郡）
原宿當檢見御書出、

壹町八段百歩 田數

此分錢五貫四百九十文 反別三百文充、

拾町八反小四十歩 畠數

此分錢、拾七貫八百卅四文、反別百六十五文充、

此内十貫八百四十四文、秋成反別百文充、

六貫九百九十文 夏成反別六十五文充、

以上

合貳拾三貫三百廿四文 當檢見踏立辻、

此内引物、

三百文 神田

壹貫文 堤免井料共_二、

五百文 代官給

五百文 名主免

五百文 定使給

以上貳貫八百文 諸色引_レ之、

残而

廿貫五百廿四文 當納、

以上

右、當年貢無_二沙汰_一可_レ致_二進納_一者也、仍如_レ件、

永祿十年卯丁
(虎朱印)

十二月廿三日

代官

恆岡越後代

原宿百姓中

○本文書紙繼目裏二印文「調」朱印ヲ捺印ス。

【史料六】北条氏邦檢地書出写(「新編武蔵国風土記稿榛澤郡五」戦一〇八三)

「白岩惣次郎御檢地一枚書」

壹丁三反百五十步

田數

此分錢六貫六百四十七文

壹反別五百文當

壹丁九十步

畠數

此分錢貳貫五十文

壹反別貳百文當、夏秋共、

已上八貫七百人

辰歲定納、

此内壹貫貳十五文 辰夏成分、

已上

此外

壹反大七十步

田當被、

此分錢九百文

壹反別五百文當、

貳反大卅步

畠當不作、

此分錢五百五十文

壹反別貳百文當、夏秋共、

合拾貫百五十文

高辻

此内

壹貫三百文

(永祿十二年)
從已歲夏成分定納、

八貫八百五十文

同秋成分、

已上拾貫百五十文 每年定納分、

横山雅樂助判

永祿十一年 戊辰六月卅日

八木甚七郎判

(綱定カ)
三山代

奥源右衛門判

町田雅樂助殿

百姓中

【史料七】河越本郷検地定書（「大野福治氏所蔵文書」戦 一六〇七）

一、五拾参貫貳百七十四文 （武蔵国入間郡）
河越郷検地之辻、

此内

五貫文

繩寄

壹貫文

井料免

壹貫文

定使免

壹貫五百文

代官給

以上八貫五百文

殘而

四拾四貫七百七十四文

定納

以上

（元龜三年）

右、壬申年檢地之辻、如_レ斯相定候、田地案内者、雖_レ無_レ之候、大野縫殿助地塙、致_二案内分_一、如_レ此相定候、此外荒地拾年荒野_二致_レ之、可_レ為_二開田_一、仰事_二候者也、仍如_レ件、

印文未詳

元龜三年 申 七月廿六日

井出入道

（カ）
以_二三（花押）

大野縫殿助との

【史料八】北条氏光朱印状（「雲松院文書」戦 一六二二）

（武蔵国橋樹郡）
鳥山之内 神臺地 雲松院分檢地指出、

貳町壹反大七十歩

田數

分錢拾貫九百卅二文

反別五百文充

七段小四十歩

畠數

分錢七百四十四文

秋成 反別百文充

四百八十二文

夏成 同 六十五文充

以上拾貳貫百五十八文

定納 惣合貳拾九貫八百文

役錢之儀者、重而可_レ被_二仰出_一者也、

元龜三年

申 壬

（桐圭 朱印）

十一月朔日

（武蔵国橋樹郡）
雲松院領

代官

百姓中

久米玄蕃助（花押）

武圖書助（花押）

中田加賀守（花押）

【史料九】北条家朱印状（「東慶寺文書」戰 一七二〇）

（懸紙上書）相模国東郡

（庭）

「野葉郷百姓中」

分國之法郷中之指引、

百六貫三百六十七文

野葉郷田畠踏立辻、

此内

貳貫五百文

神田

三貫五百文

代官給

二貫文

井料免

二貫文

定使給

十一貫文

公事免

以上廿一貫文 前々神社等指置ハ免もあれ、御國法

如レ此之間、可レ為「此分」、

残而

八十五貫三百六十七文

此内前々納所御寺へ参分

十三貫五百文

米五十四俵納、

三貫八百五十文

畠年貢長佐久共二

二貫四百文

宮窪深田堂免共

一貫文

政所免

一貫文

原田

以上廿一貫七百五十文 此員數百姓如レ申口、

尚残而、

六十三貫六百十七文 當檢地増分

以上

此増分御寺へ^{（御脱力）}新寄進之由、被_レ仰断候、可_レ存_レ其旨、

一、陣夫壹疋ハ前々井出兵部所へ出、此度増分ニ壹疋可_レ出_レ之、
以上

右、所_レ定如_レ件、

天正二年 戊戌八月十七日

（虎朱印）

江雪^{（板部岡融成）}

中將_レ奉之

江雲

安藤豊前^{（良整）}

野葉郷
百姓中

○本文書、紙継目裏ニ印文「調」ノ朱印ヲ捺ス。

【史料一〇】北条家朱印状（「東慶寺文書」戰一七二一）

（懸紙上書）

〔舞〕（相模国東郡）
「前岡郷百姓中」

分国定法郷中之指引、

貳百拾六貫七百五十三文 前岡郷田畠踏立辻、

此内

五貫文

神田

七貫文

代官給

四貫文

井料

貳貫五百文

定使給

廿二貫文

公事免

以上四十貫五百文 前と神社等之指置ハ免もあれ、御

国法如レ此候間、此分たるへし

残而、

百七十六貫二百五十三文

此内前と納所御寺へ参分

五十一貫三百文 米二百廿三文俵納、

九貫八百五十文 畠年貢

七貫八百五十文 三給之年貢

以上六十九貫文 此員數百姓如レ申口、

猶残而、

百七貫二百五十三文 當檢地増分

以上

此増分、御寺へ新御寄進之由、被レ仰断候、可レ存其旨、

一、陣夫貳疋ハ前と多米前へ出、此度増分三疋可レ出レ之、

以上

右、所レ定如レ件、

天正二年戊申八月十七日
（虎朱印）

江雪
（板部岡融成）

中将
奉之

江雲

安藤豊前
（良整）

前岡郷
百姓中

○本文書、紙継目裏三印文「調」ノ朱印ヲ捺ス。

【史料二】北条家朱印状（「竹谷文書」戰一九一五）

（押紙）

「竹谷

大野」

（武藏国入間郡）

苜川郷御檢地御書出

一、拾四町五段小十歩

田數

分錢七拾貳貫六百七十九文、段別五百文充、

一、貳拾四町貳段牛卅歩

畠數

分錢四拾貫廿七文、段別百六十五文充、

此内拾五貫七百六十二文、夏成

此永樂七貫八百八十一文

以上百貳貫七百六文

此内

貳貫文

神田

拾壹貫文

公事免

貳貫文

井料

三貫文

代官給

貳貫文

定使給

以上貳拾貫文

引物

殘而

九拾貳貫七百六文、定納、

此永樂

四拾六貫三百五十三文

此内

拾七貫貳百四十二文、本年貢

貳拾四貫百一十一文、増分

此外五貫文増分之内、竹谷・大野兩人ニ永被レ下、

以上四拾壹貫三百五十三文

右、四拾壹貫三百五十三文、毎年岩付御藏奉行衆ニ可レ渡レ之

者也、仍如レ件、

天正五年丑

（虎朱印）

五月廿六日

（板部岡融成）

奉レ之

（源七郎）

竹谷

（縫殿助）

大野

【史料二二】北条家朱印狀（『道祖土文書』戰 一九七九）

（武藏国比企郡）
三保谷郷検地書出

貳百六拾六貫八十文 田畠踏立辻

此内

廿三貫八百卅二文 養竹院分

拾九貫五百六十五文 福嶋給田

三貫七百七十文 矢部大炊助給田

十四貫四百文 宮分五ヶ所、半分九ヶ所、

已上六拾壹貫五百七十文

残而

貳百四貫五百十文 御領所

此内

貳拾貫五百文 公事免

三貫文 堤免

五貫文 代官給

貳貫文 定使免

拾四貫十文 百姓ニ永代御赦免、但戊寅年之増分五十四

貫十文之内、

已上四拾四貫五百十文

残而

百六拾貫文 定納

已上

右、此度糺明事終而相定畢、自今以後、此掟不_レ可有_二相違_一、
彼郷中_レ被_レ指_二置十四貫文_一、自然於_二後年_一如何様之族雖_レ企_二訴訟_一、

郷中_レ被_二付置_一上者、不_レ可有_二異儀_一旨、被_二仰出_一者也、仍狀如_レ件、

一、十七町

十町七反

已上

田荒地
畠荒地

右之荒地、致_二開發_一者有_レ之者、可_二申上_一、可_レ有_二御褒美_一、其上年
記を定、可_レ被_二仰付_一者也、

戊寅 虎朱印

奉_レ之

天正六年卯月七日

江雪
（板部岡融成）

三保谷代官

道祖土々佐守
百姓中

○本文書、紙継目二ヶ所二各「調」朱印ヲ捺ス。

【史料二三】北条氏光檢地指出写〔新編武藏国風土記稿所収都築郡藤兵衛所蔵文書〕戰 二八六五

酉年小机筋恩田之郷檢地指出

(武藏国都築郡)

一、参拾五町四段大九十步 田數

此分錢

百七拾七貫四百五拾八文 但壹反別
五百文宛

一、参拾三町半

此分錢

参拾三貫五十文

但壹反別百文宛
但秋成

貳拾壹貫五百四十七文

但壹反別六十
五文宛夏成

合貳百参拾貳貫五十五文

田畠之辻、

此内諸引物

拾貳貫百文 公事免

但本途之辻
十分一

五貫文

代官給

五貫文

名主免

参貫文

宮免

参貫文

井料免

貳貫文

定使給

以上卅貫百文

引方

残而

貳百壹貫九百五十五文 夏秋定納

以上

右當檢地定納之辻、無二相違一可レ致二進納一者也、仍如レ件、

天正拾三年 酉乙 九月廿七日

(桐圭 朱印)

恩田之郷
百姓中

奉行
小山筑前入道(花押)

中田加賀守代
柴崎但馬(花押)

【史料一四―二】北条氏邦朱印状（「飯塚文書」戦 三〇二）

此度御検地之「高辻」事、

百三貫百七拾六文

本増共、

此内八貫文

夫錢、壹疋壹人分

壹貫文

定使給

壹貫四百八十文

（金剛）
こんかう寺

八百六十文 來光寺

四百六十文 正覺寺

三百文

大明神免

以上、拾貳貫百文

残而、

六拾七貫五百文

從前と「納御年貢」、

拾壹貫五百文

戌年之増

以上、七拾九貫文、毎年定納、

此外、

十壹貫五百七十六文

（戌年増分之内、百姓御佐言申
ニ付而御赦免）

以上、合百三貫百七拾六文

一、此度御検地大途次之事、
（北条氏直）

一、大途御検地之儀者、夫錢以下さへ、被レ為レ引候へハ、十貫

文之郷百貫文ニ成候共、御許無レ之御國法ニ候、近邊之郷中

候ニ候間、可レ承候事、

一、作毛相違之事者、何時も御國法ニ候、大途可レ為レ如「御領所」

候事、

右、免許之辻者、毎年田畠無「不作」致レ作、御年貢可「走廻」者也、

仍如レ件

（天正十四年）
戊 十月十九日

（「翁邦挹福」朱印）

（上野国緑野郡）
北谷之郷

代官

（通）
百姓中

【史料一四―二】北条氏邦朱印状（「飯塚文書」戦 三一六七）

（折紙）

去年御検地之時分も被「仰出」候、

（上野国緑野郡）
北谷之内西之屋敷つきの下地、

前とより名主免ニ候間、無「相違」出置候、如「御領所」、箕輪之御
（上野国群馬郡）
用等可「走廻」候、殊ニ谷中之儀、萬端可「走廻」者也、仍如レ件、

（天正十五年）
亥

（「翁邦挹福」朱印）

八月廿五日

飯泉和泉守殿

（折裏奥上書）
「飯泉和泉守殿」

【史料一五】北条家検地書出写(「遠藤文書」戦 三〇二九)

丙戌歳

(下総国葛飾郡)
金野井本郷検地書出

拾貳町四段七拾歩

田數

此分錢、卅七貫二百廿文、反別三百文宛

卅八町四段大

畠數

此分錢、六十三貫四百六十八文、反別百六十五文ツ、

三町三反大

畠戊歳開

此分錢、五貫五百五十六文、反別同理、

四拾五歩

田戊歳開

此分錢、卅六文

已上、百六貫貳百八十文

此内、

拾貫六百文

百姓公事免

貳貫文

神田梶取明神

貳貫文

堤免

貳貫文

萬福寺

貳貫文

清満寺

三貫文

代官給

貳貫文

定使給

壹貫文

名主免

已上、^(マ)貳拾三貫六百文

此内、拾三貫六百文、當年一廻、人給不足_二付、被_レ為_レ引、

然者、郷中役も半役可_レ致_レ之、

残而、

八拾貳貫六百八拾文

定納

此内、

貳貫文

畠之分、推津屋敷百姓退傳^(轉)不作、

三貫八百文

田戊歳水損、

壹貫六百卅一文 畠當不作、

已上、七貫四百卅一文、不作一廻引、

残而、

七拾五貫貳百五十文

拾三貫六百文 右、定り引物之内、當年一廻_二為_二、引有物_一、

已上、八十八貫八百五十文、當納、

此外荒地、

拾貫文

田、浮土^(善カ)殿山分

五貫文

田、清滞寺分

三貫文

田、蕪之内

百卅貫文

畠、野本屋敷_{ヨリ}小田邊境迄、

已上、百四拾八貫文 荒地之分

合、貳百拾四貫百八十文、本郷踏立之辻、

此外、木山

一ヶ所

本郷浮土山、堅七十間・横四十間

一ヶ所

本郷福原寺山、堅五十間・横卅間

一ヶ所

百姓本草取野、貳里四方

已上

右、定取如_レ件、

天正十四年 丙戌

(虎朱印)

十一月廿三日

代官

恒岡 長門 (資宗)

佐伯 若狭 (信宗)

百姓中

【史料二六一】北条氏房朱印状(「竹谷文書」戰三二八八)

(押紙)

「竹谷

大野」

(武藏国入間郡)

(府)

符河郷御檢地御書出

一、四拾六貫九百文 當年より定納、

此内

四十壹貫三百五十文 去年之納、

五貫五百五十文 今度之増分

以上、四十六貫九百文

右、四拾六貫九百文、毎年十月晦日を切而、嚴密ニ進納可レ申
者也、仍如レ件、

天正十五年 亥丁

(心簡要) 朱印
十月十二日

(源七郎)

竹谷

(縫殿助)

大野

【史料二六・二】北条氏房朱印状(「竹谷文書」戰三二八九)

(押紙)

「竹谷源七郎

(殿助)

大野縫 〇〇〇」

(北条氏政)

符川郷定納之外、五貫文之所、御陰居様如「御證文」、不レ可有「異
儀」者也、仍如レ件、

天正十五年 (心簡要) 朱印

丁亥十月十二日

(源七郎)

竹谷

(縫殿助)

大野

【史料一七二】北条氏照朱印状（「八王子市郷土資料館所蔵廣瀬文書」 戦三二〇八）

書出 （武蔵国埼玉郡）
久下之郷

一、九拾三貫五百廿文

此内、

四十八貫文 給田

拾五貫貳百文 御加増 金子左京亮増給

壹貫貳百五十文 定使給

貳貫七十文 百姓居屋敷

以上六十六貫五百廿文

殘而、

貳拾七貫文 當納

此内、

廿一貫八十八文 御領所開

五貫九百十二文 給田より出増、

以上

右 久下之郷丁亥歳之御年貢之増分、如レ此被「定置」候、當年よ

り、右之員數一粒一錢無「不足」、霜月十五日を切而、（下総国葛飾郡）栗橋御藏

へ納可レ申、此日限踏出「付而」ハ、御藏錢之「ことく」、（如）利分を付、

可レ被「仰付」、御用之儀者、代官之前へ可レ被「割懸」間、作毛之有之

内ニ手嚴致「催促」、御藏納可レ申旨、被「仰出」者也、仍如レ件、

天正十五年丁亥印文未詳朱印

十一月三日

金子左京亮殿

【史料一七二】北条氏照朱印状（「八王子市郷土資料館所蔵廣瀬文書」 戦三二〇〇）

代官之掟

一、御代官被「仰付」上、以「御檢知」被「踏立」候、御年貢之辻催促就「

油断」、郷未進「成来」二付而者、代官役「被」為「弁」御国法也、

可レ存「其旨」事、

一、有「風損・水損」御年貢之首尾可「相違」二付而者、不「延」時刻「遂」

披露、其年之水損、風損可レ被「引」、御催促之時、為「不」遂「披露」

日損・水損與申「二付而者」、代官可レ為「弁」事、

一、当郷代官成間敷意趣有「レ」之「二付而者」、年貢不「引」以前「二上

表可「二申上」、表之時者、引戻之年貢本途「二成込」、進納申儀、

御国法也、可レ存「其旨」事、

右、代官役之掟、如レ此「二候」、存「其旨」、可「走廻」者也、仍如レ件、

丁亥印文未詳朱印

十二月三日

【史料一七三】北条氏照朱印状（「八王子郷土資料館所蔵広瀬文書」戦三〇七）

久下之郷検地之増、

五百十文 川面監物

壹貫九十文 山田帶刀

七百九十四文 知久甚兵衛

九百四十文 福田隼人

五百廿八文 荒井與右衛門

九百十文 落合縫殿助

貳百四十文 福田九兵衛

九百文 山室助兵衛

以上五貫九百十貳文

右、於「久下之郷」、小山衆二被「下候」、給田之増分也、給田之増被「

召上」儀者、御国法也、右之員數一粒一錢無不足令「催促」、霜月

十五日を切而、栗橋へ御藏納可「申」、此日限相延二付而者、如「

御法」御年貢二候共、利分を付、鑓責を以、可「被」召置、「於「代官」者、

催促未熟二付而、納方不足之道理二候間、御仕方代官前へ可

「被」切向旨、被「仰出」者也、仍如「件、

(天正十五年)

丁亥 (印文未詳朱印)

十一月二日

金子左京亮殿

(北条氏照)

「むつのかみ殿しゅいん」

【史料一八】北条氏邦検地書出（「持田文書」戦三三五九）

(武蔵国榛澤郡)

荒川之郷御検地之辻事、

永樂錢

貳拾貫貳百九文 此度改之辻、

此内、

三貫六百六十八文 當開十一人御扶持被「下事、

此取衆

二百卅文 持田左京亮

三百卅文 同 舍人

三百卅文 中鳴圖書助

三百卅文 河田隼人

三百卅文 大屋玄蕃

三百卅文 同 市助

三百卅文 彌左衛門尉

三百卅文 孫左衛門尉

三百冊文 小四郎

三百冊文 六郎左衛門尉

三百冊文 縫殿助

以上、三貫六百卅文

拾六貫五百四十一文本田高辻、

此内、

壹貫五百四十一文

残而、

持田四郎左衛門尉御扶持二被「下、

拾五貫文 風損・日損無「之、定納

以上、貳拾貫貳百九文 永樂錢

一、當八月よりもあらく二開候原、何方之牢人、何者も開く
 人、永代知行ニ可レ被レ下事、
 一、彼宿へ他所より移候者、永代無諸役不入二被レ仰出候、
 然者、自二前と一定候て懸候役之物、荒川・多田澤(榛澤郡)両村出合可二
 走廻一事、
 一、方と懸廻、他所之者、當秋廿かまと可二引移一事、
 右、定所如レ件、

戊子
(天正十六年)

八月十五日
(「翁邦挹福」朱印)

荒川之郷

持田四郎左衛門尉

【史料一九】北条氏検地書出写(「諸州古文書」戦国遺文後北条氏編三三六七)

武州江戸廻永福寺分検地書出、
(豊嶋郡)

三町壹段四十歩 田数

分錢拾五貫五百五十文 段別五百文宛

九町貳段 畠数

分錢拾五貫百八十文 段別百六十五文宛

此内五貫九百八十文 夏成

以上卅貫七百卅文 田畠踏立辻、

此内引物、

五百文 井料

八百文 代官給

五百文 定使給

三貫七十三文 公事免

以上四貫八百七十三文 除レ之、

残而、

貳拾五貫八百五十七文 定納、

已上

天正十六年
 戊子九月三日
(「虎朱印」)

永福寺分

百姓中

安藤兵部丞

大村彦右衛門尉

山田対馬守

【史料二〇一】北条家寺領寄進状写（「堀之内村並木氏文書」戦 二二八）

（武藏国久良岐郡）
寶生寺領

式反 田道之上下 壹町八反卅步 畠

右此分、好玄寺如御意見、寄進申候、横合於何事諸役不可有之候、仍如件、

天文十一年 壬寅年霜月二日

神保入道（花押）

大道寺帶刀代（花押）

西脇清九郎（花押）

曾祢貴衛門尉（花押）

久米入道（花押）

萩野九三郎（花押）

大村彦右衛門（花押）

（時長）
関新三郎代（花押）

安藤源四郎（花押）

（左カ）

関善右衛門代（花押）

悪右京亮（花押）

寶生寺

（同カ）
御役宿中

【史料二〇二】北条家寄進田畠坪数注文写（「堀之内村並木氏文書」戦 二二九）

（武藏国久良岐郡）
寶生寺領寄進之田畠坪数、

式段田者、家道左右并田嶋方共、

壹町八段卅步畠者、

堂谷之畠壹町 大小十三枚

女坂畠 壹段大九十步

馬場畠 四段大 大小六枚

田嶋共

権現免 壹段半 大小四枚

屋敷共

已上

壹町八段卅步辻也、

右、此分致坪付進候上、横合非分之義并諸役停止之寄進申候也、為
レ後証文、土人之奉行衆連判居處、仍如件、

天文十一年 壬寅年霜月二日

檢地奉行衆

寶生寺

御同宿中

史料(3)「役帳」収録の史料

【史料一】小田原衆 南条右京亮の知行

一 南条右京亮

八十疋貫九百文 西郡 宮地丙寅検地辻

此内廿三貫三百文 有物

貳百拾貫文 中郡 堀三保

五拾三貫六百文 中郡 温水寅歳検地辻

此内卅貫六百文 壬寅検地増分

四拾四貫六百五拾文 同 東田原

拾五貫文 同 養毛

以上四百五貫百五拾文

此内

三百五拾貫文 従前々致来

残而

五拾五貫百五拾文 除役

但此内卅貫六百文温水寅検地増分 重而惣次検地

之上役可被「仰付」者也

此外

百五拾貫文 豆州 松本郷

此内

百貫文 寄子六人給恩ニ被レ下

五拾貫文 知行五ヶ所夫錢役錢ニ為「御合力」南条ニ被レ下

【史料二】河越衆 山中内匠助の知行

一 山中内匠助

貳百六拾八貫四百廿三文 海老名

此内百五十貫役 出錢も同前

十余年以前内匠孫七郎知行分端之時 内検地
之為「高辻」間 知行役儀「前々辻」を以被「仰付」
者也 但増分者惣御検地上改而可被「仰付」

卅九貫五百文 葛西 洪江之郷

貳百拾三貫三百三拾三文 川越 寺井卯検地辻

七拾八貫五百五拾八文 同 的場

以上三百卅一貫四百八拾文 但増分ハ惣御検地之上
改而可被「仰付」

此内百六拾五貫七百四十文 当年改「半役」

合三百拾五貫七百四十文 〔七〕 知行役之辻

都合五百九拾九貫八百拾四文 但人数着到出錢如「高辻」

【史料三】御家中衆 小笠原六郎の知行

一 小笠原六郎殿

百八拾貫三百九拾一文 西郡 飯泉郷

【史料三】社領 高麗寺領の知行

一 高麗寺領

五拾五貫七百七十七文 坂間二伏

拾貳貫文 山下二伏

以上六拾七貫七百七十七文

【史料四】御馬廻衆 庄式部少輔の知行

一 庄式部少輔

東郡

廿貫文 吉田嶋

東郡

九貫文 小野之内

四貫五百文 同所田地

以上卅三貫五百文

【史料五】松山衆 神尾善四郎の知行

一八拾貫文 田奈郷

東郡

神尾善四郎

役致来

【史料六】御家中衆 横須賀安芸守の知行

一五拾貫文 三浦

横須賀

横須賀安芸守

諸役一切御免、棟別反錢懸錢共、此外五十貫也

御太方様へ永代売得、但着到ハ百貫文役如「前々」被「仰定」

【史料七】御馬廻衆 最後尾の記載

右之人数者、自「前々」一切役不「致」之

間、向後も可「為」其分、但御目之前

大普請、又御庭普請、大持等「人数」

入候時、可「被」召仕「者」勿論候、其時者

以「彼帳」懸「高辻」可「申付」者也、仍如「件

永禄二年 己未 二月十二日

- ① 有光友學「戦国大名今川氏の歴史的な性格——とくに『公事検地』と小領主支配について——」（『日本史研究』一三八、一九七四年）
- ② 安良城盛昭「太閤検地の歴史的前提 一・二」（『歴史学研究』一六三・一六四、一九五三年）、同「戦国大名検地と『名主加地子得分』・『名田ノ内徳』——勝俣鎮夫『戦国大名法制史論』によせて——」（『史学雑誌』九〇—八、一九八一年、のち『日本封建社会成立史論』上岩波書店、一九八四年所収）
- ③ 勝俣鎮夫「戦国法の展開」（『戦国時代』吉川弘文館、一九七八年、のち『戦国時代論』岩波書店、一九九六年所収）、同『戦国法成立史論』（東京大学出版会、一九七九年）、同「戦国大名検地について——安良城盛昭氏の批判に答える——」（『史学雑誌』九二—一、一九八三年）
- ④ 松浦義則「戦国期北陸地域における指出についての覚書」（池上裕子・稲葉継陽編『展望日本の歴史二二 戦国社会』東京堂出版、二〇〇一年、初出一九八九年）、藤木久志「村の指出」（『村と領主の戦国世界』東京堂出版会、一九九七年、初出一九九二年）、湯浅治久「室町・戦国期の地域社会と「公方・地下」」（『中世後期の地域と在地領主』吉川弘文館、二〇〇二年、初出一九九四年）
- ⑤ 木越隆三『織豊検地と石高の研究』（桂書房、二〇〇〇年）、久保健一郎「戦国大名検地の構造」（『戦国大名と公儀』校倉書房、二〇〇一年）、平井上総「長宗我部地検帳と天正総検地」（同『長宗我部氏の検地と権力構造』所収、校倉書房、二〇〇八年）、鈴木将典「武田氏の検地と税制」（平山優・丸島和洋編『戦国大名武田氏の権力と支配』岩田書院、二〇〇八年）
- ⑥ 有光友學「戦国大名今川氏の歴史的な性格——とくに『公事検地』と小領主支配について——」（『日本史研究』一三八、一九七四年）、勝俣鎮夫「戦国大名検地に関する一考察——恵林寺領『検地帳』の分析——」（永原慶二編『戦国期の権力と社会』東京大学出版会、一九七六年）、岸田裕之「毛利氏の惣国検地と段銭——吉見正頼書状の翻刻紹介を通して

考える―」(科学研究費補助金研究成果報告書『戦国大名毛利氏関係

史料の調査と研究』、一九九五年)、平井上総氏の論文は注4に同じ。

7 佐脇栄智「後北条氏の検地」(『日本歴史』一七七、一九六三年、のち

『後北条氏の基礎研究』吉川弘文館、一九七六年)

8 澁澤敬三『豆州内浦漁村史料』(上巻、アチックミュージ엄彙報、一

九三七年では、このような区別はなされておらず、『写二冊』を筆写する際に生じたものかもしれない。

9 浅倉直美「後北条領国における郷村支配と定使」(永原慶二編『大名領

国を歩く』吉川弘文館、一九九三年)、池上裕子「名主と定使につい

て」(『戦国史研究』二八、一九九四年)浅倉直美氏は、「検地書

出」の分析から、引方は国法によって決定したものであることを明らかにする。

10 則竹雄一「戦国大名北条氏の検地に関する覚書」(『獨協中学高等学

校研究紀要』一七・一八合併号、二〇〇〇年を改題の上改稿、同『戦

国大名領国の権力構造』吉川弘文館、二〇〇五年所収)、同「新発見の北条家検地書出」(『大磯町史研究』八、二〇〇一年)

11 佐脇栄智校注『小田原所領役帳―戦国遺文後北条氏編別巻―』(東京堂

出版、一九九八年)、底本は国立公文書館内閣文庫所蔵の「小田原北条

家分限帳」である。

12 佐脇論文、注7に同じ。

13 則竹論文、注8に同じ。

14 最近、「天正八年織田検地論」として織田信長の検地が分析された(飛

鳥井拓「天正八年武吉村指出帳と丹波国検地」・藤田達生「織田検地

と所替・国替」・前田徹「播磨・但馬の天正八年羽柴検地帳」(織豊期

研究会編『織豊期研究』第三号、特集天正八年織田検地論、二〇二

一年)。そこでは、荘園制以来形成されてきた収取体制を前提とし、

その過程で把握した年貢などを「石高」として統一的に把握する。ま

た、中世の領主権を否定して大名の国替を行い、「鉢植大名」を形成

することが可能であった。それが、近世検地の先駆けであって、さら

には、太閤検地の歴史的前提と評価する動向がある。

15 池上裕子「東国の戦国大名検地」(『戦国時代社会構造の研究』校倉書

房、一九九九年)、同「大名領国制と荘園―織田信長の政策を中心に

―(同『日本中近世移行期論』所収、二〇一二年)、**本多隆成**『初期徳川氏の農村支配』(吉川弘文館、二〇〇六年)

¹⁶ **池上裕子**「文献からみる戦国時代の府川郷・本郷」(川越市中世府川郷調査研究会、二〇一四年)

¹⁷ **池上裕子**「戦国大名における所領および家臣団編成の展開―後北条領国の場合―」(永原慶二編『戦国期の権力と社会』所収、一九七六年、東京大学出版会、のち『戦国大名の研究』(戦国大名論集一)に収録)。**小和田哲男**「後北条氏領国下の農民諸階層―『下中村上町分検地帳』の再検討―」(『関東戦国史の研究』名著出版、一九七六年)、同「戦国大名後北条氏の侍」(『静岡大学教育学部研究報告』(人文社会科学編)二七号、一九七七年、のち『後北条氏研究』に収録)では、佐脇分析にある(4)の「検地帳」や「検地書出」を中心に分析する。そこで「検地帳」から、北条領国内に地主と小作の関係、出作や入作があったことを明らかにする。さらに、「検地帳」からは、小経営、小作農民の把握が行えていることがわかる。これは、池上氏の評価とは異なる。

¹⁸ **久保健一郎**「戦国大名検地と『増分』」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要別冊』一六、一九九〇)、同「戦国大名検地についての二、三の論点」(『歴史評論』五〇七、一九九二年)これらは同『戦国大名と公儀』校倉書房、二〇〇一年に改稿の上所収

¹⁹ **村田修三**「戦国大名研究の問題点」(『新しい歴史学のために』九四、一九六四年)、**「戦国大名毛利氏の権力構造」**(『日本史研究』七三、一九六四年)

²⁰ 池上論文、注12に同じ。則竹論文、注8に同じ。

²¹ **實方壽義**「戦国大名後北条氏の地方統治―特に豆相両国における御領所郷村の場合―」(『日本大学史学科五十周年記念歴史学論文集』所収、日本大学史学科創立五十周年記念事業実行委員会、一九七八年)、

²² **佐脇栄智**「北条早雲・氏綱の相武侵略」(『神奈川県史通史編一原始・古代・中世』第三編第四章第一節、神奈川県、一九八一年)

²³ **佐脇栄智**「後北条氏の郷村支配とその役人」(『国学院雑誌』九七巻二、一九九六年)。佐脇氏は、「虎の印判(虎朱印)」の登場が、郷村

における支配方法にも変化がみられるとする。虎朱印は、郷村支配において、人民を直接把握して、支配を強める効果がある。虎朱印を活用することで、支配に関係する役人を、わざわざ部将級のものを置く必要がなくなる。その証拠に、三代目氏康や四代目氏政の支配にあたる永禄年間(二五五八～一五七〇)になると、郷村支配を直接おこなう役人は、近隣の土豪や百姓階層の者に移動している。

⁽²⁴⁾ 久保健一郎「『大途』と後北条氏『一家衆』」(滝澤武雄編『論集

中近世の史料と方法』東京堂出版、一九九一年所収)、同「後北条氏における公儀の構造」(『日本歴史』五七四、一九九六年)、同「公儀としての戦国大名」(『歴史評論』五三三、一九九三年)これらは同

『戦国大名と公儀』校倉書房、二〇〇一年に改稿の上所収

⁽²⁵⁾ 黒田基樹「戦国大名北条氏の館林領支配」(『ぐんま史料研究』五

号、一九九五年、同『戦国期東国の大名と国衆』、岩田書院、二〇〇一年に所収)

⁽²⁶⁾ 黒田基樹「戦国大名の「国役」とその性格―安全保障と「村の成立」の視点から―」(『中近世移行期の大名権力と村落』、校倉書房、二〇〇三年)

⁽²⁷⁾ 市村高男「戦国末期における北条氏の武蔵支配の展開」(『新編埼玉県史通史編二中世』第四章第四節一～四、一九八八年)、井上恵一

「後北条氏の領国支配形態―特に支城を中心として―」(『中世史研究』三・四合併号、日本大学中世研究会、一九七〇年)、同「後北条氏の支城領制と北条氏照」(原題「戦国大名後北条氏の支城領制と北条氏照」、『史叢』七七号、日本大学史学会、二〇〇七年を一部改稿にて、後北条氏の支城主を検討し、その支配が均一的でないことを明らかにする。

⁽²⁸⁾ 村井良介「戦国期における領域支配の展開と権力構造」(『日本史研究』五五八号、二〇〇九年、同『戦国大名権力構造の研究』、思文閣出版、二〇一二年に改稿して所収)

⁽²⁹⁾ 藤木久志『戦国社会史論―日本中世国家の解体―』東京大学出版会、一九七四年所収)、同「大名領国制論」(『体系日本国家史』中世、東

京大学出版会、一九七五年、のち『戦国大名の権力構造』吉川弘文

館、一九八七年所収)同「村の指出」(『村と領主の戦国世界』東京堂出版会、一九九七年、初出一九九二年)

⁽³⁰⁾ 池上裕子「中近世移行期を考える―村落論を中心に―」(『人民の歴史』一七九号、二〇〇九年)

⁽³¹⁾ 則竹雄一「大名領国下における年貢収取と村落」(『歴史学研究』六一号、一九九三年)

⁽³²⁾ 實方壽義「中世末期における海辺村落の構造―戦国大名後北条氏領豆州内浦の場合」(史叢(一二／一三)、日本大学史学会、一九六九年)

⁽³³⁾ 盛本昌広「後北条領国における海村の負担」(『歴史手帖』二三巻一号、一九九四年、同『日本中世の贈与と負担』校倉書房、一九九七年に補訂して所収)

⁽³⁴⁾ 銭静怡「戦国大名北条氏の郷村支配と土豪層―「郷請」の実態を考える―」(同『戦国期の村落と領主権力』吉川弘文館、二〇一八年)

⁽³⁵⁾

拙稿「戦国大名後北条氏における検地実施過程についての再検討―伊豆国長浜検地書出と長浜野帳をもとに―」(『都市文化研究』第三三号、二〇二二年)

第一章

⁽¹⁾ 佐脇栄智校注『小田原所領役帳―戦国遺文後北条氏編別巻―』(東京堂出版、一九九八年)によれば、有物は増分と同等のものという理解である。

天正一五年一月二三日付下総国金野井本郷宛「北条家検地書出写」(【史料(2)―一五】)では、「拾三貫六百文ノ右、定り引物之内、當年一廻^ニ為^ニ引有物^一」と「有物」について、記載が確認できる。これは、一三貫六〇〇文が、この「検地書出」で決定されたが、一三貫六〇〇文の引物(引方)について、当年(天正一五年分)は、有物とする、という意味である。

「検地書出」によると、金野井本郷では、「七拾五貫貳百五十文(七五貫二五〇文)」が、定納高となっており、基本的に七五貫二五〇文が年貢として納められていた。しかし、「拾三貫六百文、當年一廻、人

給不足^二付、被^レ為^レ引、然者、郷中役も半役可^レ致^レ之」とあって、この年は、家臣の給分が不足しているから、引方であるはずの二三貫六〇〇文を天正一五年分だけ、年貢として定めるということになった。

そうした結果、本来の定納高七五貫二五〇文に、一三貫六〇〇文が追加されてしまい、「已上、八十八貫八百五十文、當納」と天正一五年に限り、八八貫八五〇文を納めることになった。このようなところから「有物」は、広義の意味で、増分をあらわしていると想定できる。しかし、天正一五年金野井本郷の検地をみると、「有物」は臨時的な「増分」で、恒常的な収奪ではなかったとも考えられる。本稿では、佐脇氏の見解から、「有物＝増分」として定義するが、「有物」の理解は、その他の事例を探して検討する余地を残しているのではないか。

② 則竹雄一「戦国大名北条氏の検地に関する覚書」（『獨協中学高等学校研究紀要』一七・一八合併号、二〇〇〇年を改題の上改稿、同『戦国大名領国の権力構造』吉川弘文館、二〇〇五年所収）、同「新発見の北条家検地書出」（『大磯町史研究』八、二〇〇一年）

③ 則竹論文、注2に同じ。佐脇榮智「後北条氏の検地」（『日本歴史』一七七、一九六三年、のち『後北条氏の基礎研究』吉川弘文館、一九七六年）。『新編埼玉県史』通史編など参照。

④ 長塚孝「伊勢宗瑞の「検田」」（『戦国史研究』三〇号、一九九五年）

⑤ 池上裕子「後北条領の公事について」（『歴史学研究』五二三、一九八三年、のちに『戦国時代社会構造の研究』校倉書房、一九九九年所収）

⑥ 相模国坂間郷高麗寺分の「検地書出」（『史料（2）—3—』）は、従来の史料集等には掲載されていないが、注2の則竹論文で検討された。【史料（2）—3—】の原本は、高麗神社所蔵文書に収録されていたが、散逸しているため確認できない。写しに関しては、神奈川県大磯町曾根田家所蔵の『皇国地誌淘綾郡高麗村』（明治一五年二月四日）に書写されていたが、そのほとんどが関東大震災で焼失した。そのうち残存した史料を『中郡勢誌』（中地方事務所、一九五三年）に携わった川口清氏が、史料調査ノート（平塚市川口妙香家所蔵）に高来邦道家文書として筆写し、写真を残している（『大磯町史』資料編、中世）。

⁷ 【史料(2)―一四―一】北条氏邦朱印状(「飯塚文書」戦三〇一二)、

【史料(2)―一六―二】北条氏房朱印状(「竹谷文書」戦三一八九、

【史料(2)―一七―二】北条氏照朱印状(「八王子市郷土資料館所蔵廣

瀬文書」戦三二一〇)

⁸ 浅倉直美「後北条領国における郷村支配と定使」(永原慶二編『大名領

国を歩く』吉川弘文館、一九九三年)、【史料九・一〇】北条家朱印

状(「東慶寺文書」戦一七二〇、一七二二)

⁹ 池上裕子「中近世移行期を考える―村落論を中心に―」(『人民の歴史

学』一七九号、二〇〇九年)

¹⁰ 佐脇栄智「後北条氏の懸銭・段銭再考」(『日本歴史』五二五、一九

九二年)

¹¹ 注8に同じ。

¹² 北条氏康判物写(「諸家文書」戦三六〇)、北条家朱印状写(「諸家文

書」戦三六一)

¹³ 【史料(3)四〇七】、注1に同じ。

¹⁴ 注1に同じ。

¹⁵ 池上裕子「戦国大名における所領および家臣団編成の展開―後北条領

国の場合―」(永原慶二編『戦国期の権力と社会』所収、一九七六

年、東京大学出版会、のち『戦国大名の研究』(戦国大名論集二)に

収録)

¹⁶ 實方壽義「戦国時代の伊豆―特に後北条氏の在地武士支配と寺社統制

―」(日本大学文理学部(三島)研究年報(二三)、日本大学文理学部一

九七五年)では、北条氏が寺社領の直轄化に成功していた権力だと評

価する。確かに、實方氏の研究を参考にすれば、北条氏が滅亡するま

での段階に、直轄化できた寺社領もあるとはいえる。しかし、「役

帳」の記録や、「検地書出」をみるに、直轄化の成功は、永禄二年段

階では断定することができない。これについては、北条領国下におけ

る、直轄領の事例をさらに検討する必要がある。

第二章

- ① 則竹雄一「戦国大名北条氏の検地に関する覚書」（『獨協中学高等学校研究紀要』一七・一八合併号、二〇〇〇年を改題の上改稿、同『戦国大名領国の権力構造』吉川弘文館、二〇〇五年所収）
- ② 則竹論文、注1に同じ。
- ③ 則竹雄一「新発見の北条家検地書出」（『大磯町史研究』八、二〇〇一）
- ④ 佐脇栄智「後北条氏の郷村支配とその役人」（『国学院雑誌』九七巻二、一九九六年）や、則竹論文（注1）をはじめ、伊豆国長浜は北条氏による代官が設置されているため、直轄地であると比定している。
- ⑤ 【史料（2）——一七一—二】北条氏照朱印状（「八王子市郷土資料館所蔵廣瀬文書」戦三二一〇）
- ⑥ 浅倉直美「後北条領国における郷村支配と定使」（永原慶二編『大名領国を歩く』吉川弘文館、一九九三年）
- ⑦ 則竹論文、注1に同じ。
- ⑧ 注5に同じ。

- ⑨ 【史料（2）——一四—二】北条氏邦朱印状（「飯塚文書」戦三二六七）
- ⑩ 【史料（2）——七】河越本郷検地定書（「大野福治氏所蔵文書」戦一六〇七）・【史料（2）——一三】北条氏光検地指出写（「新編武蔵国風土記稿所収都築郡藤兵衛所蔵文書」戦二八六五）・【史料（2）——一五】北条家検地書出写（「遠藤文書」戦三〇二九）
- ⑪ 浅倉論文、注5に同じ。
- ⑫ 【史料（2）——八】北条氏光朱印状（「雲松院文書」戦二六二二）・【史料（2）——一三】注11に同じ。

第三章

- ① 池上裕子編『中近世移行期の土豪と村落』（岩田書院、二〇〇五年）
- ② 北条家長浜棟別銭取帳写（「大川文書」戦二四八）
- ③ 『漁村史料』ではそうした区別はなされておらず、『写 二冊』作成時に、大川氏を強調するためになされたものかもしれない。
- ④ 黒田基樹「戦国期伊豆西浦大川氏の展開」（池上裕子編『中近世移行期の土豪と村落』岩田書院、二〇〇五年）

⑤ 「大」とは、大・半・小という田畠面積の単位である。一反＝三六〇歩で、小はその三分の一の二二〇歩、半は半分の一八〇歩、大は小の二倍にあたる二四〇歩である。例えば、「14」のように「小三十歩」といった表記がなされ、これは一二〇歩十三〇歩＝一五〇歩ということである。

⑥ 則竹雄一「戦国大名北条氏の検地に関する覚書」（『獨協中学高等学校研究紀要』一七・一八合併号、二〇〇〇年を改題の上改稿、同『戦国大名領国の権力構造』吉川弘文館、二〇〇五年所収）によると、「野帳」は検地実施によって記されたメモ書き程度、という評価がある。こうした「野帳」の評価を低くしてきた原因は、「検地書出」の誤記にあるのではないかと考える。

⑦ なお『漁民史料』と『写 二冊』では、畠の面積が二反ちがつている。これは「20」についてであり、『漁民史料』では「同(畠)／二反小」と解釈しているが、『写 二冊』では「同小」としか書いていない。『漁民史料』では、「同二小」とあるものを、これでは意味不明なので、「反」の字を編者が補ったということであろう。また、他の項目で

「反」字を欠いているものはなく、『漁民史料』の翻刻ミスの可能性がある。ひとつ前の「19」は「同二反小」であることから、『写 二冊』の通り「同小」であるのに、「同二小」と思い込んで翻刻してしまったのではなからうか。

⑧ 『写 二冊』のように、「20」は「同小」であるとする一方で、「野帳」の畠面積の総合計と、最後尾の横書きの畠面積が一致するのとから、上記の推定は蓋然性が高いと考える。

⑨ 則竹論文、注6に同じ。

⑩ 天文二年前後と比定した理由としては、長浜における天文二二年の検地書出によって新たに決定した納入額の数値が一致している点から判断した。

⑪ 注2に同じ。

⑫ 池上裕子「後北条領の公事について」（同『歴史学研究』五三三、一九八三年、のち『戦国時代社会構造の研究』校倉書房、一九九九年に収録）

¹² 「検地書出」の「引方」項目三条目には、「老貫五百文田畠増之内指

置神田」とある。これだけを見れば「畠」にも「増」があつたようにも見えるが、「田畠増」とあるのは「耕地」から得られた

「増」の意と理解すべきであろう。

¹³ 池上裕子「東国の戦国大名検地」（同『戦国時代社会構造の研究』校

倉書房、一九九九年に収録）

¹⁴ 長浜のように別での負担になるのは、罰則になる場合である。

¹⁵ 『漁民史料』や『戦国遺文』など、これまで使用されてきた史料集の

数字のミスを正すことができたことによって、検地とその後の郷村の定納額設定までの過程をかなりの精度で復元することができた

考える。これは、検地帳（「野帳」）と「検地書出」の両方が揃って

いる長浜ならではの成果である。

¹⁶ 黒田論文、注4に同じ。

終章

¹ 久保健一郎「公儀としての戦国大名」（『歴史評論』五二三、一九九三

年）、同「後北条氏における公儀の構造」（『日本歴史』五七四、一九

九六年）、同「『境目』の領主と『公儀』」（岡山藩研究会編『藩世界

の意識と関係』岩田書院、二〇〇〇年所収）、以上三論文、同『戦国大

名と公儀』（校倉書房、二〇〇一年所収）